

資料 1 - 2

泊発電所 3 号炉審査資料	
資料番号	DB04 r. 3. 29
提出年月日	令和5年8月3日

泊発電所 3 号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)

第4条 地震による損傷の防止

令和 5 年 8 月
北海道電力株式会社



枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

第4条：地震による損傷の防止

〈目 次〉

今回提出範囲

第1部

1. 基本方針
 1. 1 要求事項の整理
 1. 2 追加要求事項に対する適合性
 - (1) 位置、構造及び設備
 - (2) 安全設計方針
 - (3) 適合性説明
 1. 3 気象等
 1. 4 設備等
 1. 5 手順等

第2部

1. 耐震設計の基本方針
 1. 1 基本方針
 1. 2 適用規格
2. 耐震設計上の重要度分類
 2. 1 重要度分類の基本方針
 2. 2 耐震重要度分類
3. 設計用地震力
 3. 1 地震力の算定法
 3. 2 設計用地震力
4. 荷重の組合せと許容限界
 4. 1 基本方針
5. 地震応答解析の方針
 5. 1 建物・構築物
 5. 2 機器・配管系
 5. 3 屋外重要土木構造物
 5. 4 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物
6. 設計用減衰定数
7. 耐震重要施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響

8. 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価方針
9. 構造計画と配置計画

(別添)

- 別添一 設計用地震力
- 別添二 動的機能維持の評価
- 別添三 弹性設計用地震動・静的地震力による評価
- 別添四 上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について
- 別添五 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価方針
- 別添六 屋外重要土木構造物等の耐震評価における断面選定の考え方
- 別添七 主要建屋の構造概要について
- 別添八 入力地震動について

(別紙)

- 別紙一 設置変更許可申請における既許可からの変更点及び既工認との手法の相違点の整理について
審査実績：2023年6月8日 審査会合 2023年7月19日 ヒアリング
- 別紙二 上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討
審査実績：2023年5月29日 ヒアリング 2023年7月3日 ヒアリング
- 別紙三 水平2方向及び鉛直方向の地震力の適切な組合せに関する検討について
審査実績：2023年6月22日 ヒアリング 2023年7月19日 ヒアリング
- 別紙四 動的機能維持評価の検討方針について
審査実績：2023年6月26日 ヒアリング
- 別紙五 地震時における燃料被覆管の閉じ込め機能の維持について
審査実績：2023年6月26日 ヒアリング
- 別紙六 土木構造物の解析手法及び解析モデルの精緻化について
審査実績：2022年12月12日 ヒアリング 2023年7月24日 ヒアリング
- 別紙七 後施工せん断補強筋による耐震補強について
審査実績：2022年11月28日 ヒアリング
- 別紙八 屋外重要土木構造物等の耐震評価における断面選定について
審査実績：2022年12月12日 ヒアリング 2023年7月24日 ヒアリング
- 別紙九 施設の耐震評価に用いる地盤の液状化の評価方針
審査実績：2022年12月6日 審査会合 2023年7月4日 審査会合

別紙—1 0 設計地下水位の設定方針について

審査実績：2022年6月23日 審査会合

別紙—1 1 地下水排水設備について

審査実績：2023年2月28日 審査会合 2023年7月20日 ヒアリング

別紙—1 2 一関東評価用地震動（鉛直方向）に関する影響評価について

<概要>

第1部において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。

第2部において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備、運用等について説明する。

第1部

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

地震による損傷の防止について、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第4条「及び実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第5条において、追加要求事項を明確化する（表1）。

表1 設置許可基準規則第4条並びに技術基準規則第5条 要求事項

設置許可基準規則 第4条（地震による損傷の防止）	技術基準規則 第5条（地震による損傷の防止）	備考
設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。	設計基準対象施設は、これに作用する地震力（設置許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。	追加要求事項
3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	2 耐震重要施設（設置許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（設置許可基準規則第四条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。	
4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	3 耐震重要施設が設置許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	
5 炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	4 炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。	

1.2 追加要求事項に対する適合性

(1) 位置、構造及び設備

ロ. 発電用原子炉施設の一般構造

本発電用原子炉施設は、発電用原子炉、1次冷却設備、2次冷却設備、その他関連設備等からなり、各設備は、原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋等に収納する。

本発電用原子炉施設のうち、主要な建屋である原子炉建屋、原子炉補助建屋及びタービン建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）とする。海側の敷地整地面は、標高10mとする。

本発電用原子炉施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」、「電気事業法」等の関連法令の要求を満足するとともに、原子力規制委員会が決定した「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）及び関連する審査基準等に適合するように設計する。

(1) 耐震構造

本発電用原子炉施設は、次の方針に基づき耐震設計を行い、「設置許可基準規則」に適合するように設計する。

(i) 設計基準対象施設の耐震設計

設計基準対象施設については、耐震設計上の重要度分類に応じて、適用する地震力に対して、以下の項目に従って耐震設計を行う。

- a. 耐震重要施設は、基準地震動による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。
- b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて、以下のとおり、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類（以下「耐震重要度分類」という。）し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられるように設計する。

Sクラス 地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設、これらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設及び地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいもの

Bクラス 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設

Cクラス Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施

設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設

【説明資料(1.1(2) : P4条-87) (2.1 : P4条-91)】

- c. S クラスの施設 (e. に記載のもののうち, 津波防護機能を有する施設 (以下「津波防護施設」という。), 浸水防止機能を有する設備 (以下「浸水防止設備」という。) 及び敷地における津波監視機能を有する設備 (以下「津波監視設備」という。) を除く。), B クラス及びC クラスの施設は, 建物・構築物については, 地震層せん断力係数 C_i に, それぞれ3.0, 1.5及び1.0を乗じて求められる水平地震力, 機器・配管系については, それぞれ3.6, 1.8及び1.2を乗じた水平震度から求められる水平地震力に十分に耐えられるように設計する。建物・構築物及び機器・配管系ともに, おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。

ここで, 地震層せん断力係数 C_i は, 標準せん断力係数 C_0 を0.2以上とし, 建物・構築物の振動特性, 地盤の種類等を考慮して求められる値とする。

ただし, 土木構造物の静的地震力は, C クラスに適用される静的地震力を適用する。

S クラスの施設 (e. に記載のもののうち, 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備を除く。) については, 水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は, 建物・構築物については, 震度0.3以上を基準とし, 建物・構築物の振動特性, 地盤の種類等を考慮して求められる鉛直震度, 機器・配管系については, これを1.2倍した鉛直震度から算定する。ただし, 鉛直震度は高さ方向に一定とする。

- d. S クラスの施設 (e. に記載のもののうち, 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備を除く。) は, 基準地震動による地震力に対して安全機能が保持できるように設計する。建物・構築物については, 構造物全体としての変形能力 (終局耐力時の変形) について十分な余裕を有し, 建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するように設計する。機器・配管系については, その施設に要求される機能を保持するように設計し, 塑性ひずみが生じる場合であっても, その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し, その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように, また, 動的機器等については, 基準地震動による応答に対して, その設備に要求される機能を保持するように設計する。

また, 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。建物・構築物については, 発生する応力に対して, 「建築基準法」等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし, 当該許容限界を超えないように設計する。機器・配管系については, 応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるように設計する。

なお, 基準地震動及び弾性設計用地震動による地震力は, 水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。

基準地震動は、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動について、敷地の解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定する。

策定した基準地震動の応答スペクトルを第5.1図及び第5.2図に、加速度時刻歴波形を第5.3～5.21図に示す。

基準地震動の策定位置について、敷地に広く分布する神恵内層は、S波速度が700m/s以上であることから、この神恵内層（原子炉建屋基礎底面付近）の標高0mを解放基盤表面として設定する。

また、弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らない値とし、さらに「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂）」における基準地震動 S_1 を踏まえて設定する。具体的には、工学的判断により、基準地震動に係数0.6を乗じた地震動を弾性設計用地震動として設定する。

なお、Bクラスの施設のうち、共振のある施設については、弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。建物・構築物及び機器・配管系とともに、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。

【説明資料（3.1(2) : P4条-93）】

- e. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物は、基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。

なお、基準地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。

【説明資料（1.1(6) : P4条-88）（4.1(3) : P4条-95）4.1(4) : P4条-97】

- f. 耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、事象選定及び影響評価を行う。なお、影響評価においては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。

【説明資料（1.1(9) : P4条-88）（7. : P4条-105）】

- g. 設計基準対象施設は、岩着構造の防潮堤設置により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水排水設備の機能に期待する施設においては、その機能を考慮した設計地下水位を設定し揚圧力の影響を考慮しない。地下水排水設備の機能に期待しない施設においては、地表面にて設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。

【説明資料（1.1(11) : P4条-88）】

- h. 炉心内の燃料被覆材（燃料被覆管）の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり設計する。

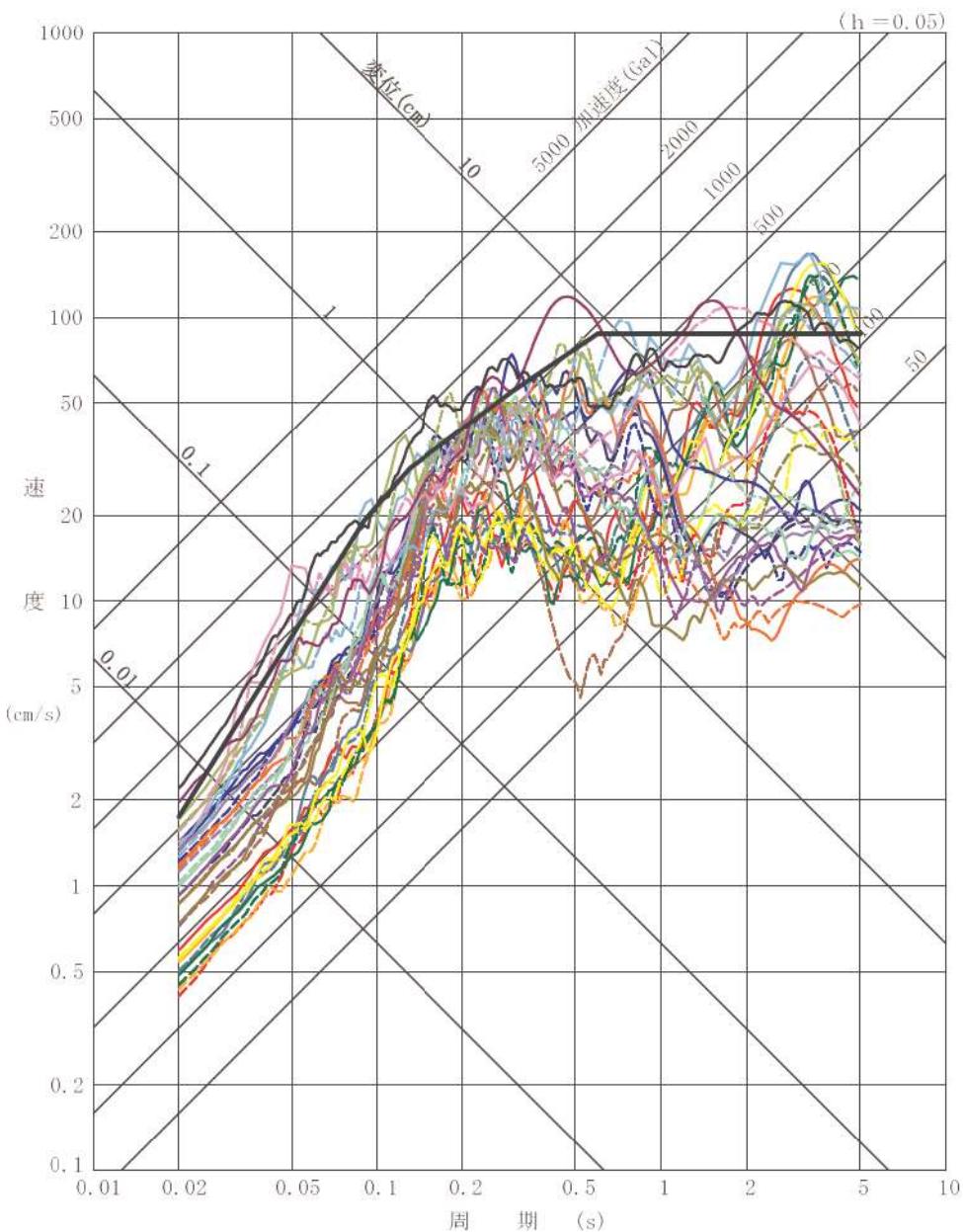
弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に

対して、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるよう
に設計する。

基準地震動による地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼ
さないように設計する。

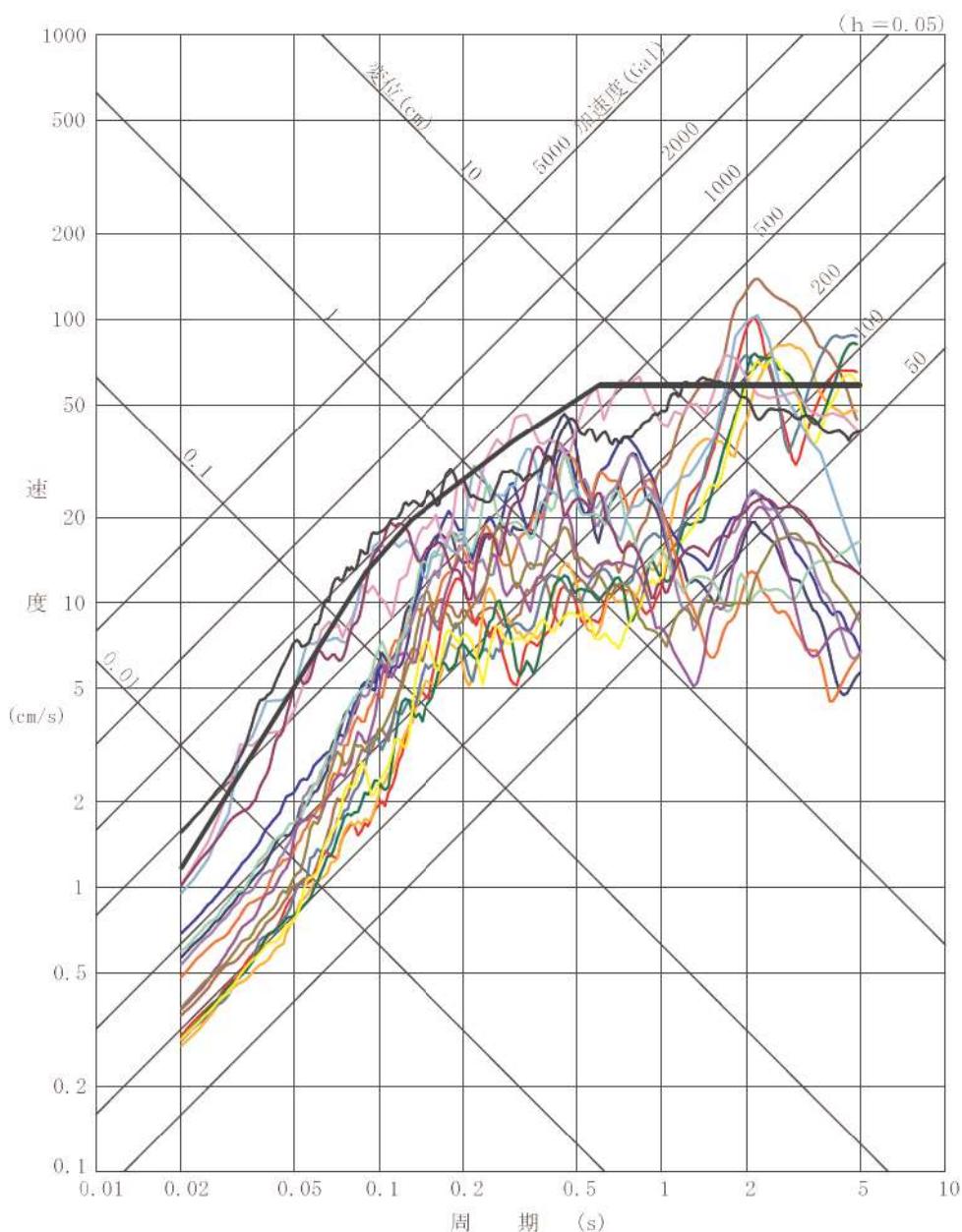
【説明資料（1.1(13)：P4条-88）】

基準地震動 Ss1-H	基準地震動 Ss2-7 (NS 方向)	基準地震動 Ss2-13 (NS 方向)
基準地震動 Ss2-1 (NS 方向)	基準地震動 Ss2-7 (EW 方向)	基準地震動 Ss2-13 (EW 方向)
基準地震動 Ss2-1 (EW 方向)	基準地震動 Ss2-8 (NS 方向)	基準地震動 Ss3-1 (上下流方向)
基準地震動 Ss2-2 (NS 方向)	基準地震動 Ss2-8 (EW 方向)	基準地震動 Ss3-1 (ダム軸方向)
基準地震動 Ss2-2 (EW 方向)	基準地震動 Ss2-9 (NS 方向)	基準地震動 Ss3-2 (NS 方向)
基準地震動 Ss2-3 (NS 方向)	基準地震動 Ss2-9 (EW 方向)	基準地震動 Ss3-2 (EW 方向)
基準地震動 Ss2-3 (EW 方向)	基準地震動 Ss2-10 (NS 方向)	基準地震動 Ss3-3 (NS 方向)
基準地震動 Ss2-4 (NS 方向)	基準地震動 Ss2-10 (EW 方向)	基準地震動 Ss3-3 (EW 方向)
基準地震動 Ss2-4 (EW 方向)	基準地震動 Ss2-11 (NS 方向)	基準地震動 Ss3-4
基準地震動 Ss2-5 (NS 方向)	基準地震動 Ss2-11 (EW 方向)	基準地震動 Ss3-5
基準地震動 Ss2-5 (EW 方向)	基準地震動 Ss2-12 (NS 方向)	
基準地震動 Ss2-6 (NS 方向)	基準地震動 Ss2-12 (EW 方向)	
基準地震動 Ss2-6 (EW 方向)		

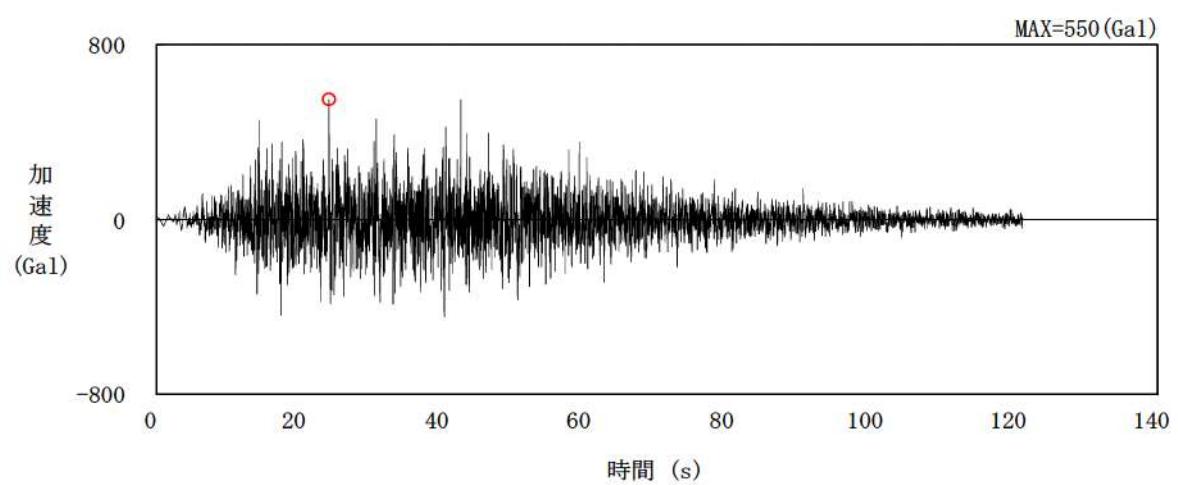


第 5.1 図 基準地震動の応答スペクトル（水平方向）

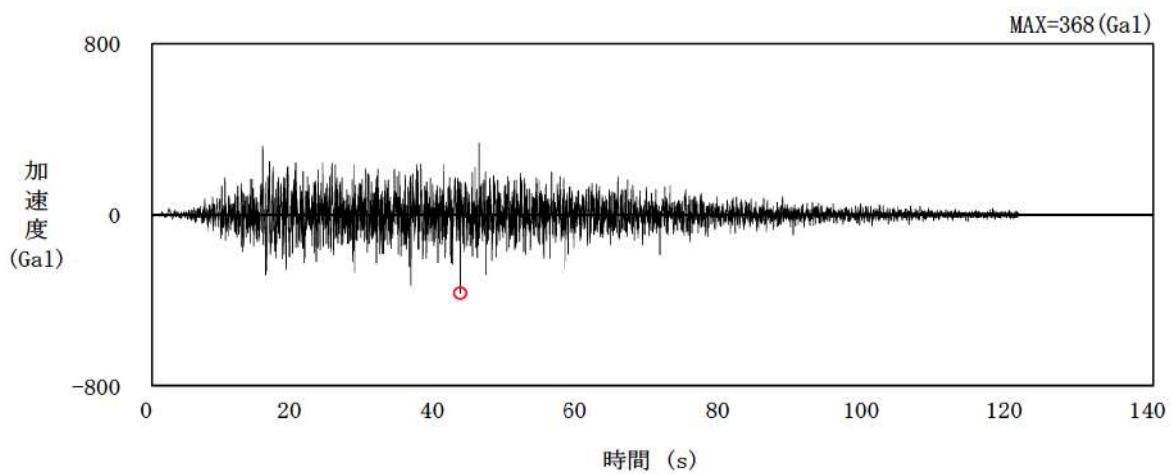
- | | |
|---------------------|----------------------|
| 基準地震動 Ss1-H | 基準地震動 Ss2-10 (UD 方向) |
| 基準地震動 Ss2-1 (UD 方向) | 基準地震動 Ss2-11 (UD 方向) |
| 基準地震動 Ss2-2 (UD 方向) | 基準地震動 Ss2-12 (UD 方向) |
| 基準地震動 Ss2-3 (UD 方向) | 基準地震動 Ss2-13 (UD 方向) |
| 基準地震動 Ss2-4 (UD 方向) | 基準地震動 Ss3-1 (UD 方向) |
| 基準地震動 Ss2-5 (UD 方向) | 基準地震動 Ss3-2 (UD 方向) |
| 基準地震動 Ss2-6 (UD 方向) | 基準地震動 Ss3-4 |
| 基準地震動 Ss2-7 (UD 方向) | 基準地震動 Ss3-5 |
| 基準地震動 Ss2-8 (UD 方向) | |
| 基準地震動 Ss2-9 (UD 方向) | |



第5.2図 基準地震動の応答スペクトル（鉛直方向）

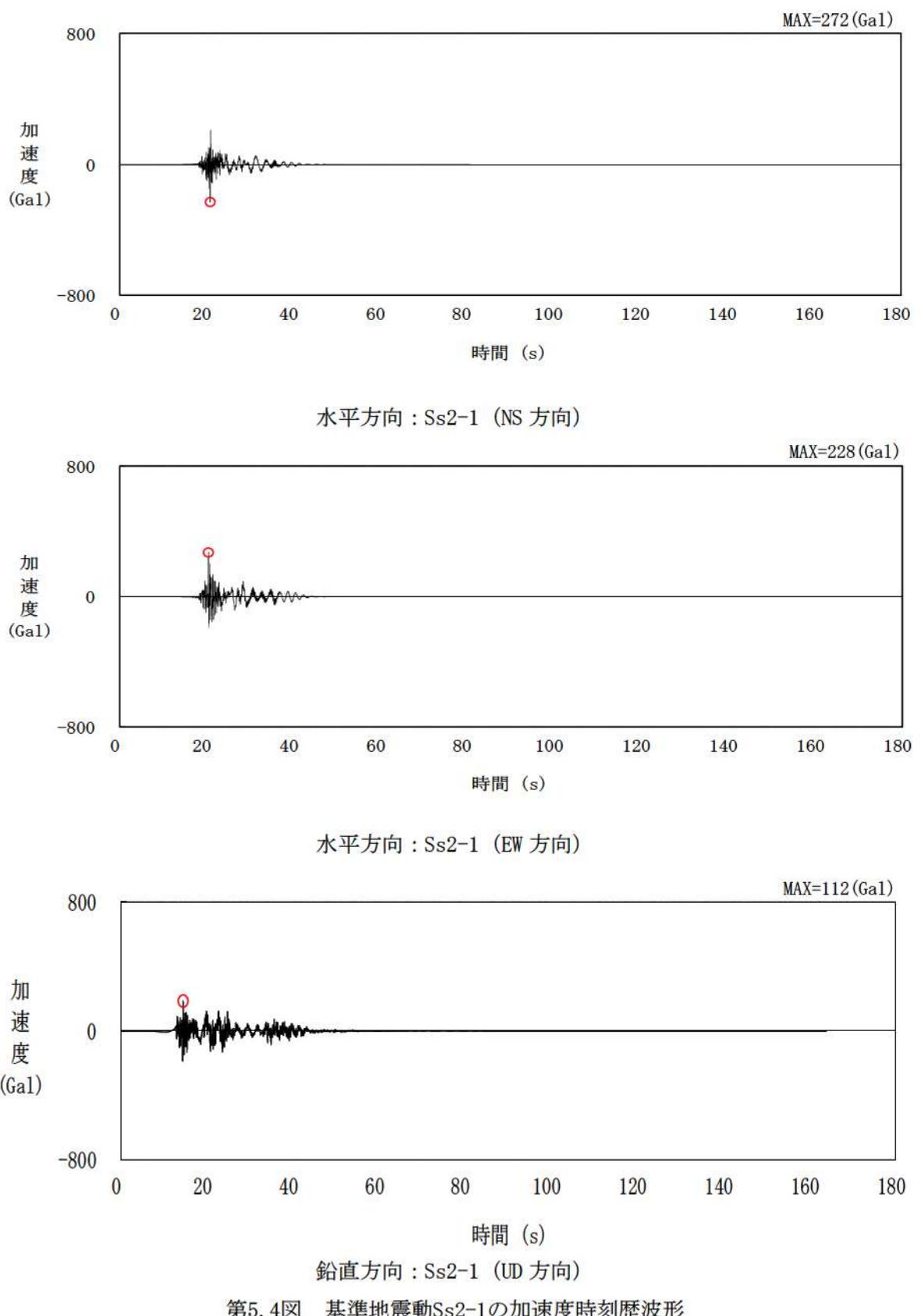


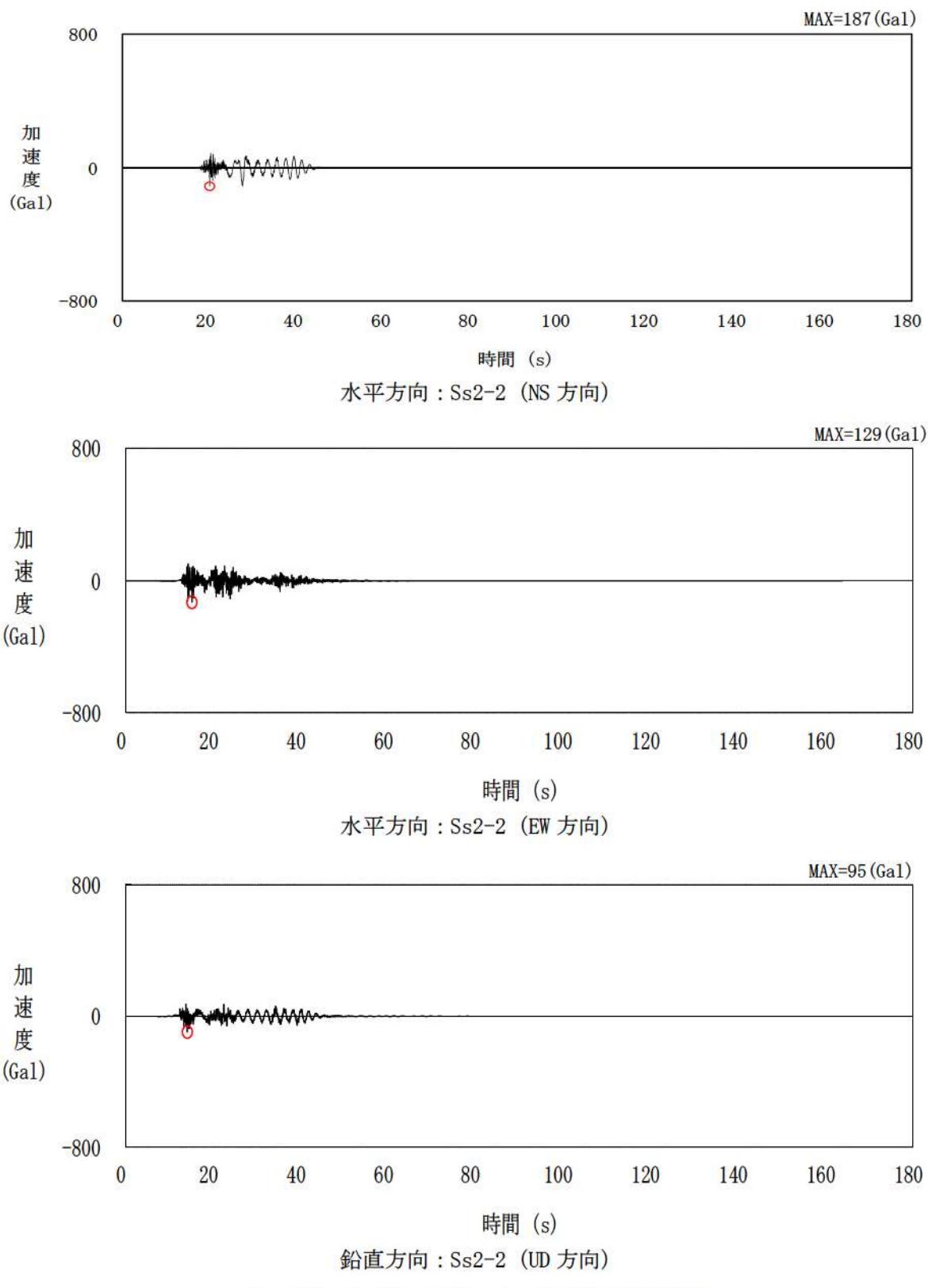
水平方向 : Ss1-H



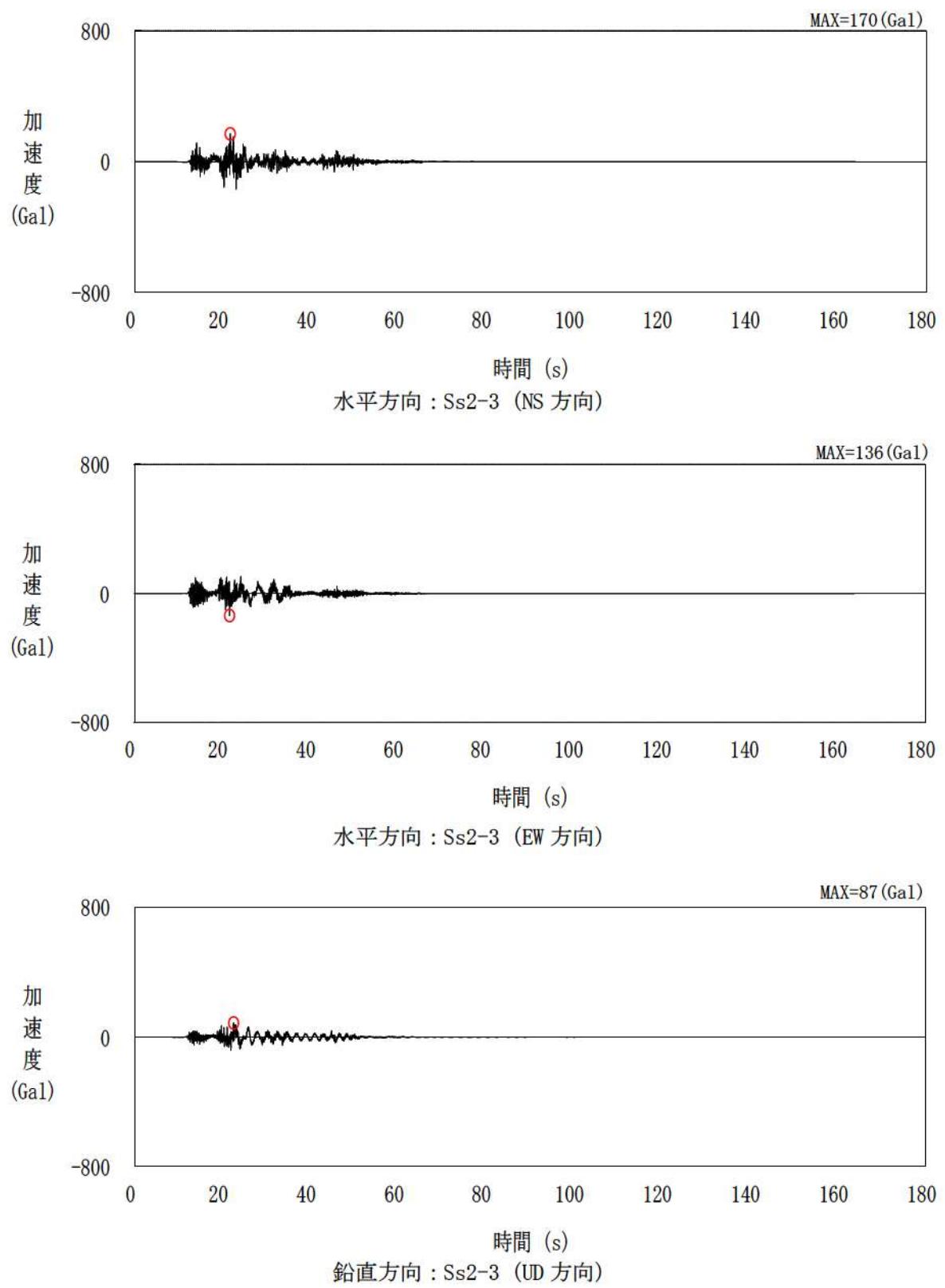
鉛直方向 : Ss1-V

第5.3図 基準地震動Ss1の加速度時刻歴波形

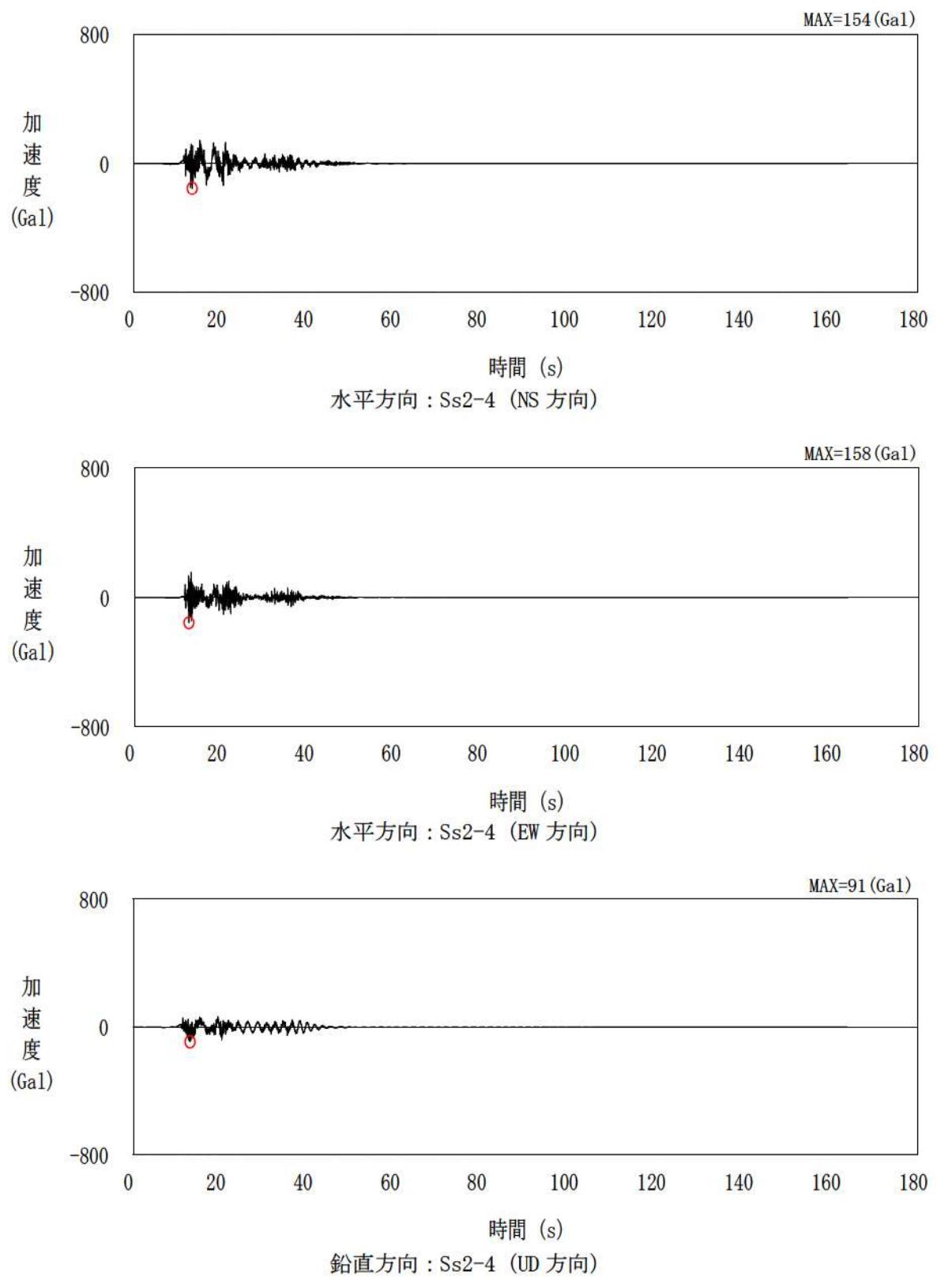




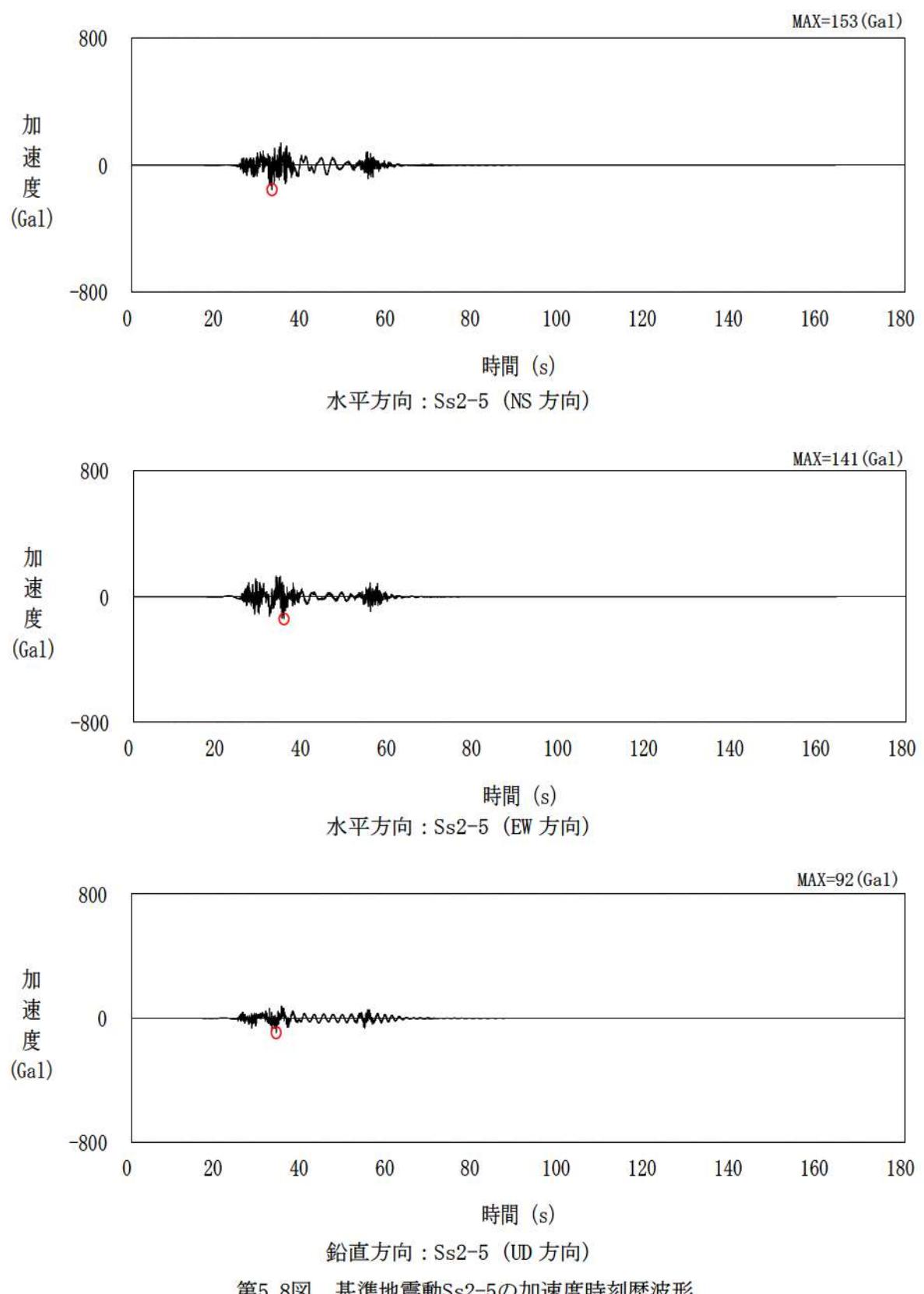
第5.5図 基準地震動Ss2-2の加速度時刻歴波形



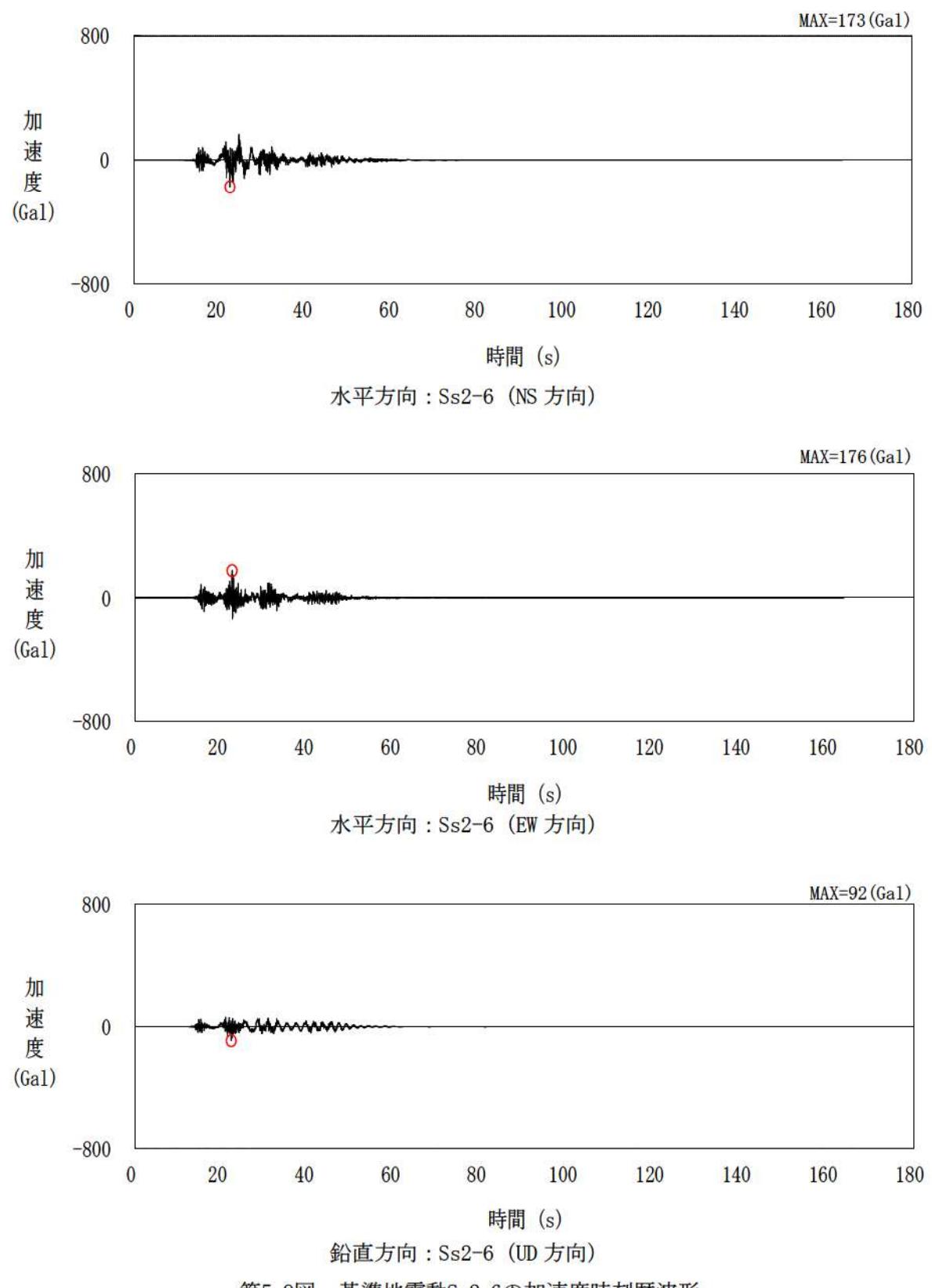
第5.6図 基準地震動Ss2-3の加速度時刻歴波形



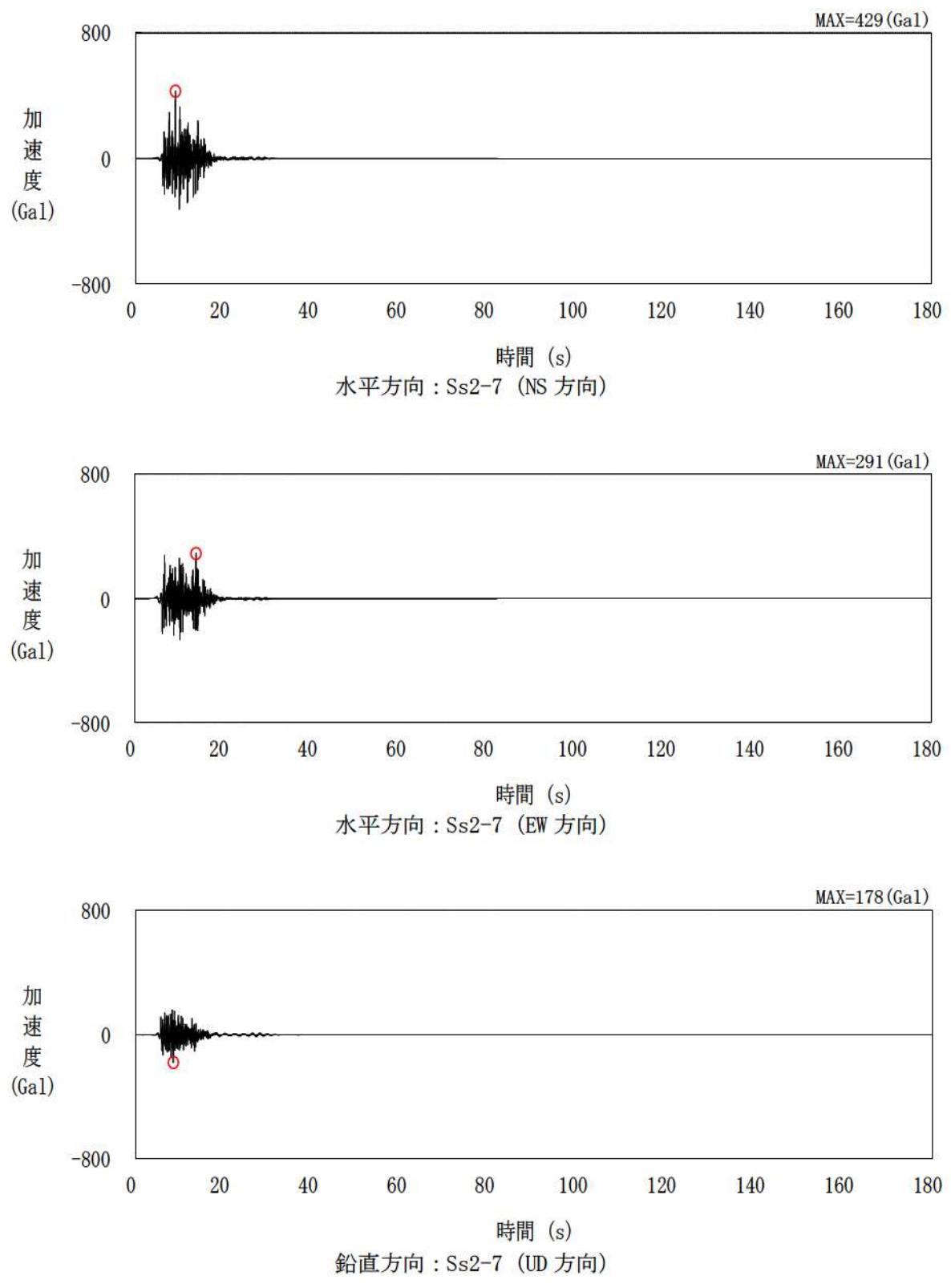
第5.7図 基準地震動Ss2-4の加速度時刻歴波形



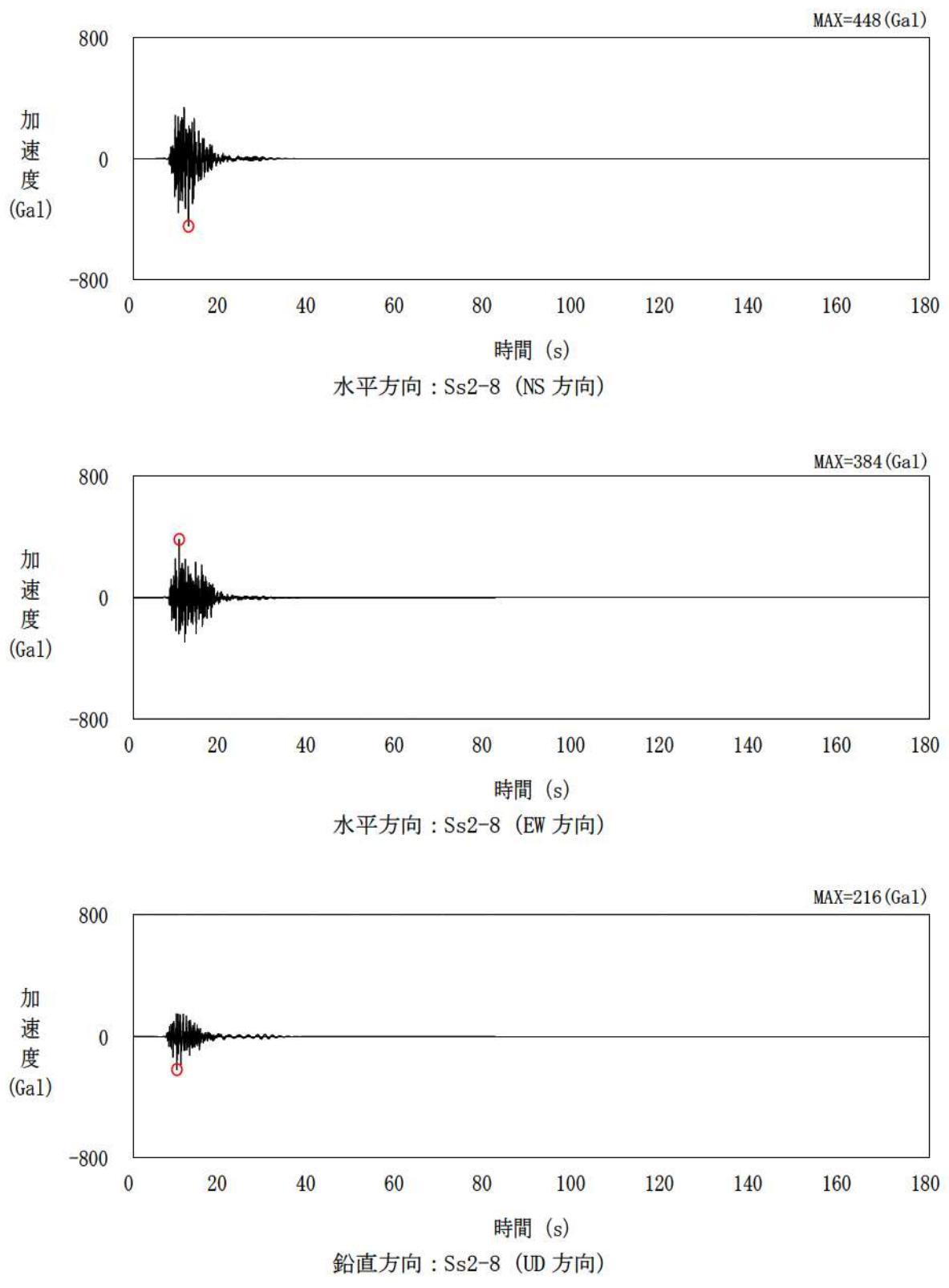
第5.8図 基準地震動Ss2-5の加速度時刻歴波形



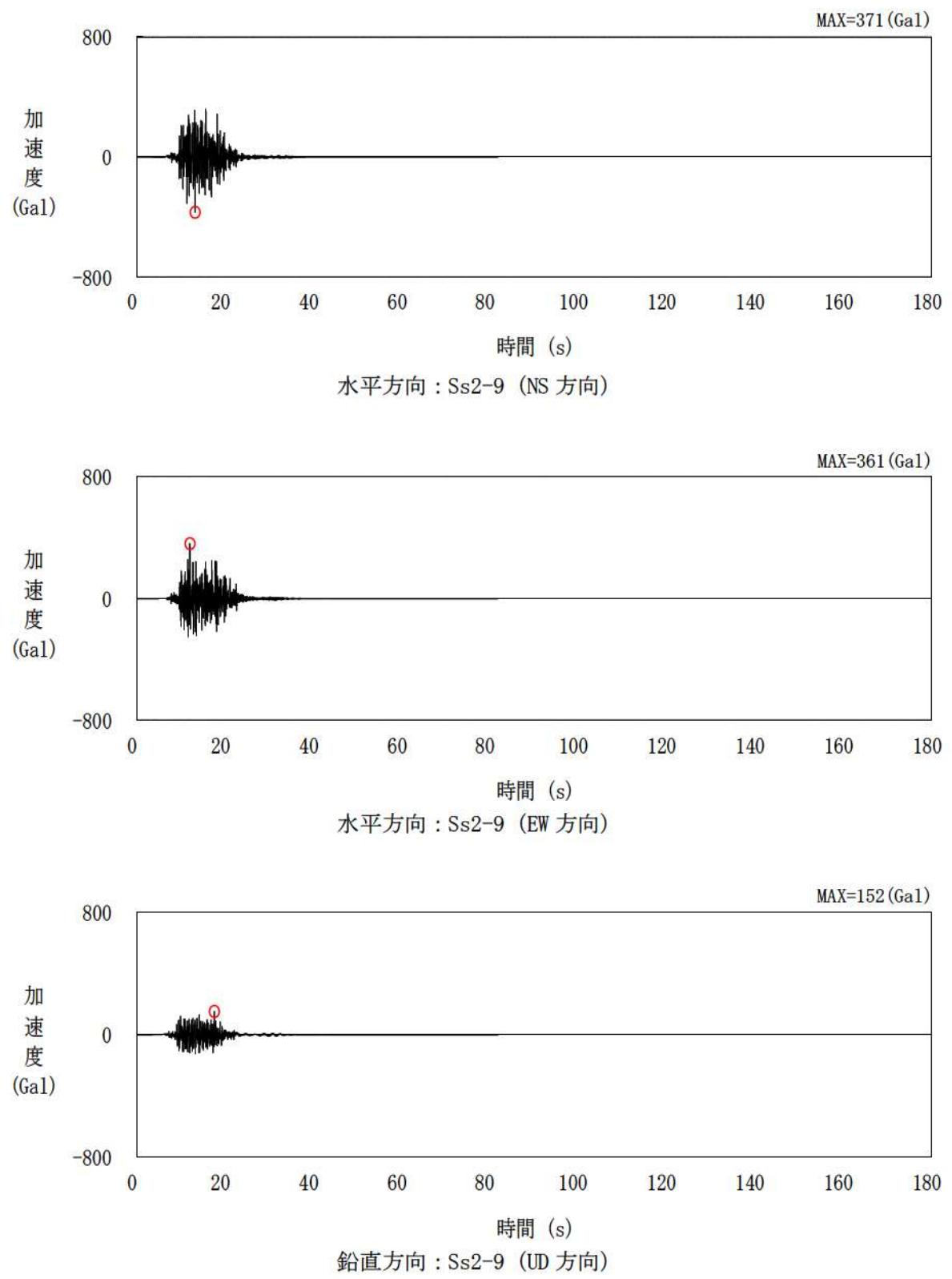
第5.9図 基準地震動Ss2-6の加速度時刻歴波形



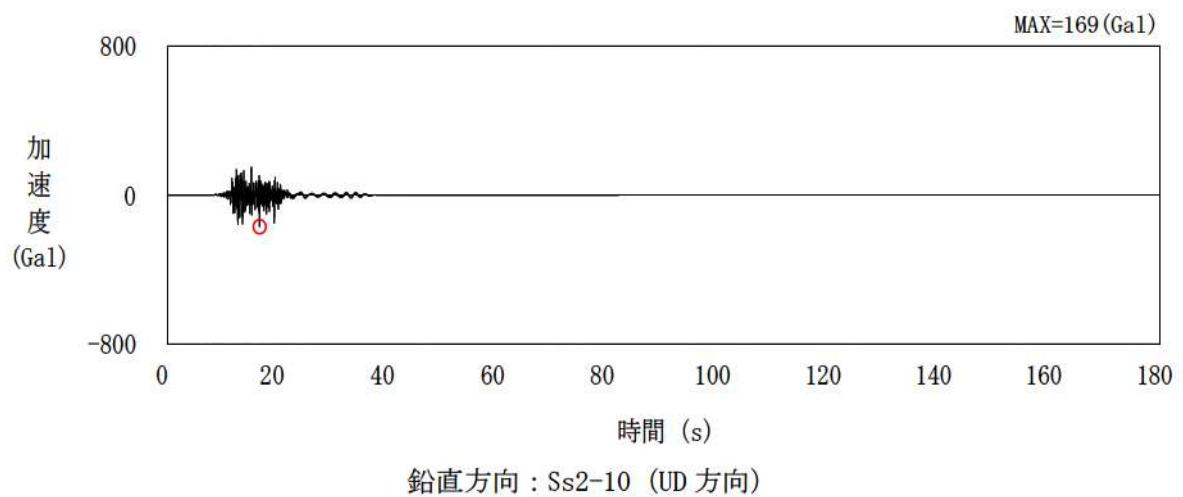
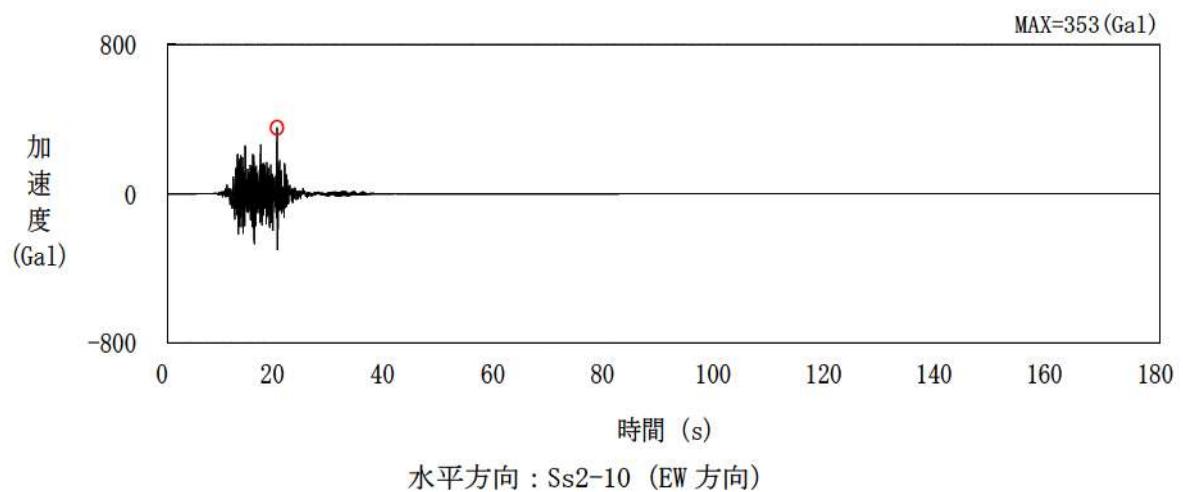
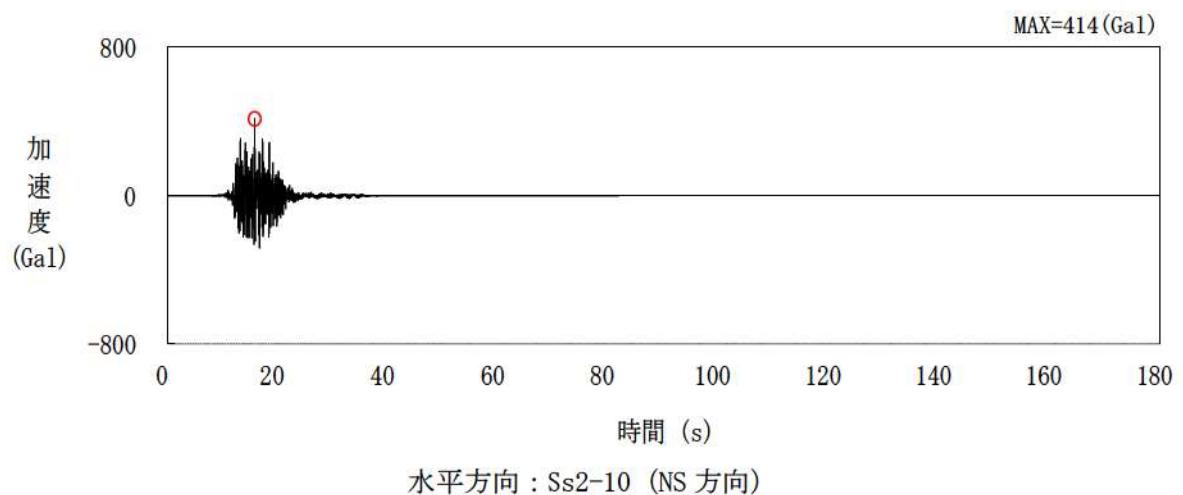
第5.10図 基準地震動Ss2-7の加速度時刻歴波形



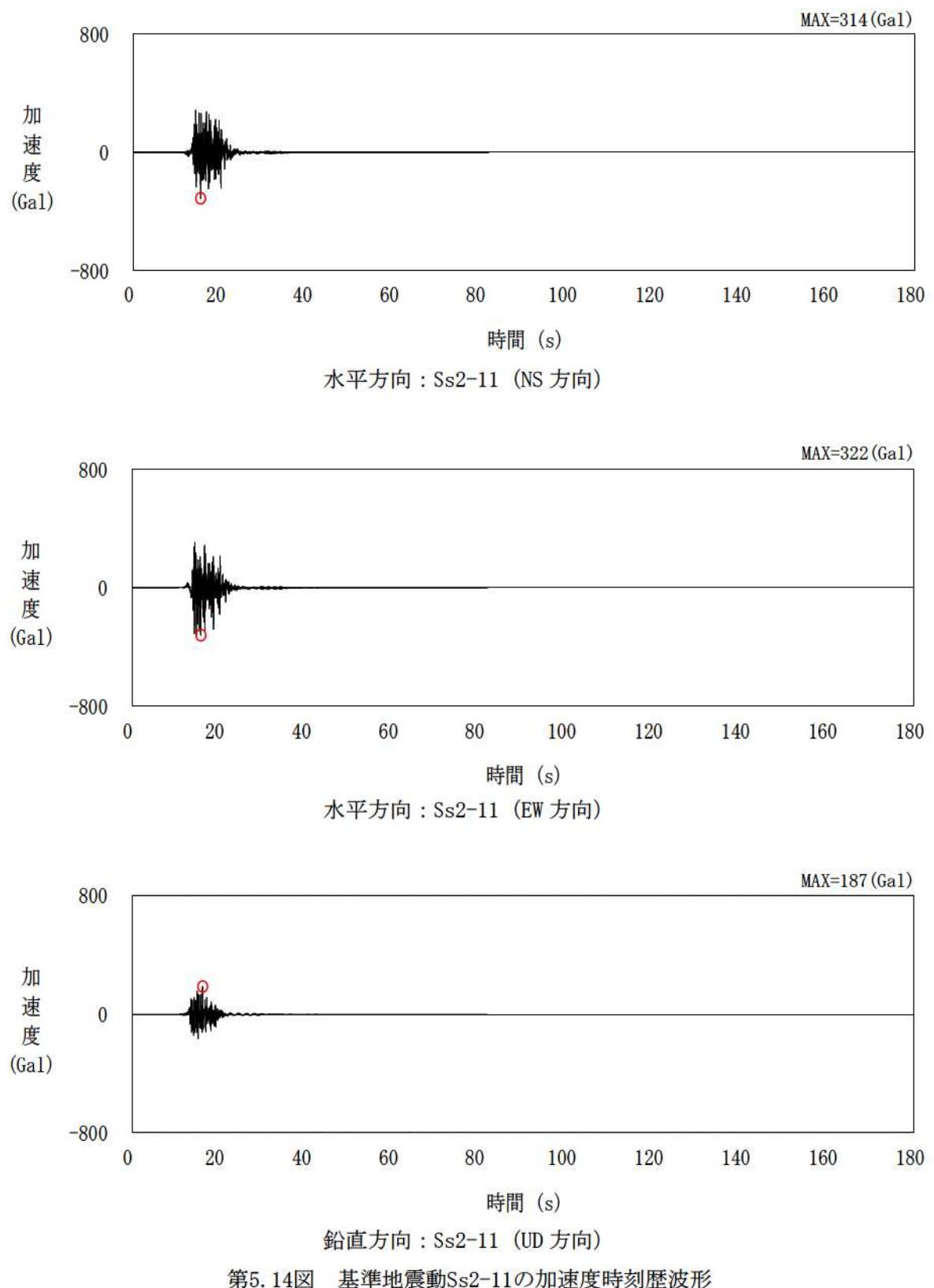
第5.11図 基準地震動Ss2-8の加速度時刻歴波形



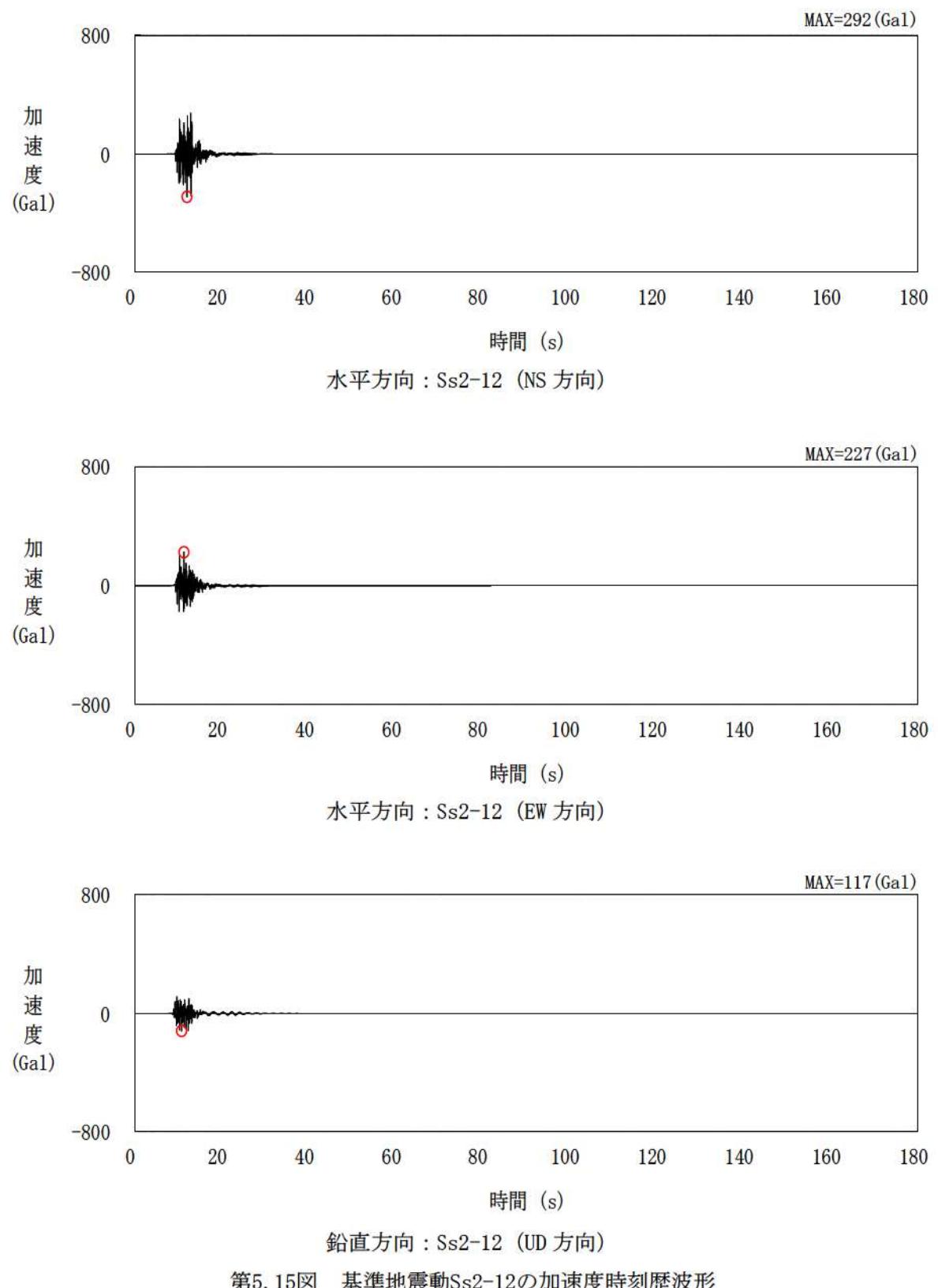
第5.12図 基準地震動Ss2-9の加速度時刻歴波形



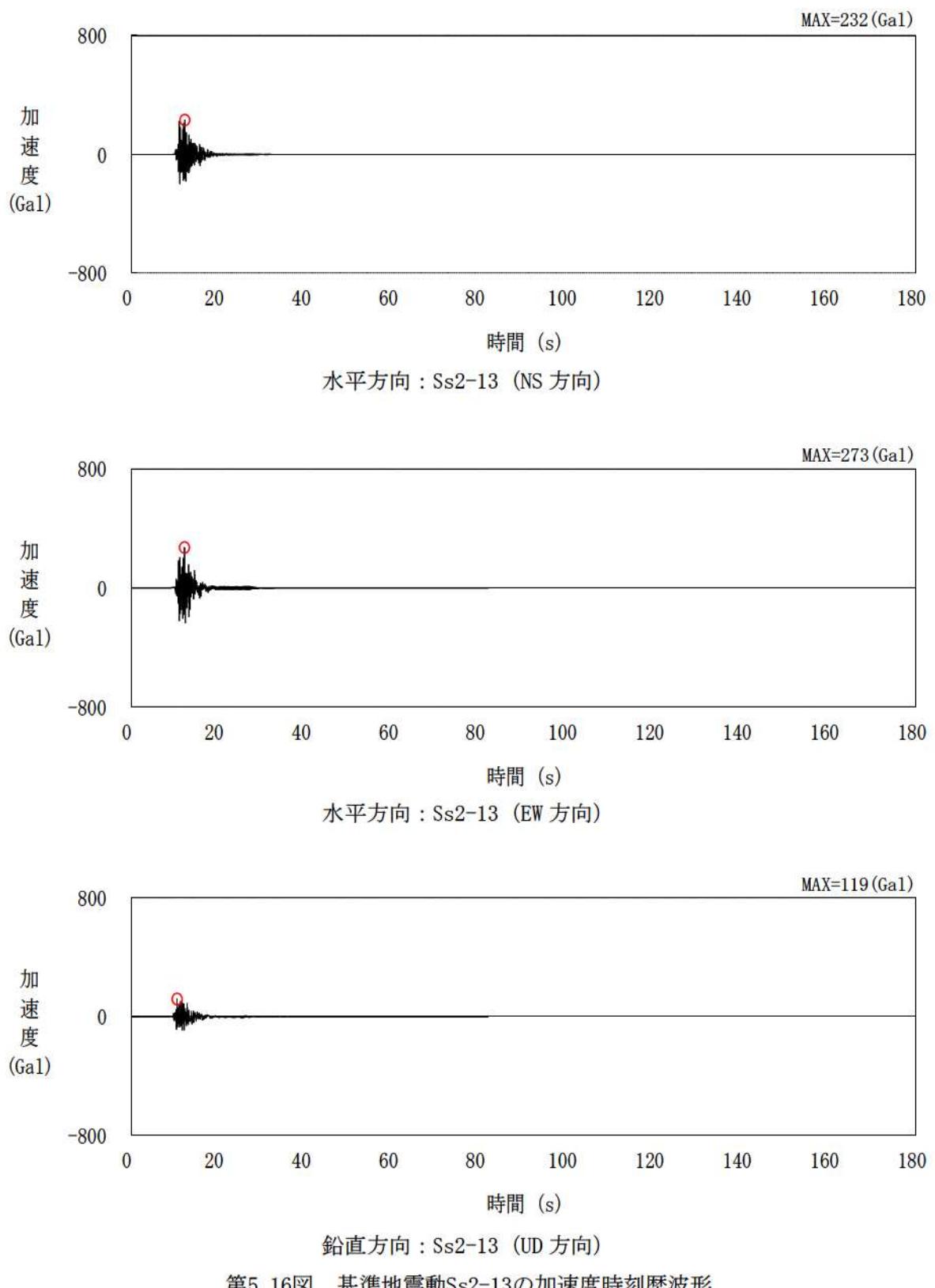
第5.13図 基準地震動Ss2-10の加速度時刻歴波形



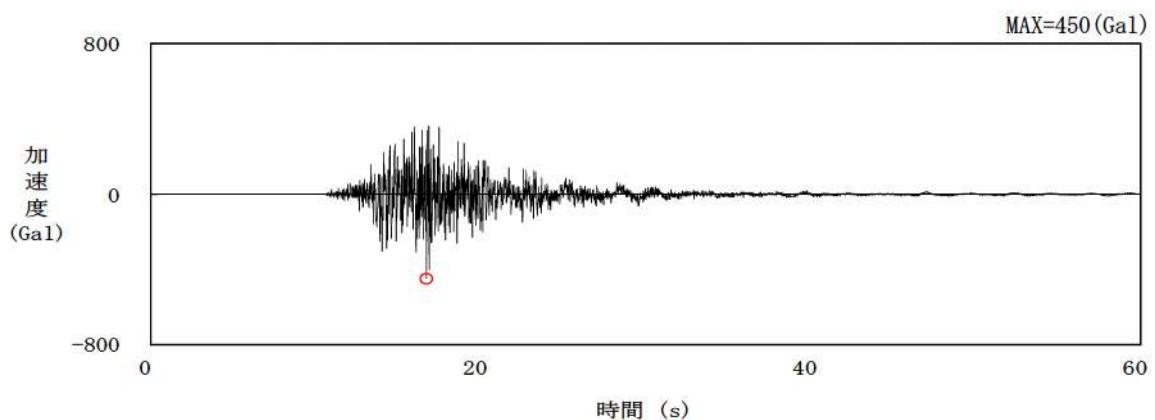
第5.14図 基準地震動Ss2-11の加速度時刻歴波形



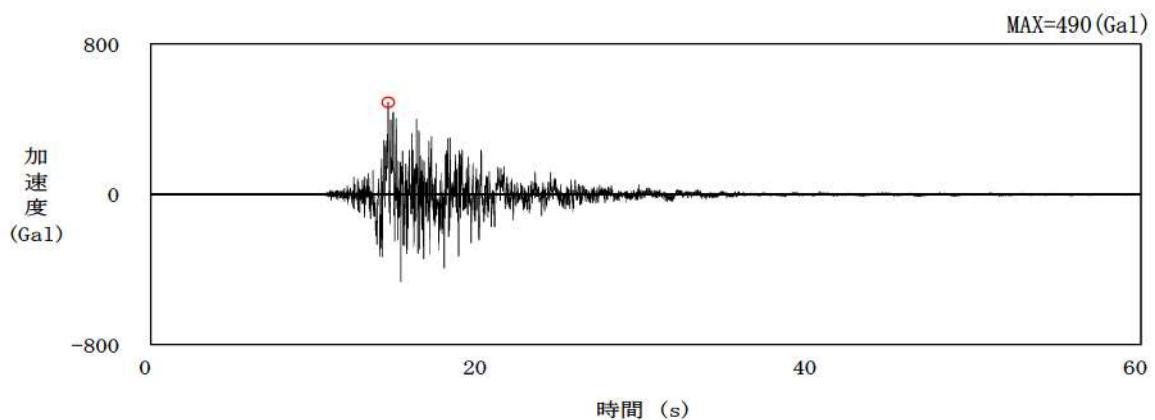
第5.15図 基準地震動Ss2-12の加速度時刻歴波形



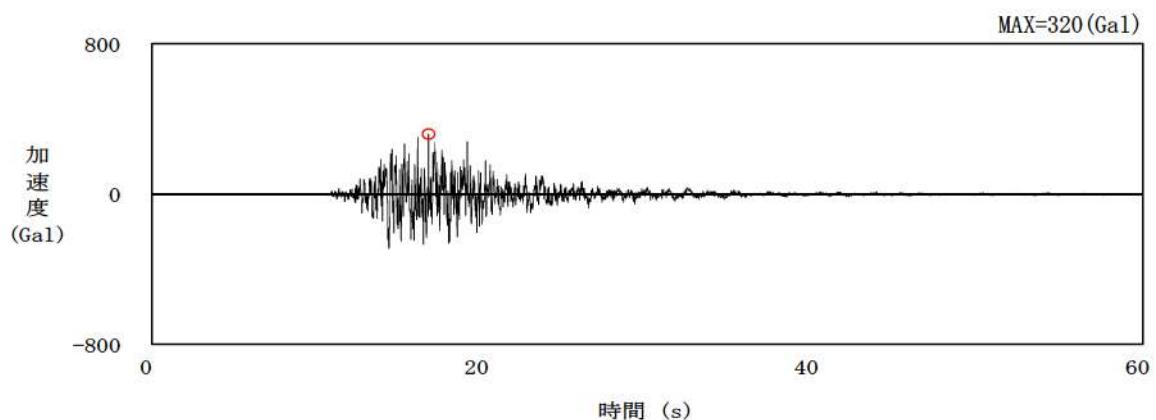
第5.16図 基準地震動Ss2-13の加速度時刻歴波形



水平方向 : Ss3-1 (ダム軸方向)

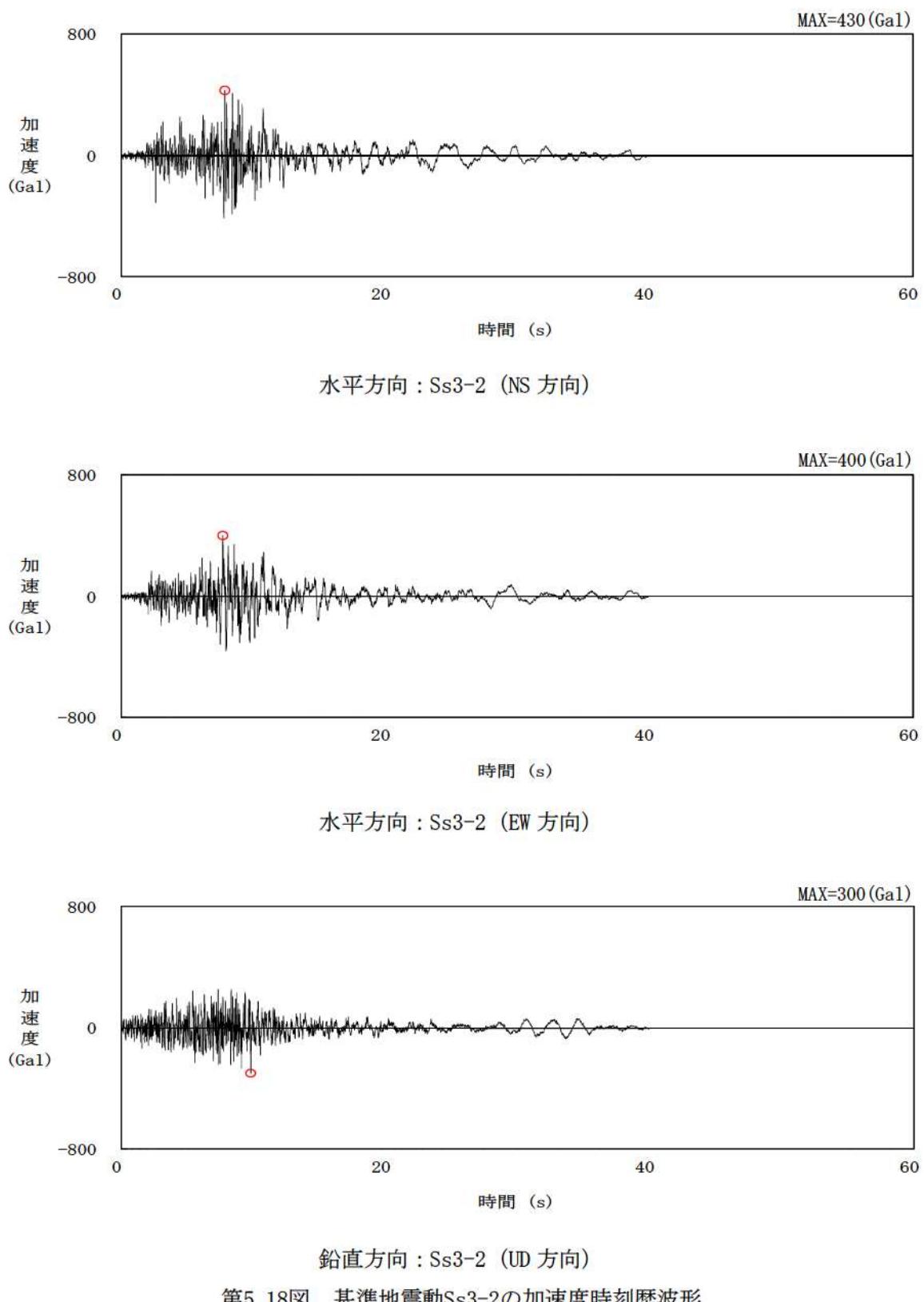


水平方向 : Ss3-1 (上下流方向)

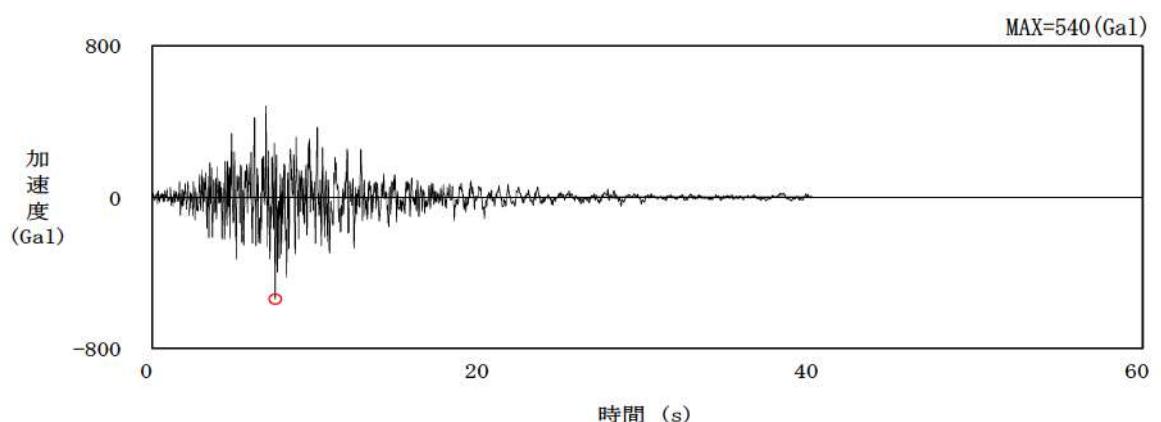


鉛直方向 : Ss3-1 (UD 方向)

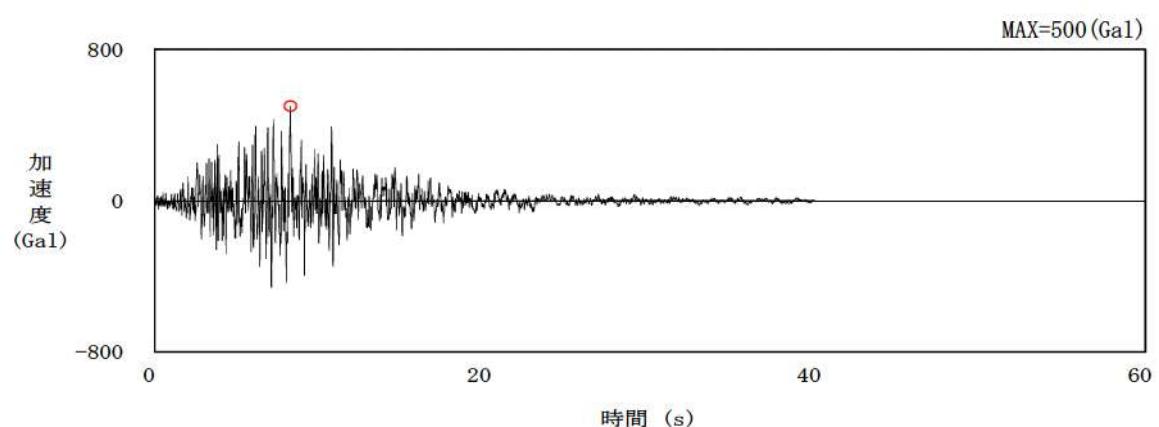
第5.17図 基準地震動Ss3-1の加速度時刻歴波形



第5.18図 基準地震動Ss3-2の加速度時刻歴波形

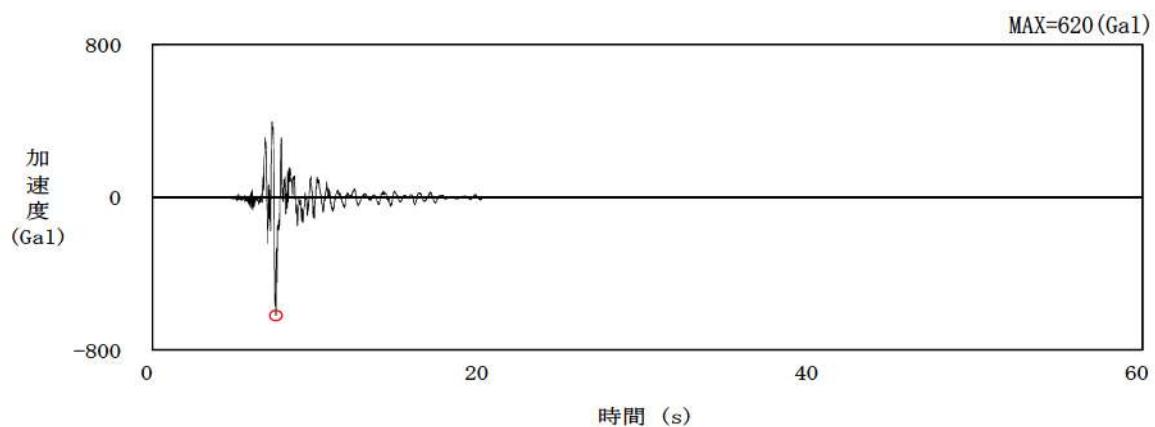


水平方向 : Ss3-3 (NS 方向)

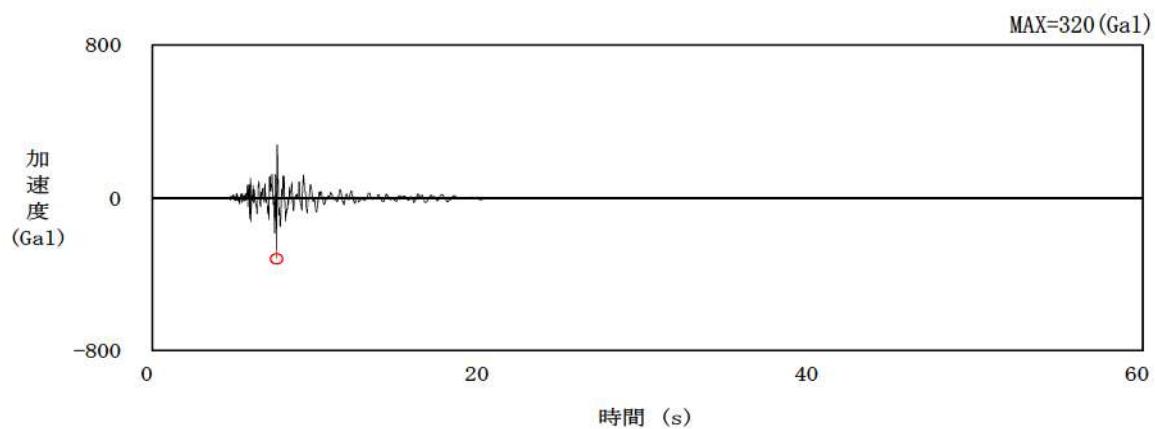


水平方向 : Ss3-3 (EW 方向)

第5.19図 基準地震動Ss3-3の加速度時刻歴波形

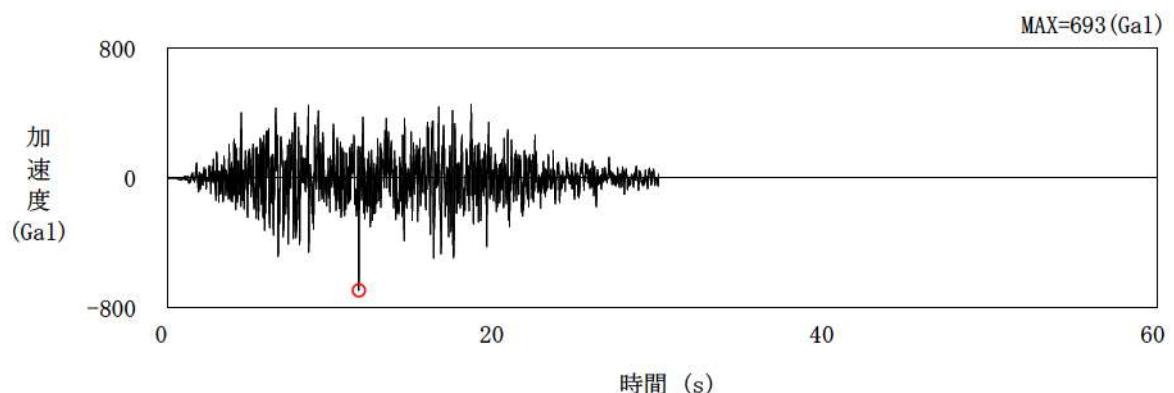


水平方向 : Ss3-4 (水平方向)

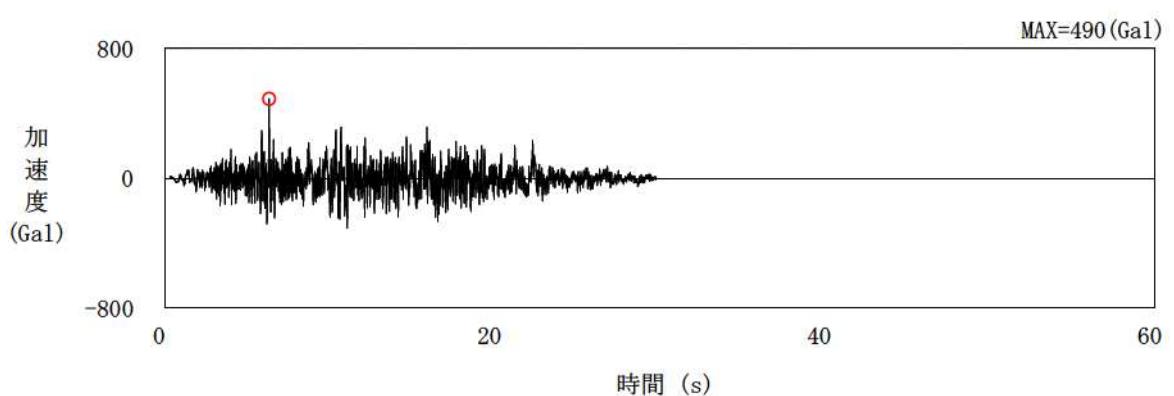


水平方向 : Ss3-4 (鉛直方向)

第5.20図 基準地震動Ss3-4の加速度時刻歴波形



水平方向 : Ss3-5 (水平方向)



鉛直方向 : Ss3-5 (鉛直方向)

第5.21図 基準地震動Ss3-5の加速度時刻歴波形

(2) 安全設計方針

1.4 耐震設計

発電用原子炉施設の耐震設計は、「設置許可基準規則」に適合するように、「1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計」、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.4.3 主要施設の耐震構造」及び「1.4.4 地震検知による耐震安全性の確保」に従って行う。

1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計

1.4.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針

設計基準対象施設の耐震設計は、以下の項目に従って行う。

- (1) 地震により生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。
- (2) 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類（以下「耐震重要度分類」という。）し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられるように設計する。
- (3) 建物・構築物については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

なお、建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物(屋外重要土木構造物及び他の土木構造物)の総称とする。

また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能又は非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。

- (4) Sクラスの施設 ((6)に記載のもののうち、津波防護機能を有する施設（以下「津波防護施設」という。）、浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）及び敷地における津波監視機能を有する設備（以下「津波監視設備」という。）を除く。)は、基準地震動による地震力に対して、その安全機能が保持できるように設計する。

また、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。

- (5) Sクラスの施設 ((6)に記載のもののうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)については、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。

また、基準地震動及び弾性設計用地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向

について適切に組み合わせて算定するものとする。

なお、水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設及び設備については許容限界の範囲内にとどまることを確認する。

(6) 屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物は、基準地震動による地震力に対して、構造全体として変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有するとともに、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。

なお、基準地震動の水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せについては、上記(5)と同様とする。

また、重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物についても同様の設計方針とする。

(7) Bクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弹性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。

また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。

その場合、検討に用いる地震動は、弹性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。なお、当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとし、Sクラス施設と同様に許容限界の範囲内にとどまることを確認する。

(8) Cクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弹性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。

(9) 耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。

(10) 設計基準対象施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。

(11) 設計基準対象施設の設計においては、岩着構造の防潮堤設置により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水排水設備の機能に期待する施設においては、その機能を考慮した設計地下水位を設定し揚圧力の影響を考慮しない。地下水排水設備の機能に期待しない施設においては、地表面にて設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。

(12) 耐震重要施設は、液状化、搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状の影響を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。

(13) 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり設計する。

弹性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対し

て、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるように設計する。基準地震動による地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないように設計する。

【説明資料（1.1:P4条-87）（9. : P4条-107）】

1.4.1.2 耐震重要度分類

設計基準対象施設の耐震重要度を次のように分類する。

(1) S クラスの施設

地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設、これらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設及び地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を含む。

- ・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系
- ・使用済燃料を貯蔵するための施設
- ・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設及び原子炉の停止状態を維持するための施設
- ・原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設
- ・放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設
- ・津波防護施設及び浸水防止設備
- ・津波監視設備

【説明資料（2.1(1) : P4条-91）】

(2) B クラスの施設

安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がS クラス施設と比べ小さい施設であり、次の施設を含む。

- ・原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、1 次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設
- ・放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）」第2条第2項第6号に規定

する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。)

- ・放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設
- ・使用済燃料を冷却するための施設
- ・放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設

【説明資料（2.1(2) : P4条-91）】

（3）Cクラスの施設

Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設である。

【説明資料（2.1(3) : P4条-91）】

上記に基づくクラス別施設を第1.4.1表に示す。

なお、同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。

1.4.1.3 地震力の算定方法

設計基準対象施設の耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。

（1）静的地震力

静的地震力は、Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数 C_i 及び震度に基づき算定する。

a. 建物・構築物

水平地震力は、地震層せん断力係数 C_i に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。

Sクラス 3.0

Bクラス 1.5

Cクラス 1.0

ここで、地震層せん断力係数 C_i は、標準せん断力係数 C_0 を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。

また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 C_i に乘じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、Sクラス、Bクラス及びCクラスのいずれにおいても1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数 C_0 は1.0以上とする。

Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算

定するものとする。

ただし、土木構造物の静的地震力は、安全上適切と認められる規格及び基準を参考に、Cクラスに適用される静的地震力を適用する。

b. 機器・配管系

静的地震力は、上記a.に示す地震層せん断力係数 C_i に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記a.の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度から求めるものとする。

なお、Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

上記a.及びb.の標準せん断力係数 C_0 等の割増係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設、公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。

【説明資料（3.1(1) : P4条-92）】

(2) 動的地震力

動的地震力は、Sクラスの施設、屋外重要土木構造物及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用することとし、基準地震動及び弾性設計用地震動から定める入力地震動を入力として、動的解析により水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

なお、構造特性から水平2方向及び鉛直方向の地震力の影響が考えられる施設及び設備については、水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに対して、許容限界の範囲内にとどまるることを確認する。

Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動から定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。

屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、基準地震動による地震力を適用する。

「添付書類六 5. 地震」に示す基準地震動は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定し、基準地震動 $S_{s\bullet}$ の年超過確率は、●程度である。

また、弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らないよう基準地震動に係数を乗じて設定する。ここで、係数は工学的判断として、発電用原子炉施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が0.5程度であるという知見⁽¹⁾を踏まえ、さらに、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和56年7月20日 原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂）」における基準地震動 S_1 の応答スペクトルをおおむね下回らないよう配慮した値

とする。具体的には、基準地震動に係数0.6を乗じた地震動を弹性設計用地震動として設定する。

また、建物・構築物及び機器・配管系ともに係数0.6を採用することで、弹性設計用地震動に対する設計に一貫性をとる。

なお、弹性設計用地震動の年超過確率は●程度である。

●：追而

弹性設計用地震動の応答スペクトルを第1.4.1図及び第1.4.2図に、加速度時刻歴波形を第1.4.3図～第1.4.21図に示す。弹性設計用地震動と基準地震動S₁の応答スペクトルの比較を第1.4.22図に、弹性設計用地震動と解放基盤表面における地震動の一様ハザードスペクトルの比較を第1.4.23図及び第1.4.24図に示す。

【説明資料（3.1(2) : P4条-93）】

a. 入力地震動

基準地震動の策定位置について、敷地に広く分布する神恵内層は、S波速度が700m/s以上であることから、この神恵内層（原子炉建屋基礎底面付近）の標高0mを解放基盤表面として設定する。

建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動及び弹性設計用地震動を基に、対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮した上で、必要に応じ二次元FEM解析又は一次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意し、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。

b. 地震応答解析

(a) 動的解析法

i. 建物・構築物

動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。動的解析は、時刻歴応答解析法又は線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。

建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。

動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。設計用地盤定数は、原則として、弹性波試験によるものを用いる。

地盤ー建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。

基準地震動及び弹性設計用地震動に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弹性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弹塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。

また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弹性範囲を超える場合には、その弹塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。

応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。また、必要に応じて建物・構築物及び機器・配管系の設計用地震力に及ぼす影響を検討する。建物・構築物の動的解析において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で実施した液状化強度試験結果に基づき、保守性を考慮して設定する。

原子炉建屋については、三次元FEM解析等から、建物・構築物の三次元応答性状及び機器・配管系への影響を評価する。

屋外重要土木構造物の動的解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。

また、地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

【説明資料（5.1:P4条-101）（5.3:P4条-103）】

ii. 機器・配管系

動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。

機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。

配管系については、熱的条件及び口径から高温配管又は低温配管に分類し、その仕様に応じて適切なモデルに置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。

スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝

突, すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性, 地盤物性のばらつき等への配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性、構造特性等を考慮し適切に選定する。

また、設備の三次元的な広がりを踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。

なお、剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて地震力を算定する。

【説明資料（5.2:P4条-102）】

(3) 設計用減衰定数

応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準、既往の振動実験、地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を定める。

なお、建物・構築物の応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。

また、地盤と屋外重要土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴及び同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。

【説明資料（6. : P4条-104）】

1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界

設計基準対象施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。

(1) 耐震設計上考慮する状態

地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。

a. 建物・構築物

(a) 運転時の状態

発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常の自然条件下におかれている状態。

ただし、運転状態には通常運転時、運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。

(b) 設計基準事故時の状態

発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態。

(c) 設計用自然条件

設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（風、積雪等）。

b. 機器・配管系

(a) 通常運転時の状態

発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機、燃料取替等が計画的又は頻

繁に行われた場合であって運転条件が所定の制限値以内にある運転状態。

(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態

通常運転時に予想される機械又は器具の单一の故障若しくはその誤作動又は運転員の单一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。

(c) 設計基準事故時の状態

発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。

(d) 設計用自然条件

設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（風、積雪等）。

【説明資料（4.1(1) : P4条-94）】

(2) 荷重の種類

a. 建物・構築物

(a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかる常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件による荷重

(b) 運転時の状態で施設に作用する荷重

(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重

(d) 地震力、風荷重、積雪荷重等

ただし、運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。

b. 機器・配管系

(a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重

(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重

(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重

(d) 地震力、風荷重、積雪荷重等

【説明資料（4.1(2) : P4条-95）】

(3) 荷重の組合せ

地震力と他の荷重との組合せは次による。

a. 建物・構築物（c. に記載のものを除く。）

(a) S クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時（通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時）の状態で施設に作用する荷重と地震力を組み合わせる。

- (b) S クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弹性設計用地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。
- (c) B クラス及びC クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。
- b. 機器・配管系 (c. に記載のものを除く。)
- (a) S クラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。
- (b) S クラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。
- (c) S クラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、一旦事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。
- (d) B クラス及びC クラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。
- (e) 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能の確認においては、通常運転時の状態で燃料被覆管に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって燃料被覆管に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。
- c. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物
- (a) 津波防護施設並びに津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。
- (b) 浸水防止設備及び津波監視設備については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。
- なお、上記c. (a) 及び(b) については、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動による地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また、津波以外による荷重については、「(2) 荷重の種類」に準じるものとする。
- d. 荷重の組合せ上の留意事項
- (a) S クラスの施設に作用する地震力のうち動的地震力については、水平2方向と

鉛直方向の地震力を適切に組み合わせて算定するものとする。

- (b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合は、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。
- (c) 複数の荷重が同時に作用する場合、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがあることが判明しているならば、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。
- (d) 耐震重要度分類の上位のクラスに属する施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震重要度分類に応じた地震力と常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。
なお、第1.4.1表に対象となる建物・構築物及びその支持機能が維持されていることを検討すべき地震動等について記載する。
- (e) 地震と組み合わせる自然現象として、風及び積雪を考慮し、風荷重及び積雪荷重については、施設の設置場所、構造等を考慮して、地震荷重と組み合わせる。

【説明資料（4.1(3) : P4条-95）】

(4) 許容限界

各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準、試験等で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。

a. 建物・構築物 (c. に記載のものを除く。)

(a) S クラスの建物・構築物

i. 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界
「建築基準法」等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

ii. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることとする（評価項目はせん断ひずみ、応力等）。

なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。

(b) B クラス及びC クラスの建物・構築物 ((e) 及び (f) に記載のものを除く。)

上記(a) i. による許容応力度を許容限界とする。

(c) 耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物 ((e) 及び (f) に記載のものを除く。)

上記(a) ii. を適用するほか、耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構

築物が、変形等に対してその支持機能を損なわないものとする。

なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。

(d) 建物・構築物の保有水平耐力 ((e) 及び(f) に記載のものを除く。)

建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類に応じた妥当な安全余裕を有していることを確認する。

(e) 屋外重要土木構造物

i. 静的地震力との組合せに対する許容限界

安全上適切と認められる規格及び基準による許容値を許容限界とする。

ii. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

構造部材の曲げについては、限界層間変形角等又は許容応力度、構造部材のせん断についてはせん断耐力又は許容応力度を許容限界とする。

なお、限界層間変形角及びせん断耐力等の許容限界に対しては妥当な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。

(f) その他の土木構造物

安全上適切と認められる規格及び基準による許容値を許容限界とする。

b. 機器・配管系 (c. に記載のものを除く。)

(a) S クラスの機器・配管系

i. 弹性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界

応答が全体的におおむね弹性状態にとどまることとする (評価項目は応力等)。

ただし、1次冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ (原子炉格納容器バウンダリを構成する設備、非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。) に対しては、下記 ii. に示す許容限界を適用する。

ii. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。

また、地震時又は地震後に動的機能が要求される機器等については、基準地震動による応答に対して、実証試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。

(b) B クラス及びC クラスの機器・配管系

応答が全体的におおむね弹性状態にとどまることとする (評価項目は応力等)。

(c) 燃料集合体

地震時に作用する荷重に対して、燃料集合体の1次冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損を生ずることにより制御棒の挿入が阻害されることがないことを確認する。

(d) 燃料被覆管

炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能についての許容限界は、以下のとおりとする。

i. 弹性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 応答が全体的におおむね弹性状態にとどまることとする。

ii. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないこととする。

c. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物

津波防護施設並びに津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、基準地震動による地震力に対して、当該施設及び建物・構築物が構造物全体として変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能（津波防護機能、浸水防止機能及び津波監視機能）が保持できることを確認する（評価項目はせん断ひずみ、応力等）。

浸水防止設備及び津波監視設備については、基準地震動による地震力に対して、その設備に要求される機能（浸水防止機能及び津波監視機能）が保持できることを確認する。

d. 基礎地盤の支持性能

(a) Sクラスの建物・構築物及びSクラスの機器・配管系 ((b)に記載のもののうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。) の基礎地盤

i. 弹性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 接地圧に対して、安全上適切と認められる規格、基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。

ii. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

接地圧が、安全上適切と認められる規格、基準等による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。

(b) 屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物の基礎地盤

i. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

接地圧が、安全上適切と認められる規格、基準等による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。

- (c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物、Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びにその他の土木構造物の基礎地盤

上記(a) i. による許容支持力度を許容限界とする。

【説明資料 (4.1(4) : P4条-97)】

1.4.1.5 設計における留意事項

1.4.1.5.1 耐震重要施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響

耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設（以下「下位クラス施設」という。）の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。

波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。

なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間等を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設及び設備を選定し評価する。

波及的影響の評価に当たっては、以下(1)～(4)を基に、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。

なお、原子力発電所の地震被害情報を基に、以下(1)～(4)以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。

(1) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下又は相対変位による影響

a. 不等沈下

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

b. 相対変位

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

(2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

(3) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒、落下等により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。

(4) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響

- a. 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、施設の周辺地盤の液状化による影響を考慮した上で、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒、落下等により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。
- b. 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設の周辺斜面が崩壊しないことを確認する。

なお、上記(1)～(4)の検討に当たっては、溢水及び火災の観点からも波及的影響がないことを確認する。（火災については「第8条 火災による損傷の防止」に、溢水については「第9条 溢水による損傷の防止等」に記載）

上記の観点で検討した波及的影響を考慮する施設を第1.4.1表中に「波及的影響を考慮すべき施設」として記載する。

【説明資料（7. : P4条-105）】

1.4.1.5.2 一関東評価用地震動（鉛直方向）

基準地震動Ss3-3は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた場合の影響については、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動（以下「一関東評価用地震動（鉛直方向）」という。）による地震力を用いた場合においても、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して、許容限界の範囲内に収まることを確認する。影響評価に当たっては、一関東評価用地震動（鉛直方向）に加えて、弾性設計用地震動に対応するものとして、一関東評価用地震動（鉛直方向）に対して係数0.6を乗じた地震動（以下「 $0.6 \times$ 一関東評価用地震動（鉛直方向）」）についても、施設に与える影響について確認する。

$0.6 \times$ 一関東評価用地震動（鉛直方向）の応答スペクトルを第1.4.25図に、加速度時刻歴波形を第1.4.26図に示す。

【説明資料（4.1(3) : P4条-95）】

1.4.1.6 構造計画と配置計画

設計基準対象施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるよう考慮する。

建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。

機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据付け状態になるよう配置する。

また、建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。

下位クラス施設は原則、耐震重要施設に対して離隔をとり配置する若しくは、基準地震動に対し構造強度を保つようにし、耐震重要施設の安全機能を損なわない設計とする。

【説明資料（9. : P4条-107）】

1.4.3 主要施設の耐震構造

1.4.3.1 原子炉建屋

原子炉建屋は、原子炉格納施設、周辺補機棟及び燃料取扱棟からなり、主要構造は鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）の建物である。

原子炉格納施設、周辺補機棟及び燃料取扱棟は、岩盤上に設置する鉄筋コンクリート造の同一基礎版上に設置し、本建屋の平面は外側で約58m×約81mの長方形をなしている。

本建屋の全高は約85mで、標高10.0mの整地地盤からの高さは約73mである。

原子炉格納施設は原子炉格納容器、外部遮へい建屋、内部コンクリート等で構成する。原子炉格納容器は上部に半球形鏡、下部にさら形鏡を持つたて置円筒形の鋼板シェル構造である。外部遮へい建屋は上部に半球形ドームを持つたて置円筒形の鉄筋コンクリート造シェル構造である。また、内部コンクリートは原子炉格納容器内部に設け、その主要構造は壁式鉄筋コンクリート造である。

1.4.3.2 原子炉補助建屋

原子炉補助建屋は、地上8階、地下2階で平面が約60m×約62mの鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）の建物で、基礎は岩盤上に設置する。

原子炉補助建屋と原子炉建屋との間は、適切な間隙を設け建物相互の干渉を防ぐようにする。

1.4.3.3 タービン建屋

タービン建屋は、地上2階（一部3階）、地下2階で平面が約49m×約107m（柱芯おさえ）の鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）の建物である。

1.4.3.4 防潮堤

防潮堤は、敷地前面に設置するものであり、セメント改良土及び下部コンクリートによる堤体構造である。

防潮堤は岩盤に支持させる構造とし、防潮堤の幅は、すべり安定性を確保できるよう設定する。

防潮堤については第5条耐津波設計方針において審査中であるため、詳細な記載は追而とする。また、その他の津波防護施設等の「主要施設」に係る記載については5条耐津波設計方針の審査を踏まえて今後検討する。

1.4.3.5 原子炉容器

原子炉容器は、内径約4m、全高（内のり）約12mの上部及び底部が半球形のたて置円筒形の鋼製圧力容器であり、原子炉容器蓋はフランジで容器胴にボルト締めされており、それ自体厚肉の剛な構造である。重量は炉内構造物、1次冷却材及び燃料集合体を含めて約750tである。

原子炉容器は、原子炉容器入口ノズル及び原子炉容器出口ノズルの下部の鋼製支持パッドを介して、内部コンクリートに固定する鉄鋼構造物に支持させる。支持パッドは、

容器の熱膨張を拘束しないように半径方向はフリーとし、下方向及び周方向を拘束する構造にして地震力に対しても支持する。

1.4.3.6 制御棒駆動装置

制御棒駆動装置は、原子炉容器蓋に取付けられたラッチ式磁気ジャック駆動装置である。

制御棒駆動装置は、上部端を耐震サポートにより内部コンクリートで支持し、下部を原子炉容器蓋に固定し、それ自体も十分な剛性を持つので、地震力に対しても必要な強度を有する。

1.4.3.7 燃料集合体及び炉内構造物

燃料集合体は、燃料要素、制御棒案内シンプル、支持格子、上部ノズル及び下部ノズル等により構成される。燃料集合体は、制御棒案内シンプルとそれに接合した支持格子とによって骨格を形成し、燃料要素を正方格子状の配列で支持格子のばねに支持させるため、過度の変形を生じることはない。

燃料集合体に作用する地震力は、上部ノズル及び下部ノズルを介して炉内構造物の上部炉心板及び下部炉心板に伝達する。

炉内構造物は、上部炉心構造物及び下部炉心構造物で構成する。上部炉心構造物は、上部炉心板、上部炉心支持柱、上部炉心支持板、制御棒クラスタ案内管等で構成し、下部炉心構造物は、下部炉心板、下部炉心支持柱、下部炉心支持板、炉心槽、炉心バッフル等で構成する。

燃料集合体及び炉内構造物に作用する水平地震力は、炉心槽上部フランジを介して原子炉容器フランジに、また、炉心槽下端を介して原子炉容器胴内壁に取り付けた炉心支持金物にそれぞれ伝達する。

さらに、炉内構造物に作用する鉛直地震力は、上部炉心支持板及び炉心槽上部フランジを介して原子炉容器フランジに伝達する。

1.4.3.8 1次冷却設備

1次冷却設備は、原子炉容器、1次冷却材管、蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器等で構成する。

1次冷却材管は、配管口径及び肉厚が大きく剛性が高いので熱膨張に対する考慮から配管の途中には支持構造物を設けていない。

蒸気発生器は、水平方向を上部胴支持構造物、中間胴支持構造物及び下部支持構造物により、また、鉛直方向を支持脚により支持する。支持構造物は、1次冷却設備の熱膨張を拘束しない構造となっており、水平地震力及び鉛直地震力は、各方向の支持構造物を介して内部コンクリートに伝達する。

1次冷却材ポンプは、水平方向を上部支持構造物及び下部支持構造物により、また、鉛直方向を支持脚により支持する。支持構造物は、1次冷却設備の熱膨張を拘束しない構造となっており、水平地震力及び鉛直地震力は、各方向の支持構造物を介して内部コンクリートに伝達する。

加圧器は、上部支持構造物及びスカートにより支持し、地震力はこれらの支持構造物により内部コンクリートに伝達する。また、上部支持構造物は、加圧器の熱膨張を拘束しない構造となっている。

1.4.3.9 その他

その他の機器・配管系については、運転荷重、地震荷重、熱膨張による荷重を考慮して、必要に応じてリジッドハンガ、スナバ及びその他の装置を使用して耐震性に対しても熱的にも十分な設計を行う。

1.4.4 地震検知による耐震安全性の確保

(1) 地震感知器

安全保護系の1つとして地震感知器を設け、ある程度以上の地震が起こった場合に原子炉を自動的に停止させる。トリップ設定値は弾性設計用地震動の加速度レベルに余裕を持たせた値とする。安全保護系は、フェイル・セイフ設備とするが、地震以外のショックによって原子炉をトリップさせないよう配慮する。

地震感知器は、基盤の地震動をできるだけ直接的に検出するため建屋基礎版の位置、また主要な機器が配置されている代表的な床面に設置する。なお、設置に当たっては試験及び保守が可能な原子炉建屋及び原子炉補助建屋の適切な場所に設置する。

(2) 地震観測等による耐震性の確認

発電用原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対しては、地震観測網を適切に設置し、地震観測等により振動性状の把握を行い、それらの測定結果に基づく解析等により施設の機能に支障のないことを確認していくものとする。

地震観測を継続して実施するために、地震観測網の適切な維持管理を行う。

第1.4.1表 クラス別施設 (1/8)

重要度分類 耐震	機能別分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき施設 検討用 地震動 (注5)
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	
	a. 「原子炉冷却材圧力バウンダリ」（「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日告示）において記載されている定義と同様）を構成する機器・配管系	原子炉容器 ・原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器・配管・ポンプ・弁	S S	隔離弁を開閉するに必要な電気及び計装設備	S	原子炉容器・蒸気発生器・1次冷却材ポンプ・加圧器の支持構造物・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	内部コンクリート ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋	S S S	格納容器ボーラクレーン ・タービン建屋 ・電気建屋 ・出入管建屋 ・中央制御室天井照明 ・1次系付帯コンソール ・2次系付帯コンソール ・大型表示盤 ・その他
S クラス	b. 使用済燃料を貯蔵するための施設	使用済燃料ピット ・使用済燃料ラック	S S	—	—	—	—	原子炉建屋	Ss	使用済燃料ピットクレーン ・タービン建屋 ・電気建屋 ・燃料取扱機（駆骨部） ・その他
	c. 原子炉の緊急停止のために負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設	制御棒クラスター及び制御棒駆動装置（トリップ機能に関する部分） ・化学体積制御設備のうち、ほう酸注入ライン	S	炉心支持構造物及び制御棒クラスター内管・非常用電源及び計装設備	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	内部コンクリート ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・ディーゼル発電機建屋 ・非常用電源の燃料油系統を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss	格納容器ボーラクレーン ・タービン建屋 ・電気建屋 ・出入管建屋 ・中央制御室天井照明 ・1次系付帯コンソール ・2次系付帯コンソール ・大型表示盤 ・その他

第1.4.1表 クラス別施設 (2/8)

重要度分類 耐震	機能別分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき施設	
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	検討用地震動 (注6)	横付用地震動 (注6)
d. 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	<ul style="list-style-type: none"> 主蒸気・主給水設備 (主給水逆止弁より蒸気発生器 2 次側を経て、主蒸気隔離弁まで) 補助給水設備 余熱除去設備 非常用電源及び計装設備 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水設備 (当該主要設備に係るも) 原子炉補機冷却海水設備 燃料取替用ビット 炉心支持構造物 (炉心冷却に直接影響するもの) 	S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 内部コンクリート 原子炉補助建屋 海水ポンプ基礎等の海水ラインを支持する構造物 ディーゼル発電機建屋 非常用電源の燃料油系を支持する構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 格納容器ボーラクレーン タービン建屋 電気建屋 出入管理建屋 循環水ポンプ建屋 中央制御室天井照明 1次系付帯コンソール 2次系付帯コンソール 大型表示盤 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ卷防護ネット 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ 原子炉補機冷却海水ポンプネット 原子炉冷却海水ポンプ用天井クレーン 弁配管点検用モノレール その他 	Ss	Ss
e. 原子炉冷却材圧力バウンダリ破裂事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	<ul style="list-style-type: none"> 安全注入設備 (再循環用) 余熱除去設備 (燃料取替用ビット) 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水設備 (当該主要設備に係るも) 	S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 原子炉補助建屋 ディーゼル発電機建屋 海水ポンプ基礎等の海水ラインを支持する構造物 非常用電源の燃料油系を支持する構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 格納容器ボーラクレーン タービン建屋 電気建屋 出入管理建屋 循環水ポンプ建屋 中央制御室天井照明 1次系付帯コンソール 2次系付帯コンソール 大型表示盤 蒸気加熱コイル 加湿器 耐火隔壁 原子炉補機冷却海水ポンプ卷防護ネット 原子炉補機冷却海水ポンプ用天井クレーン 弁配管点検用モノレール その他 	Ss	Ss
S クラス											

第1.4.1表 クラス別施設 (3/8)

重要度分類 耐震 機能別分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき施設 (注5)	
	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	横肘用 地震動 (注6)
f. 原子炉冷却材圧力バウンダリ破裂事故の際に、放射性物質の放出を直接防ぐための施設	原子炉格納容器 ・原子炉格納容器パウンダ リに属する配管・弁	S S	— —	機器・配管等の支持構造 物	S	原子炉建屋 ・原子炉補助建屋	Ss	タービン建屋 ・電気建屋 ・出入管建屋	Ss	・タービン建屋 ・電気建屋 ・出入管建屋 ・中央制御室天井照明 ・1次系付帯コンソール ・2次系付帯コンソール ・大型表示盤
g. 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記f.以外の施設	原子炉格納容器スプレイ 設備 ・燃料取替用ボルト ・アニュラスシール ・アニュラス空気浄化設備 ・排気筒	S S S S	(当該主要設備に係るもの) 原子炉補機冷却海水設備 ・非常用電源及び計装設備	機器・配管、電気計装設 備等の支持構造物	S	原子炉建屋 ・原子炉格納容器 ・外部遮へい建屋 ・ディーゼル発電機建屋 ・海水ポンプ基礎等の海水 ラインを支持する構造物 ・非常に電源の燃料油系統を 支持する構造物	Ss	タービン建屋 ・電気建屋 ・出入管建屋 ・循環水ポンプ建屋 ・中央制御室天井照明 ・1次系付帯コンソール ・2次系付帯コンソール ・大型表示盤	Ss	・原子炉補機冷却海水ポン プ ・原子炉補機冷却海水ポン プ出口ストレーナ ・原子炉補機冷却海水ポン プ用天井クレーン ・弁配管点検用モノレール ・その他
S クラス										

第1.4.1表 クラス別施設 (4/8)

耐震 重要度分類	機能別分類	主要設備 (付1)		補助設備 (付2)		直接支持構造物 (付3)		間接支持構造物 (付4)		波及的影響を考慮すべき施設 (付5)	
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス		
h.津波防護機能を有する設備及び浸水防止機能を有する設備 (付6) ^(付7)	貯留堰 ・防潮堤 ・水密扉 ・3号炉取水ピットスクリーン室防水壁 ・3号炉放水ピット流路縮小工 ・屋外排水路逆流防止設備 ・浸水防止蓋 ・ドレンライン逆止弁 ・貫通部止水処置 ・1号及び2号炉取水路流路縮小工 ・1号及び2号炉放水路逆流防止設備 ・3号炉原子炉補機冷却海水放水路逆流防止設備 ・津波監視カメラ ・取水ピット水位計 ・潮位計	S S S S S S S S S S S S S S S S S	貯留堰 ・原子炉補助建屋 ・海水ポンプ基礎等の海水ラインを支持する構造物 ・3号炉放水ピット ・構内排水設備(出口樹 ・1号及び2号炉取水路 ・1号及び2号炉放水路	—	—	原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・海水淡化設備建屋 ・構内排水設備(排水管, 集水池) ・L型擁壁 (A)	Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss	・原子炉建屋 ・電気建屋 ・出入管理建屋 ・循環水ポンプ建屋 ・海水淡化設備建屋 ・構内排水設備 (排水管, 集水池) ・L型擁壁 (A)	・原子炉建屋 ・電気建屋 ・出入管理建屋 ・循環水ポンプ建屋 ・海水淡化設備建屋 ・構内排水設備 (排水管, 集水池) ・L型擁壁 (A)	・原子炉建屋 ・電気建屋 ・出入管理建屋 ・循環水ポンプ建屋 ・海水淡化設備建屋 ・構内排水設備 (排水管, 集水池) ・L型擁壁 (A)	Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss
i.敷地における津波監視機能を有する施設 (付7)	・使用燃料ビット給水ライン ・炉内構造物 (付8)	S S S	・非常用電源及び計装設備 ・取水ピット水位計 ・潮位計	S S S	・機器、電気計装設備等の 支持構造物	S S S	・原子炉建屋 ・海水ポンプ基礎等の海水 ラインを支持する構造物 ・非常用電源の燃料油系を 支持する構造物	S S S	・原子炉建屋 ・電気建屋 ・大型表示盤 ・構内LAN-全社LANネット ワークラック ・総合原子力防災ネットワ ークを用いた通信連絡設 備 ・ベースクリーン ・その他	Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss	
j.その他	・使用燃料ビット給水 ・炉内構造物 (付8)	S S S	・非常用電源及び計装設備 ・取水ピット水位計 ・潮位計	S S S	・機器、電気計装設備等の 支持構造物	S S S	・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・原子炉建屋 ・電気建屋 ・出入管理建屋 ・その他	Ss Ss Ss Ss Ss Ss	・原子炉建屋 ・電気建屋 ・出入管理建屋 ・その他	— — — — — —	

第1.4.1表 クラス別施設 (5/8)

耐震 重要度分類	機能別分類	主要設備 ^(注1)		補助設備 ^(注2)		直接支構造物 ^(注3)		間接支構造物 ^(注4)	
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス
k. 原子炉冷却材圧力パウンドリに直接接続されていて、1次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設	・化学体積制御設備のうち抽出ラインと余剰抽出ライン	B	—	—	—	・機器・配管等の支構造物	B	・内部コンクリート ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋	S _b S _b S _b
1. 放射性廃棄物を内蔵している施設 (ただし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が周辺監視区域外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く)	・放射性廃棄物施設、Cクラスに属するものは除く	B	—	—	—	・機器・配管等の支構造物	B	・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・放射性廃棄物処理建屋	S _b S _b S _b
B クラス	iii. 放射性廃棄物以外の放射性物質に關連した施設でその破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設	・使用済燃料ビックト水浄化ライン ・化学体積制御設備のうち、S クラス及び C クラスに属する以外のもの ・放射線低減効果の大きい ・燃料取扱機クレーン ・使用済燃料ビックトクレーン ・燃料取替クレーン ・燃料移送装置	B	—	—	・機器・配管等の支構造物	B	・内部コンクリート ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋	S _b S _b S _b

第1.4.1表 クラス別施設 (6/8)

耐震 重要度分類	機能別分類	主要設備 ^(注1)		補助設備 ^(注2)		直接支持構造物 ^(注3)		間接支持構造物 ^(注4)	
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	検討用 地震動 ^(注6)
n. 使用済燃料を冷却するための施設	・使用済燃料ビックト水冷却	B	・原子炉補機冷却水設備 (当該主要設備に係るも の)	B	・機器・配管、電気計装設 備等の支持構造物	B	・原子炉建屋	・原子炉建屋	S ₈
	・原子炉補機冷却海水設備 ・電気計装設備	B	・原子炉補機冷却海水設備 ・電気計装設備	B			・原子炉補助建屋 ・海水ポンプ基礎等の海水 ラインを支持する構造物	・原子炉補助建屋 ・海水ポンプ基礎等の海水 ラインを支持する構造物	S ₈
Bクラス	o. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	—	—	—	—	—	—	—	—

第1.4.1表 クラス別施設 (7/8)

耐震 重要度分類	機能別分類	主要設備 ^(注1)		補助設備 ^(注2)		直接支構造物 ^(注3)		間接支構造物 ^(注4)	
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス
p. 原子炉の反応度 を制御するため の機能に關する部分を除 く) q. 放射性物質を内 蔵しているか、 又はこれに関連 した施設でS及び Bクラスに属さ ない施設	制御棒駆動装置 (トリッブ機能に關する部分を除く)	C	—	—	—	電気計装設備の支持構造 物	C	内部コンクリート ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋	検討用 地震動 ^(注6)
C クラス	・試料採取設備 ・床ドレンライン ・洗浄排水処理系 ・セメント固化装置より下 流の固体廃棄物処理設備 (固体廃棄物貯蔵庫を含 む) ・ペイロ ・化学生体制御設備のう ち、ほう酸回収装置蒸留 水側及びほう酸補給タン ク廻り ・液体廃棄物処理設備のう ち、廃液蒸発装置蒸留水 側 ・原子炉補給水設備 ・新燃料貯蔵設備 ・その他	C C C C C C C C C C	— — — — — — — — — —	電気計装設備の支持構造 物	—	機器・配管、電気計装設 備等の支持構造物	C	内部コンクリート ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・固体廃棄物貯蔵庫	Sc Sc Sc

第1.4.1表 クラス別施設 (8/8)

耐震 重要度分類	機能別分類	主要設備 ^(注1)		補助設備 ^(注2)		直接支持構造物 ^(注3)		間接支持構造物 ^(注4)	
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス
r. 原子炉施設ではあるが、放射線安全に關係しない施設	Cクラス	・蒸気タービン設備 ・原子炉補機冷却水設備 ・補助ボイラー及び補助蒸気設備 ・消防設備 ・発電機 ・変圧器 ・開閉所 ・換気空調設備 ・蒸気発生器プローダウンライン ・所内用圧縮空気設備 ・格納容器ポーラクレーン ・その他	C C C C C C C C C C C C C C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・タービン建屋 ・内部コンクリート ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・補助ボイラービル建屋	S _c S _c S _c S _c S _c

(注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。

(注2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。

(注3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける構造物をいう。

(注4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。

(注5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、耐震重要度分類の下位のクラスによって上位のクラスに属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。

(注6) S_s : 基準地震動により定まる地盤力

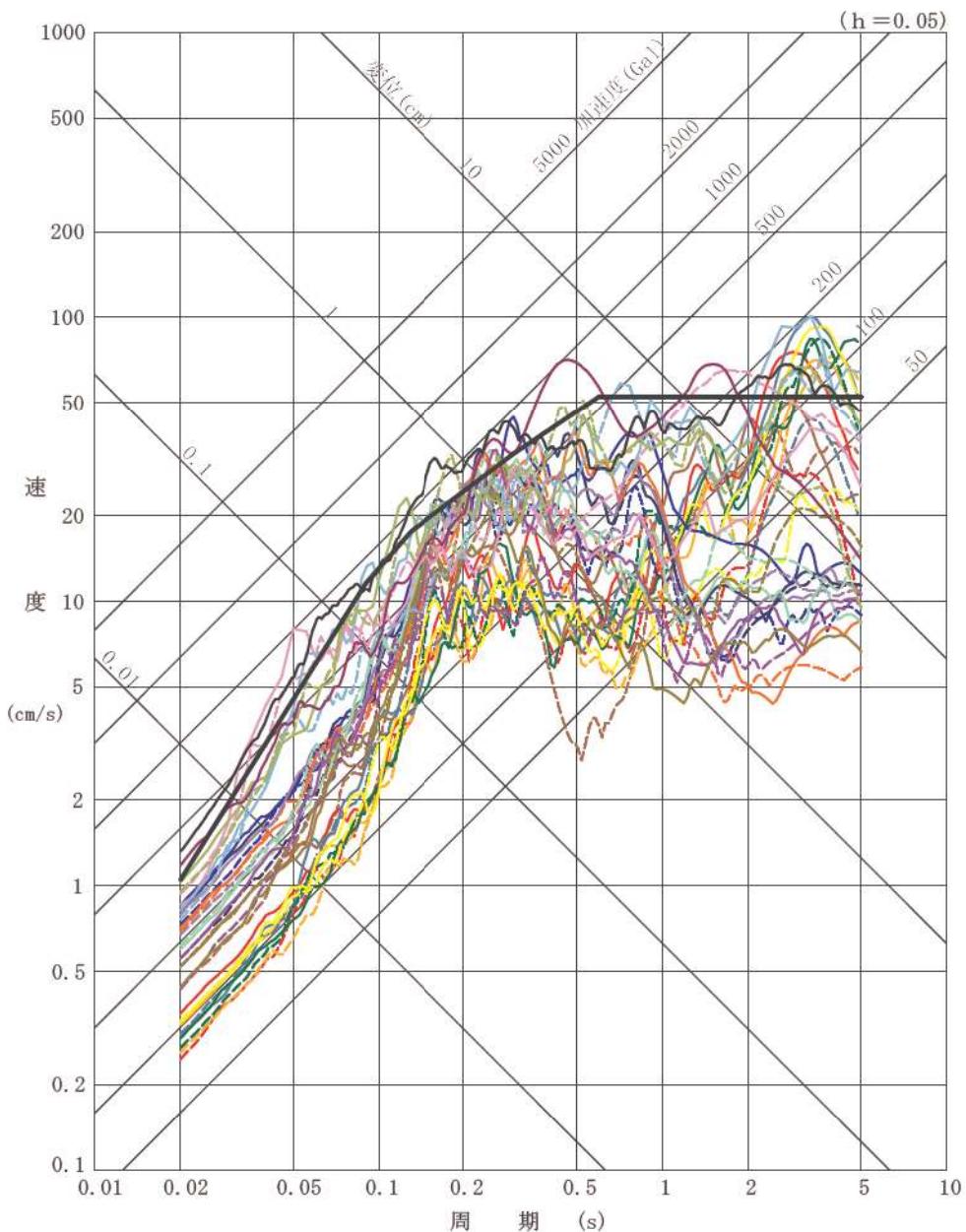
S_B : Bクラス施設に適用される静的地盤力

(注7) 現時点で判明している津波防護施設等を記載している。また、津波防護施設等は5条耐津波設計方針で審査中であり、追加となる可能性がある。

(注8) 炉内構造物は、炉内にあることを考慮してSクラスに準じて取り扱う。

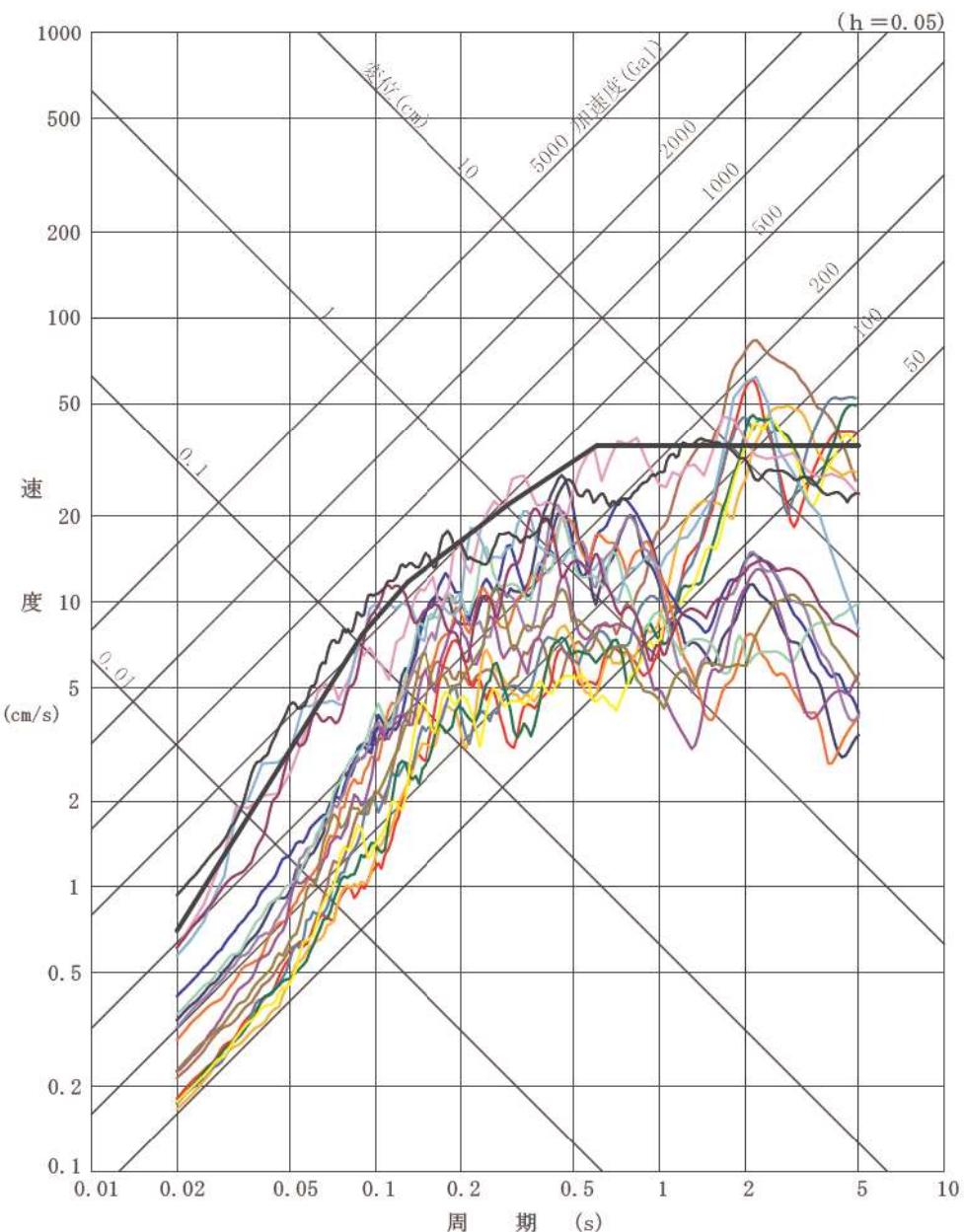
(注9) Cクラスではあるが、基準地震動に対し機能維持することを確認する。

弹性設計用地震動 Sd1-H	弹性設計用地震動 Sd2-7 (NS 方向)	弹性設計用地震動 Sd2-13 (NS 方向)
弹性設計用地震動 Sd2-1 (NS 方向)	弹性設計用地震動 Sd2-7 (EW 方向)	弹性設計用地震動 Sd2-13 (EW 方向)
弹性設計用地震動 Sd2-1 (EW 方向)	弹性設計用地震動 Sd2-8 (NS 方向)	弹性設計用地震動 Sd3-1 (上下流方向)
弹性設計用地震動 Sd2-2 (NS 方向)	弹性设计用地震动 Sd2-8 (EW 方向)	弹性设计用地震动 Sd3-1 (ダム軸方向)
弹性設計用地震動 Sd2-2 (EW 方向)	弹性设计用地震动 Sd2-9 (NS 方向)	弹性设计用地震动 Sd3-2 (NS 方向)
弹性設計用地震動 Sd2-3 (NS 方向)	弹性设计用地震动 Sd2-9 (EW 方向)	弹性设计用地震动 Sd3-2 (EW 方向)
弹性設計用地震動 Sd2-3 (EW 方向)	弹性设计用地震动 Sd2-10 (NS 方向)	弹性设计用地震动 Sd3-3 (NS 方向)
弹性設計用地震動 Sd2-4 (NS 方向)	弹性设计用地震动 Sd2-10 (EW 方向)	弹性设计用地震动 Sd3-3 (EW 方向)
弹性設計用地震動 Sd2-4 (EW 方向)	弹性设计用地震动 Sd2-11 (NS 方向)	弹性设计用地震动 Sd3-4
弹性設計用地震動 Sd2-5 (NS 方向)	弹性设计用地震动 Sd2-11 (EW 方向)	弹性设计用地震动 Sd3-5
弹性設計用地震動 Sd2-5 (EW 方向)	弹性设计用地震动 Sd2-12 (NS 方向)	
弹性設計用地震動 Sd2-6 (NS 方向)	弹性设计用地震动 Sd2-12 (EW 方向)	
弹性設計用地震動 Sd2-6 (EW 方向)		

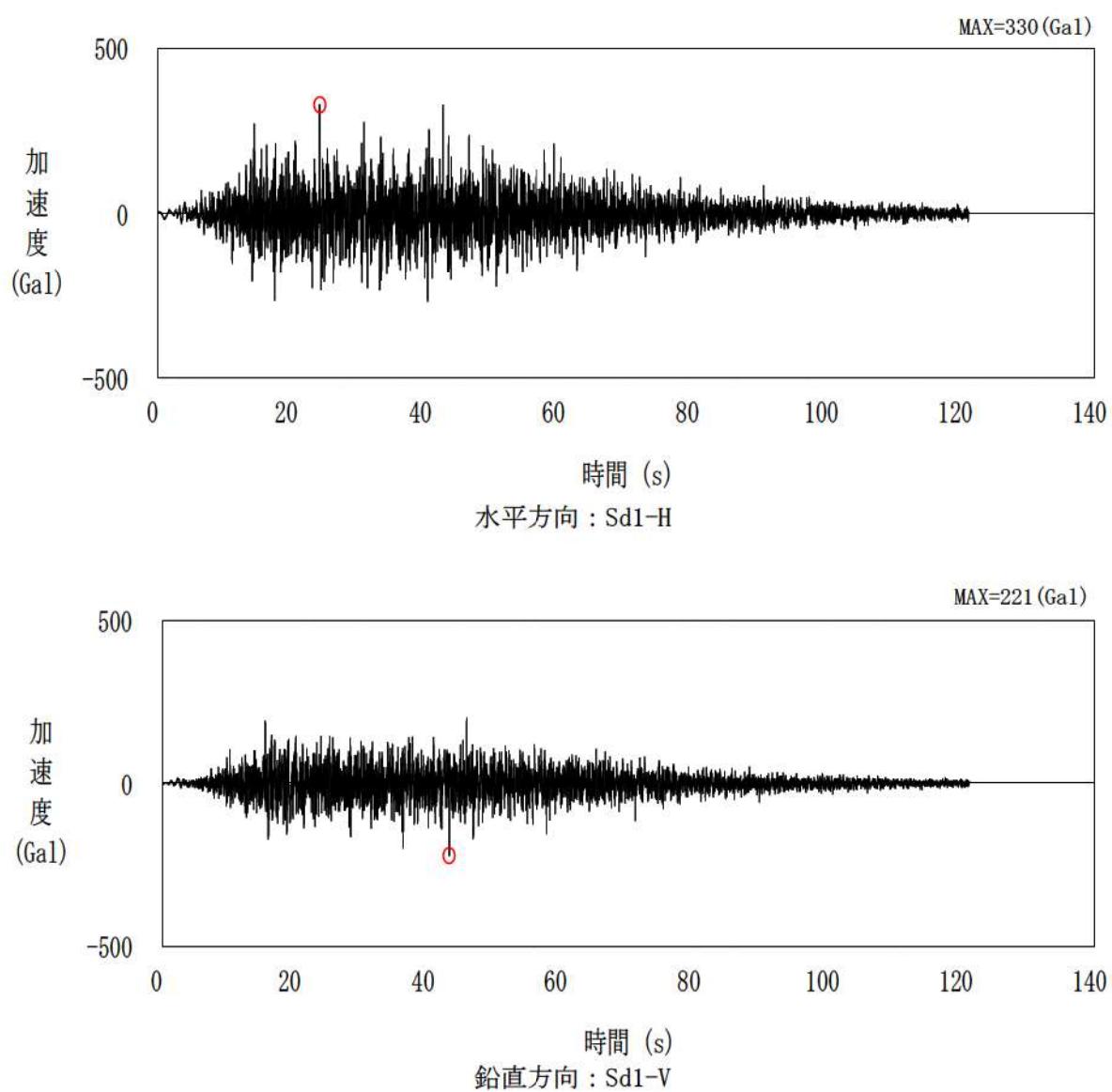


第1.4.1図 弹性設計用地震動の応答スペクトル（水平方向）

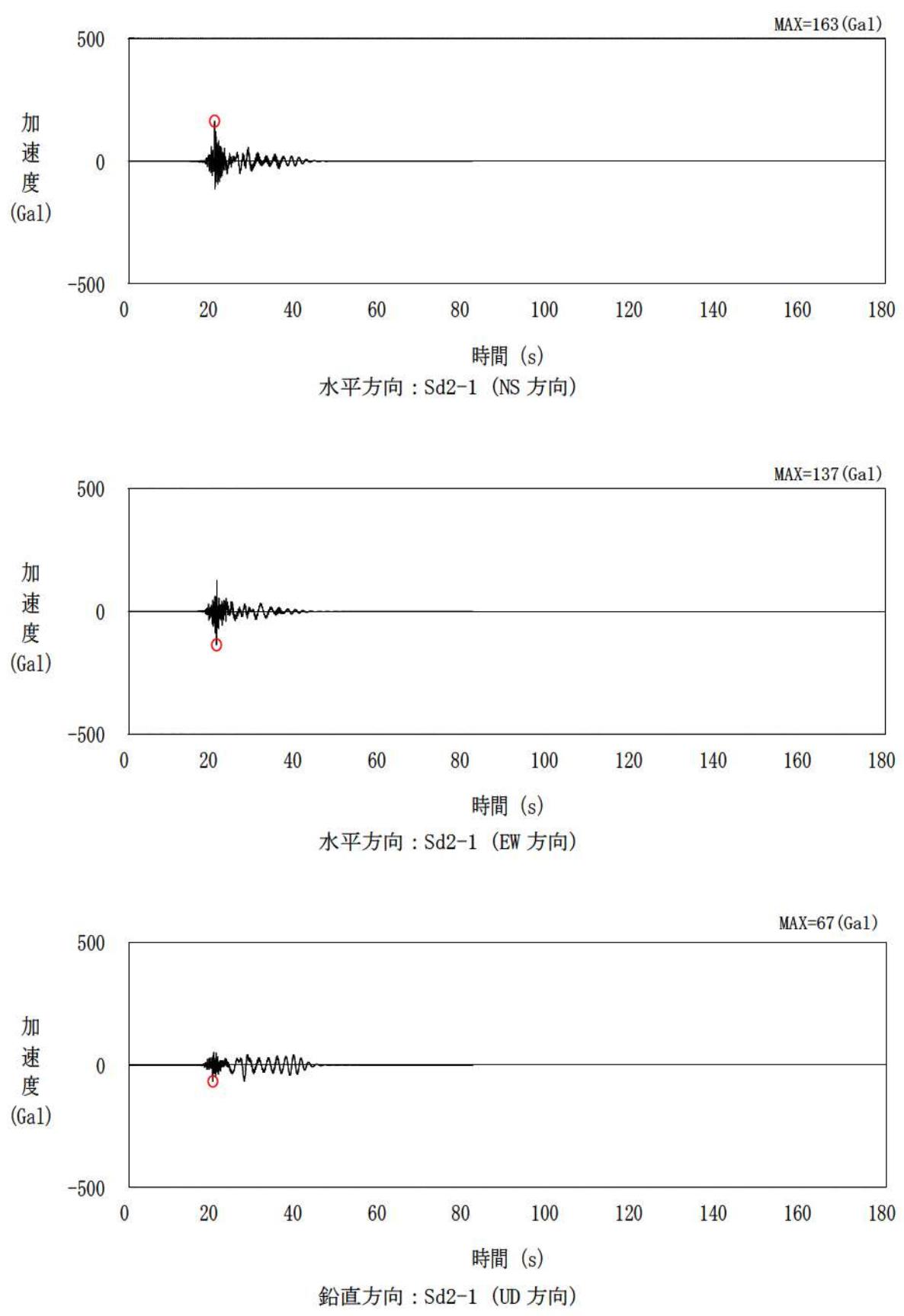
- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 弹性設計用地震動 Sd1-H | 弹性設計用地震動 Sd2-10 (UD 方向) |
| 弹性設計用地震動 Sd2-1 (UD 方向) | 弹性設計用地震動 Sd2-11 (UD 方向) |
| 弹性設計用地震動 Sd2-2 (UD 方向) | 弹性設計用地震動 Sd2-12 (UD 方向) |
| 弹性設計用地震動 Sd2-3 (UD 方向) | 弹性設計用地震動 Sd2-13 (UD 方向) |
| 弹性設計用地震動 Sd2-4 (UD 方向) | 弹性設計用地震動 Sd3-1 (UD 方向) |
| 弹性設計用地震動 Sd2-5 (UD 方向) | 弹性設計用地震動 Sd3-2 (UD 方向) |
| 弹性設計用地震動 Sd2-6 (UD 方向) | 弹性設計用地震動 Sd3-4 |
| 弹性設計用地震動 Sd2-7 (UD 方向) | 弹性設計用地震動 Sd3-5 |
| 弹性設計用地震動 Sd2-8 (UD 方向) | |
| 弹性設計用地震動 Sd2-9 (UD 方向) | |



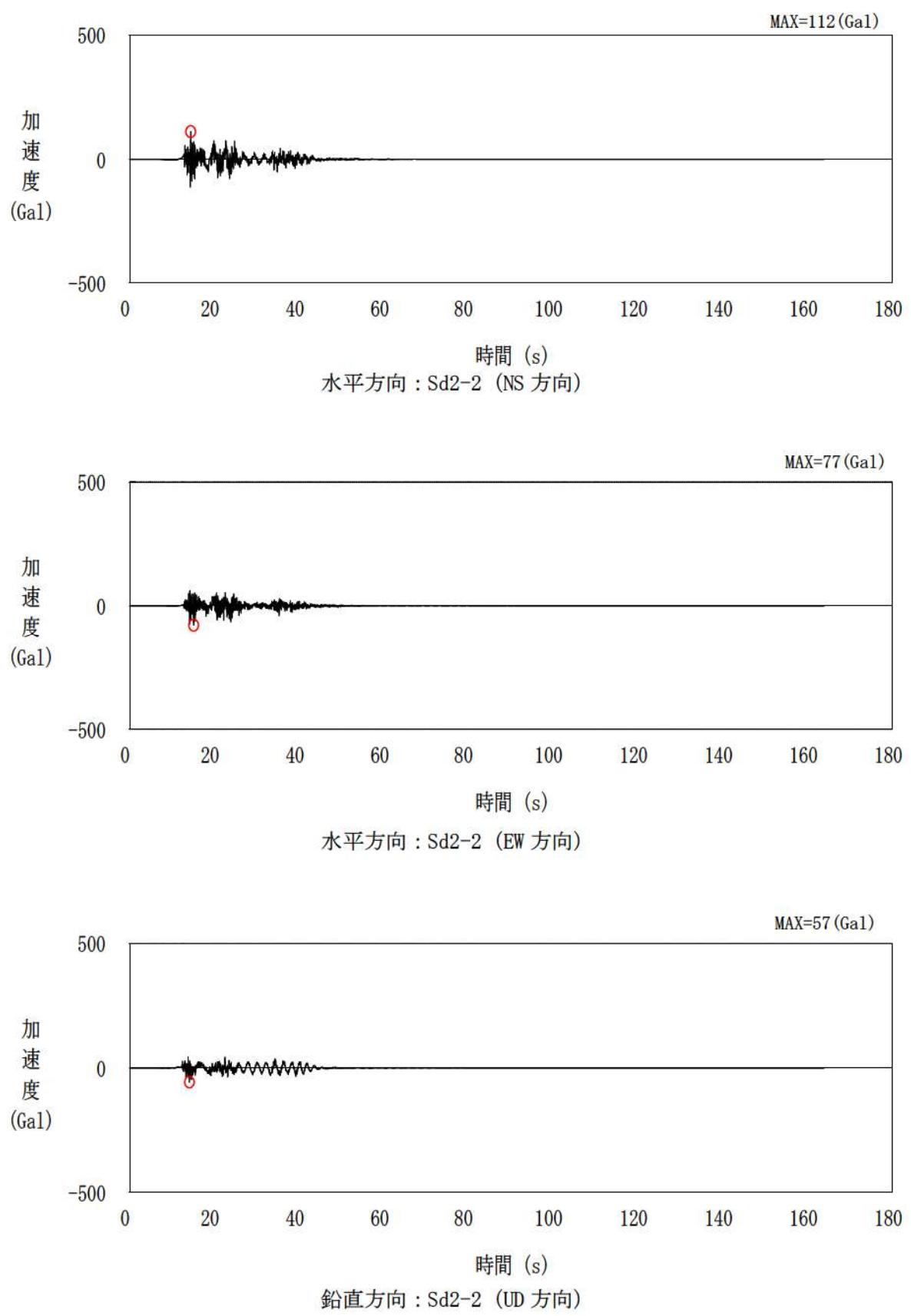
第1.4.2図 弹性設計用地震動の応答スペクトル（鉛直方向）



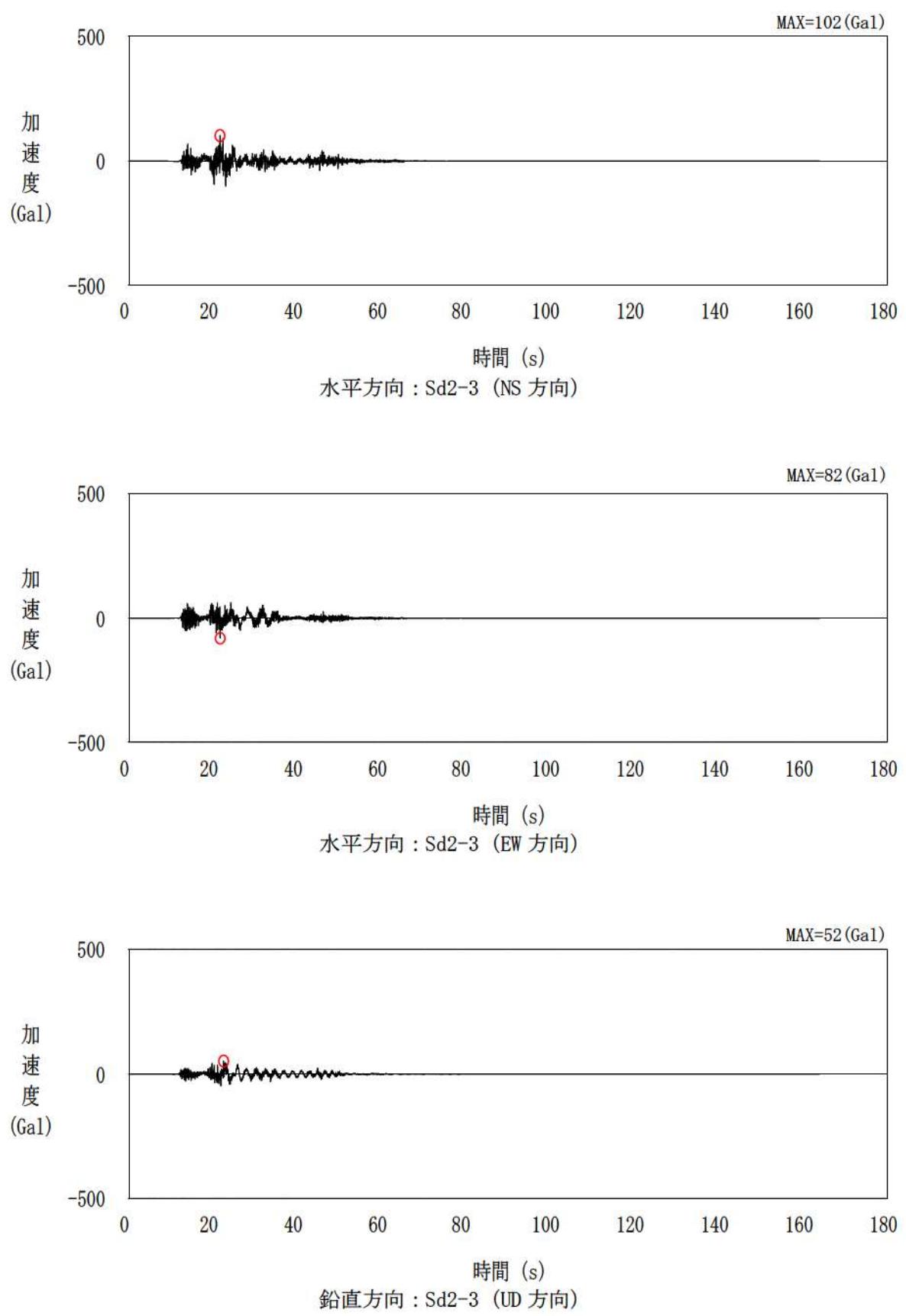
第1.4.3図 弾性設計用地震動Sd1の加速度時刻歴波形



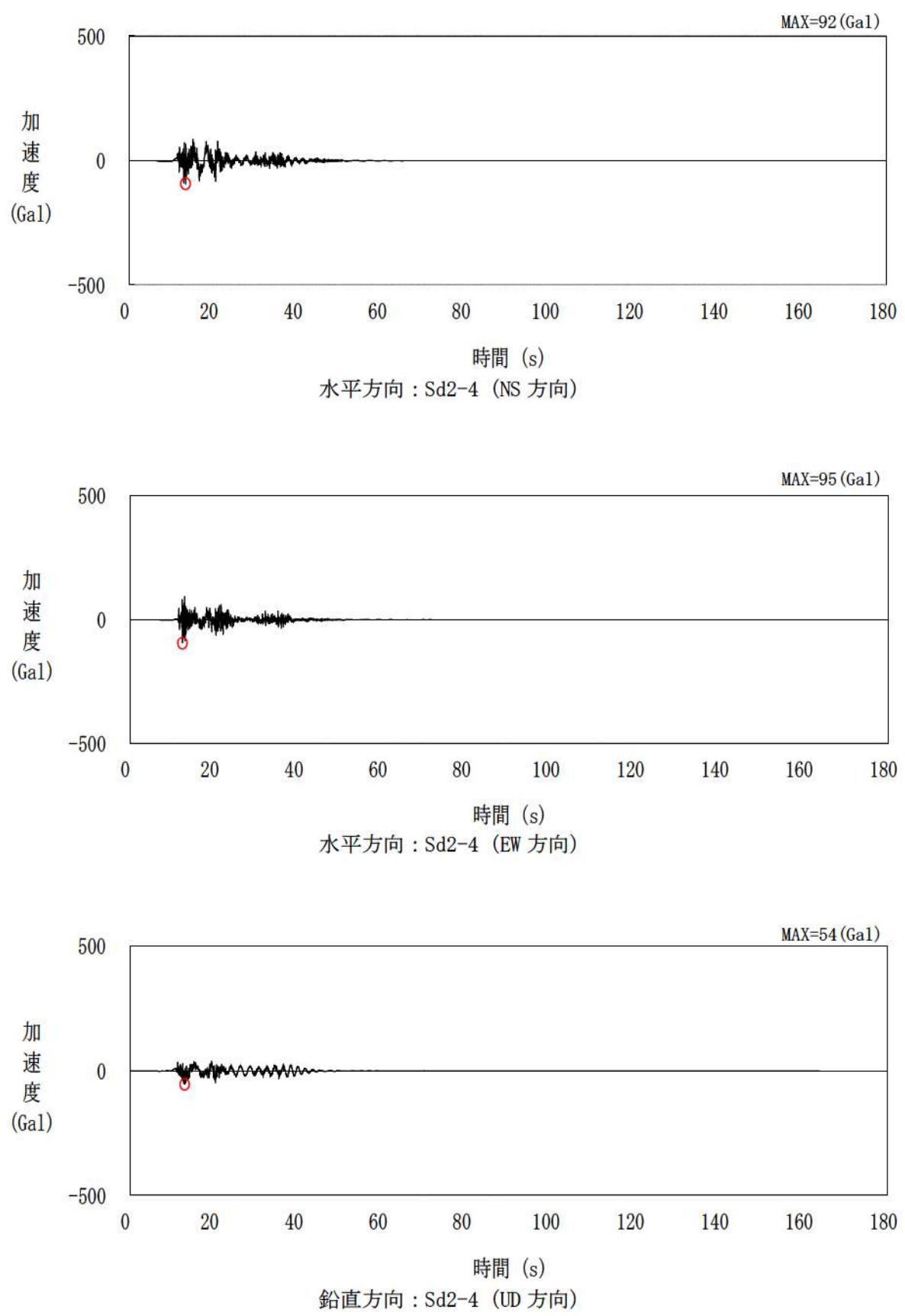
第1.4.4図 弾性設計用地震動Sd2-1の加速度時刻歴波形



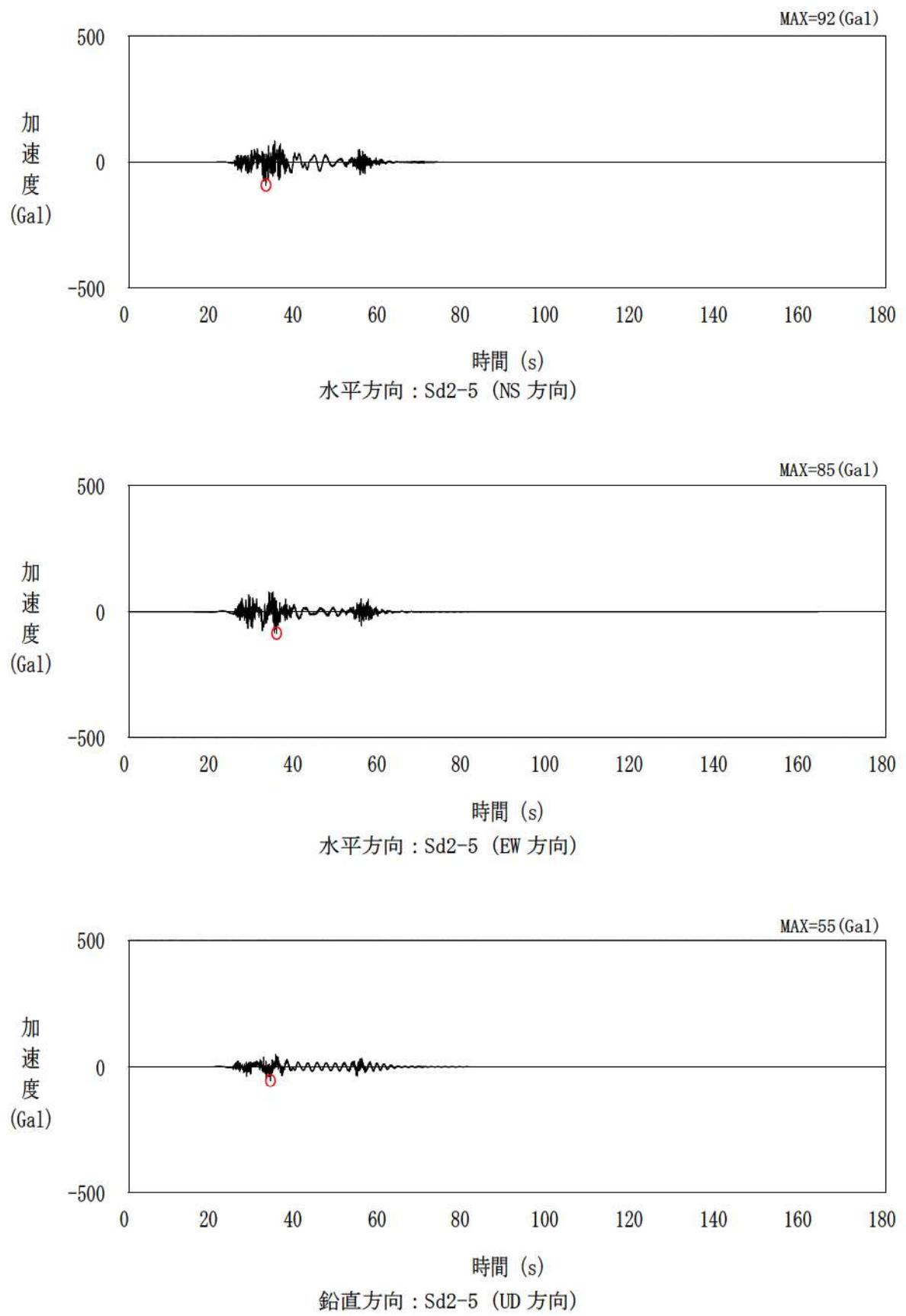
第1.4.5図 弾性設計用地震動Sd2-2の加速度時刻歴波形



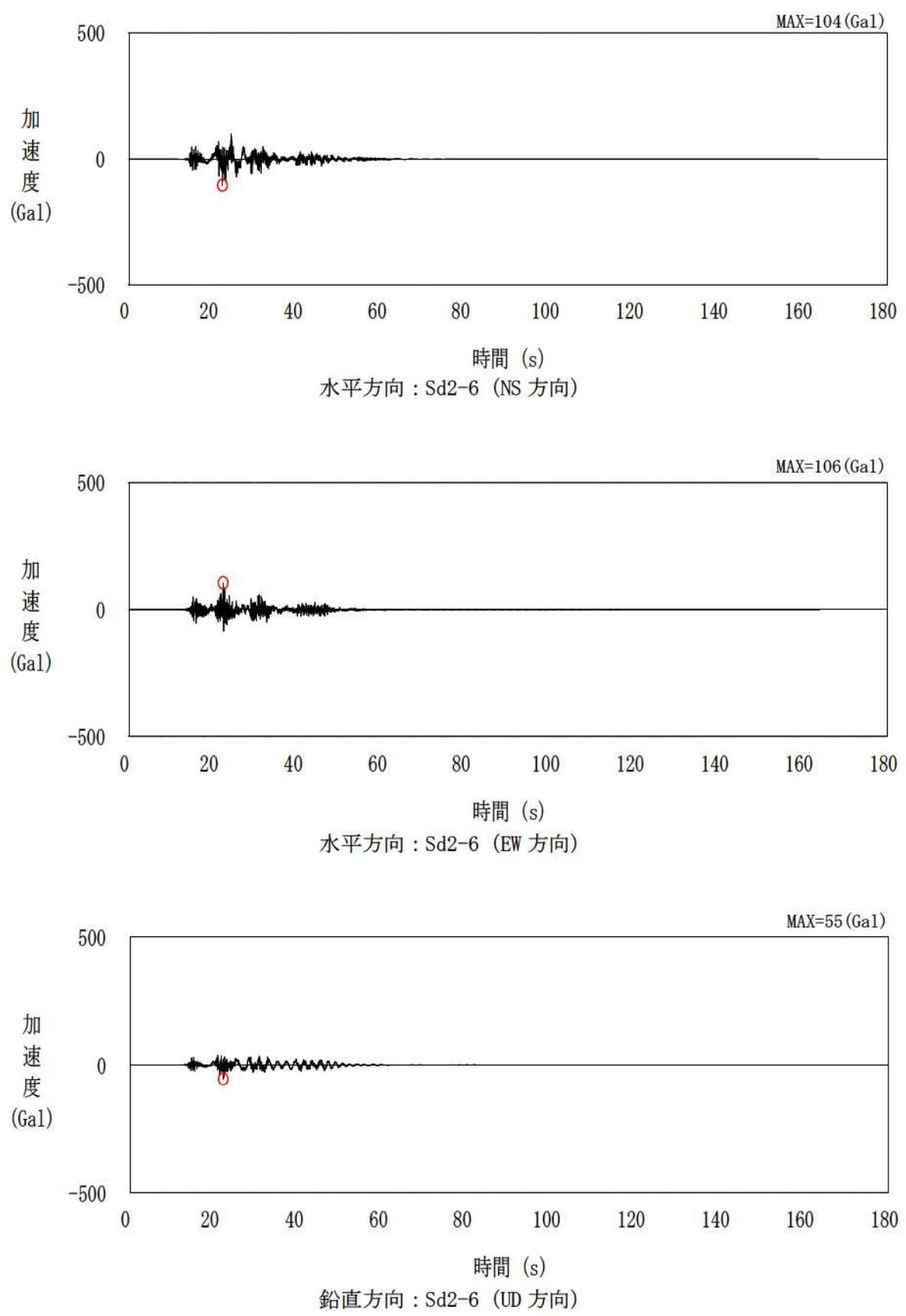
第1.4.6図 弾性設計用地震動Sd2-3の加速度時刻歴波形



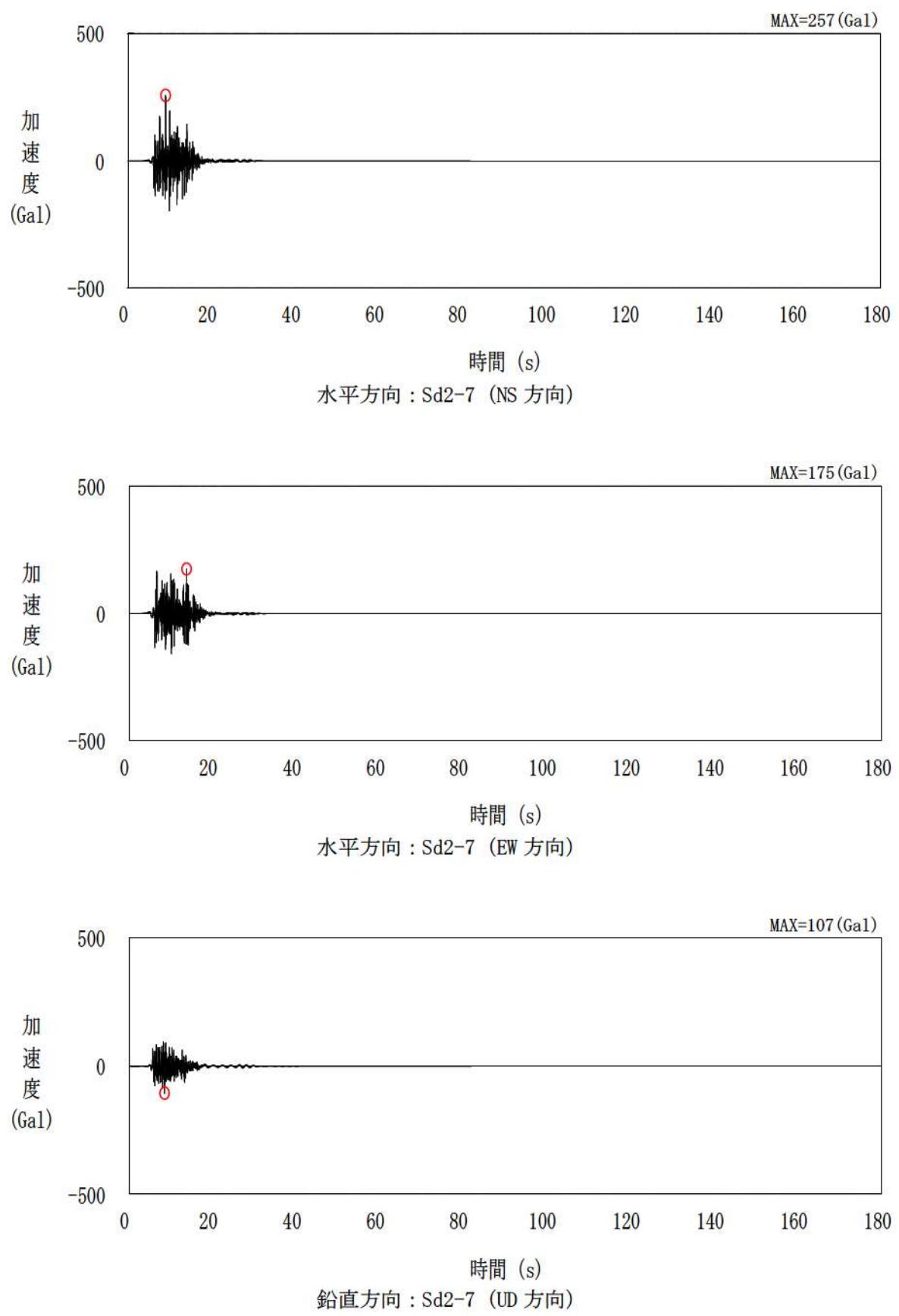
第1.4.7図 弹性設計用地震動Sd2-4の加速度時刻歴波形



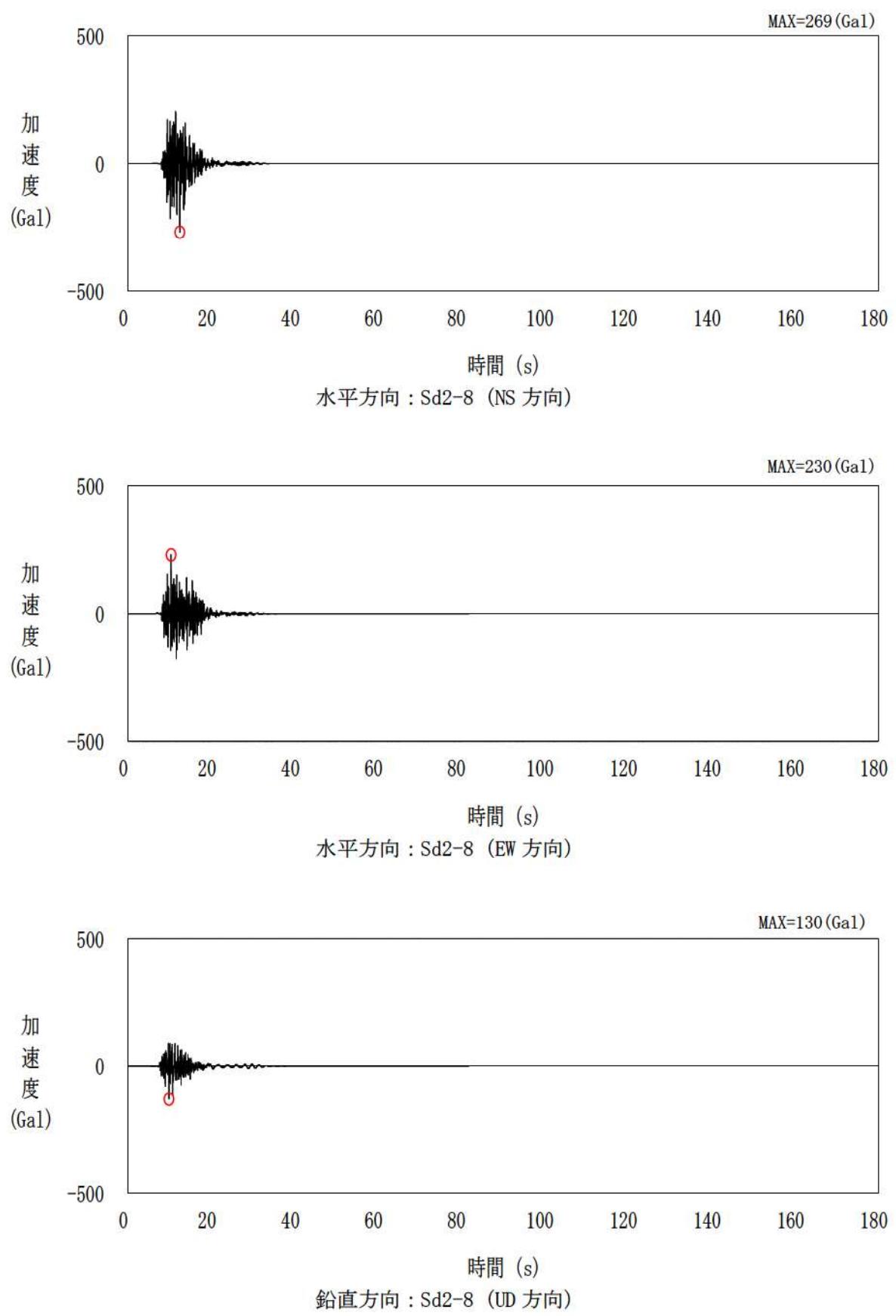
第1.4.8図 弾性設計用地震動Sd2-5の加速度時刻歴波形



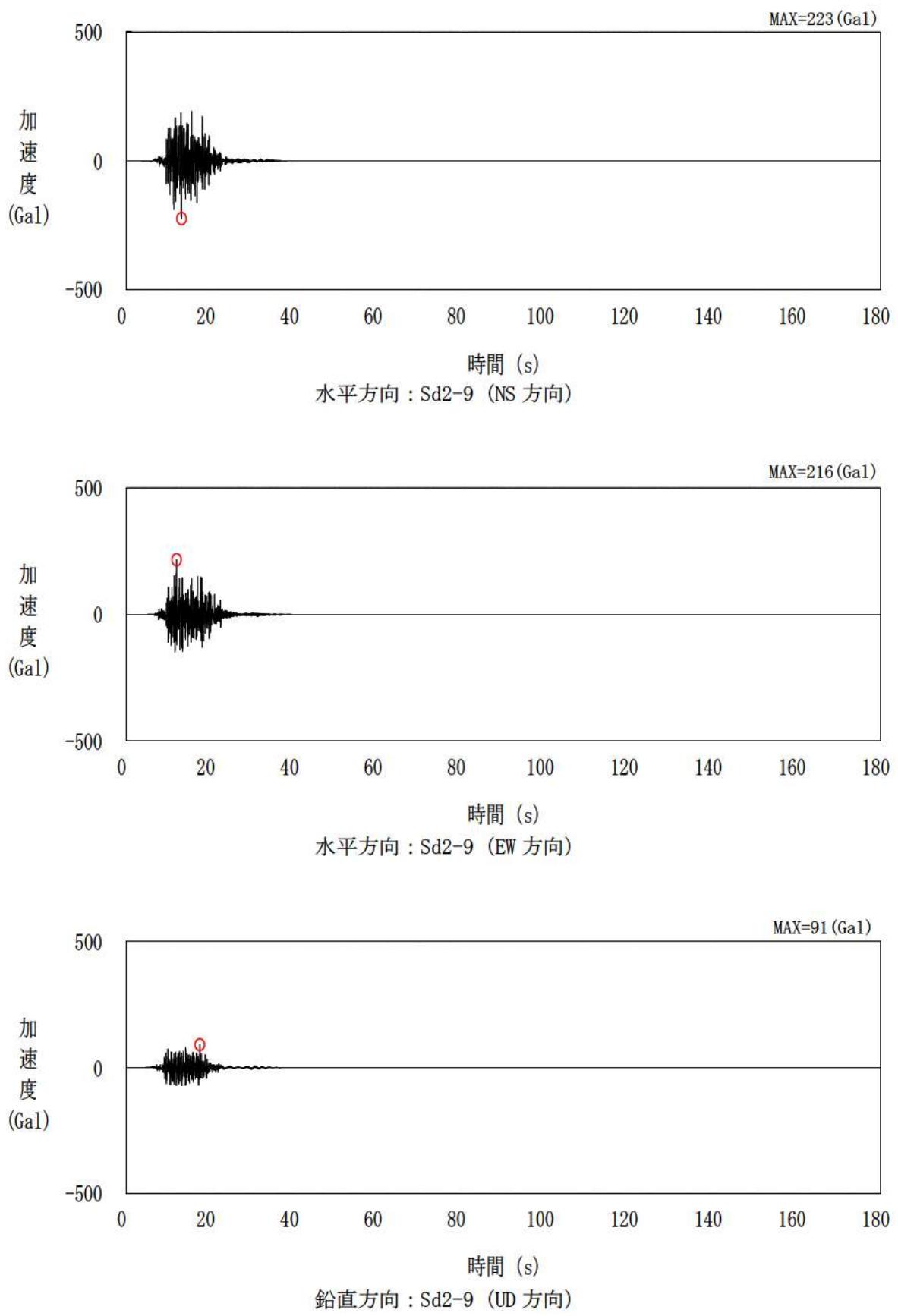
第1.4.9図 弾性設計用地震動Sd2-6の加速度時刻歴波形



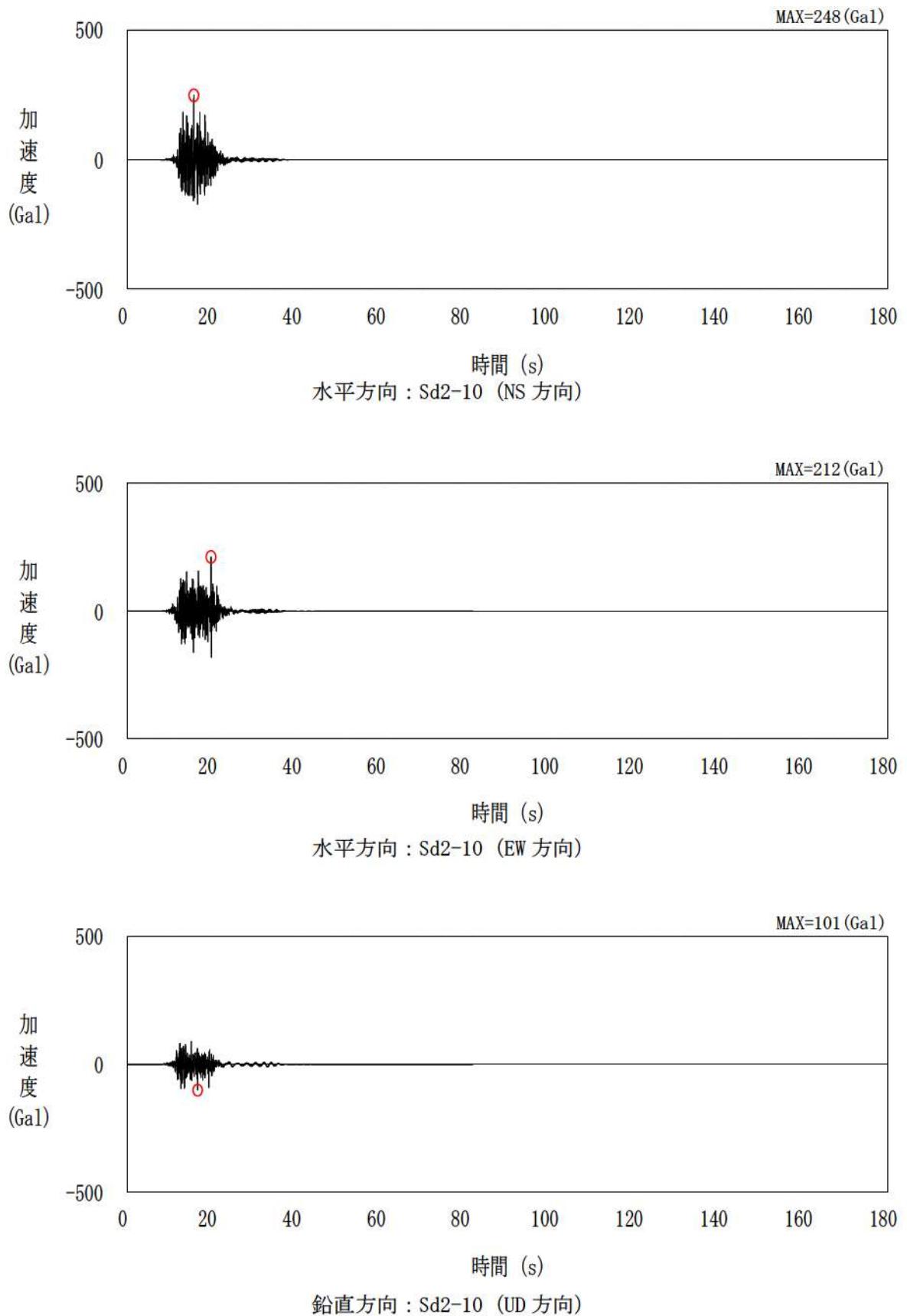
第1.4.10図 弾性設計用地震動Sd2-7の加速度時刻歴波形



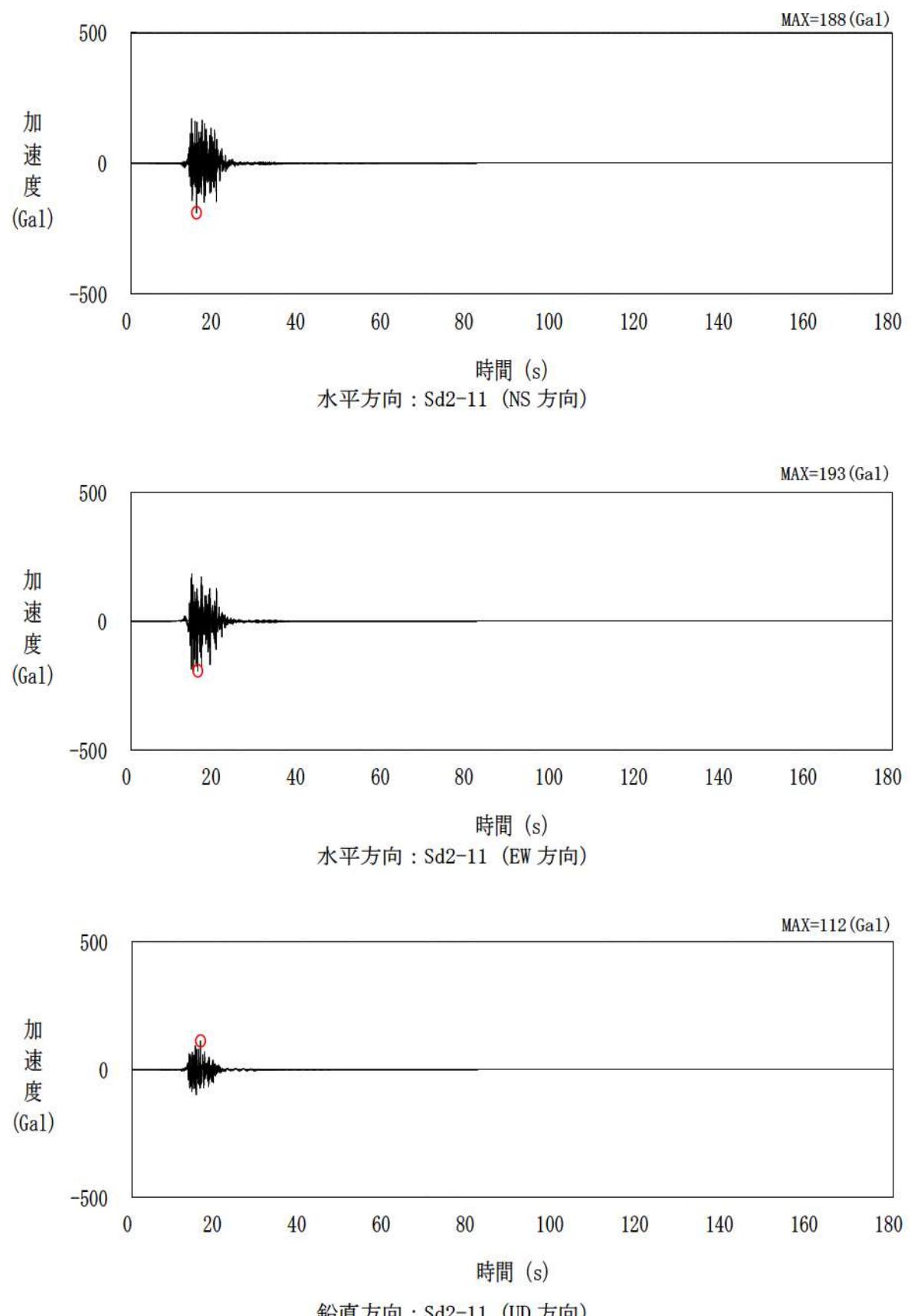
第1.4.11図 弾性設計用地震動Sd2-8の加速度時刻歴波形



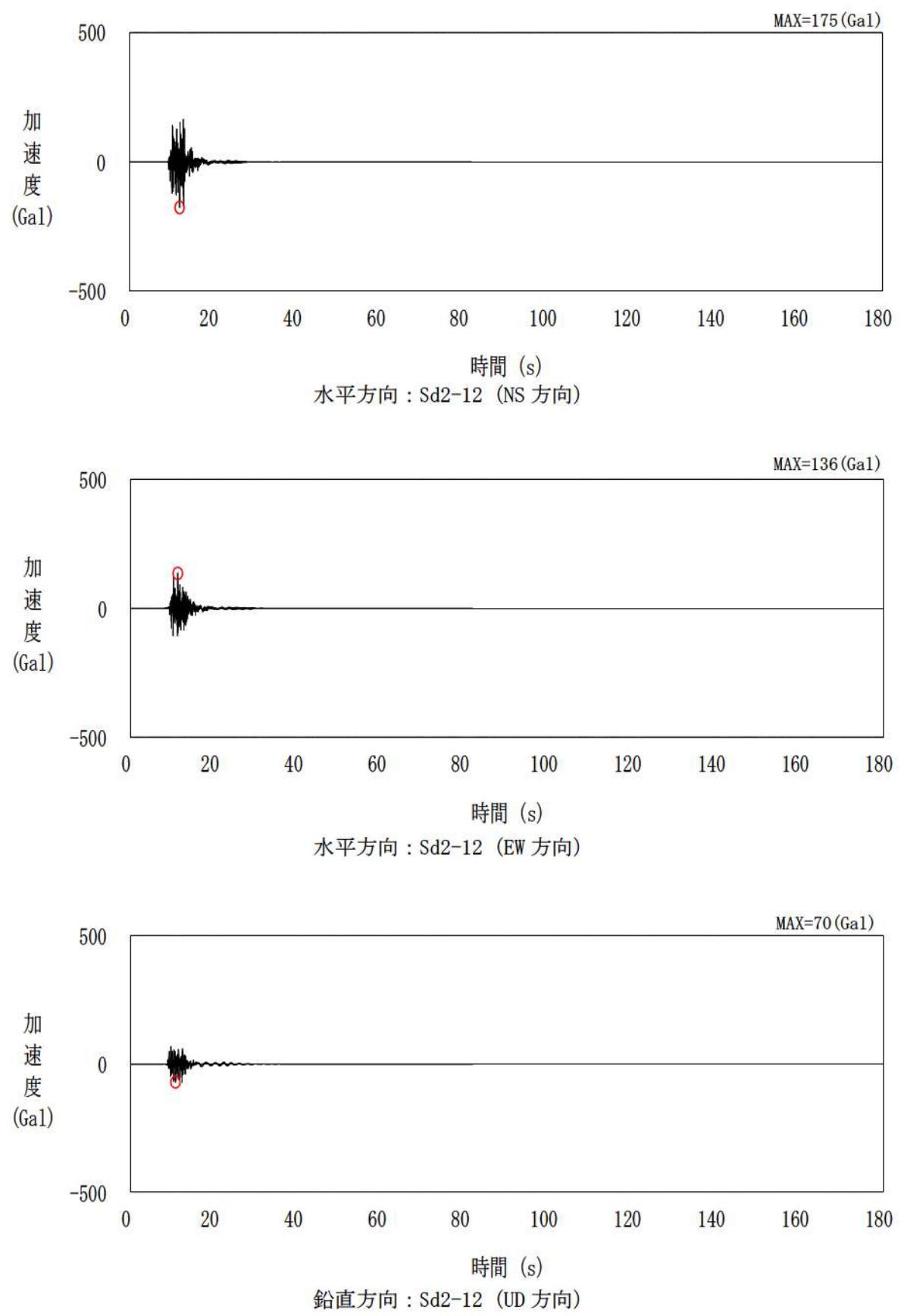
第1.4.12図 弾性設計用地震動Sd2-9の加速度時刻歴波形



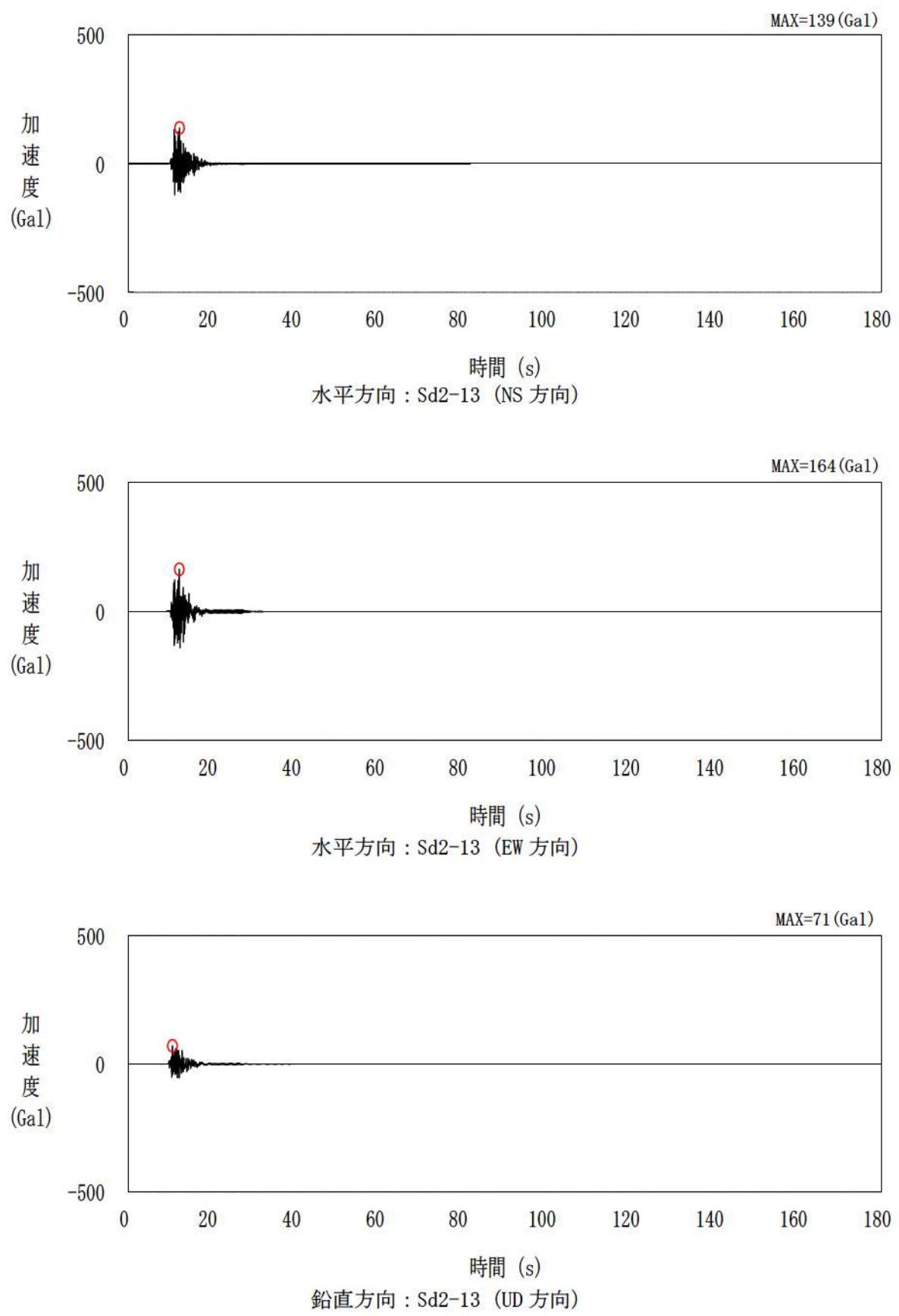
第1.4.13図 弾性設計用地震動Sd2-10の加速度時刻歴波形



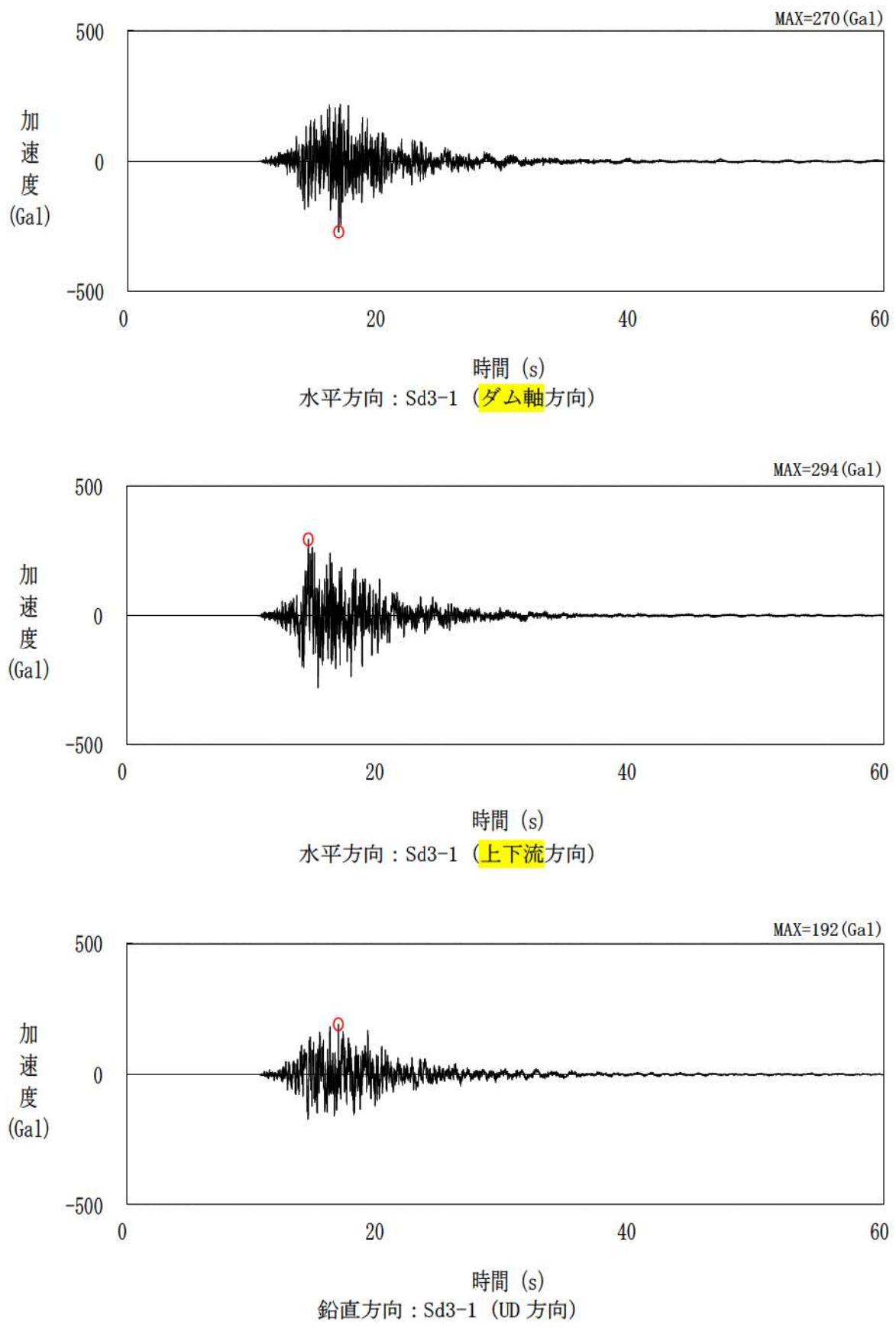
第1.4.14図 弾性設計用地震動Sd2-11の加速度時刻歴波形



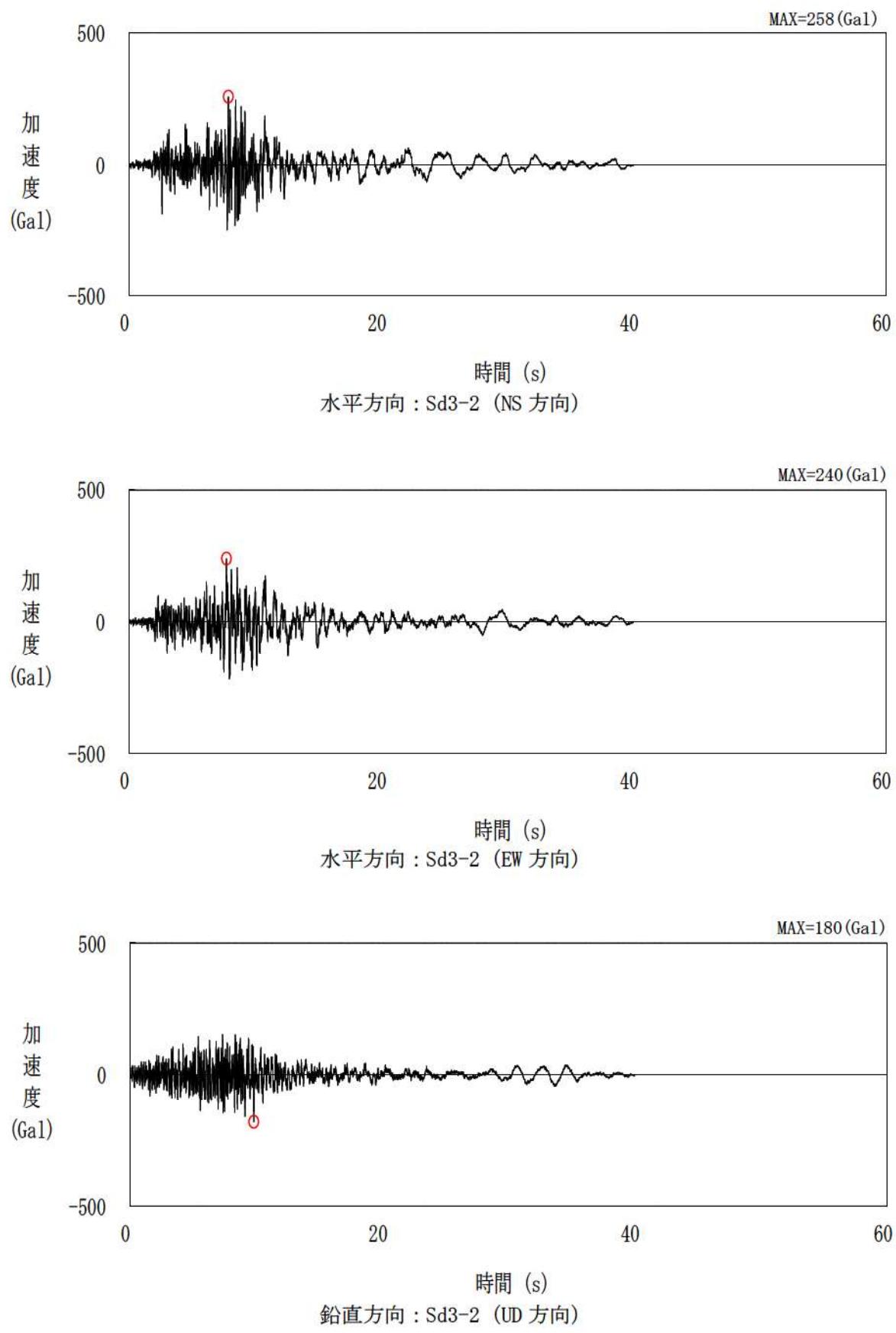
第1.4.15図 弾性設計用地震動Sd2-12の加速度時刻歴波形



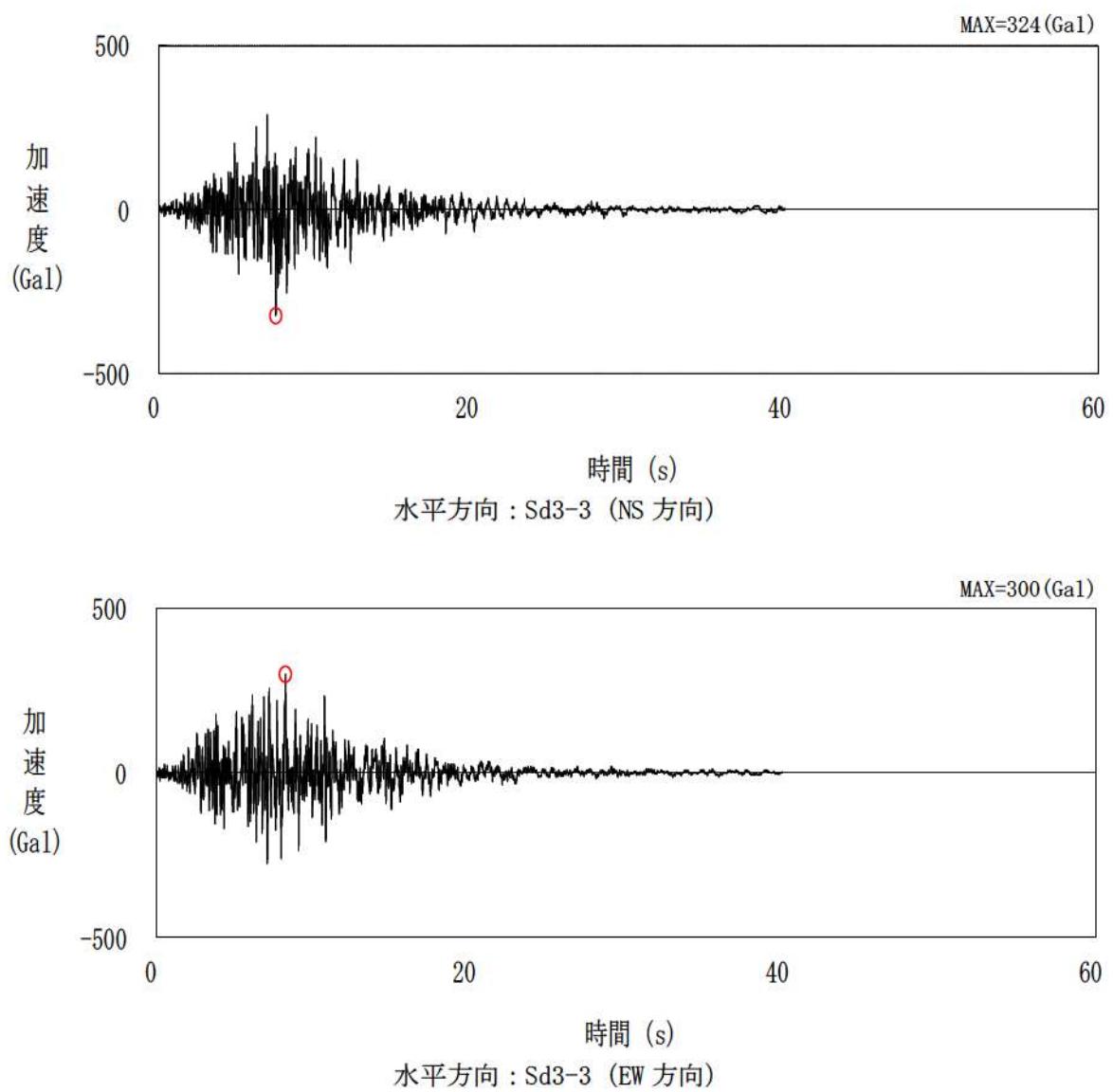
第1.4.16図 弾性設計用地震動Sd2-13の加速度時刻歴波形



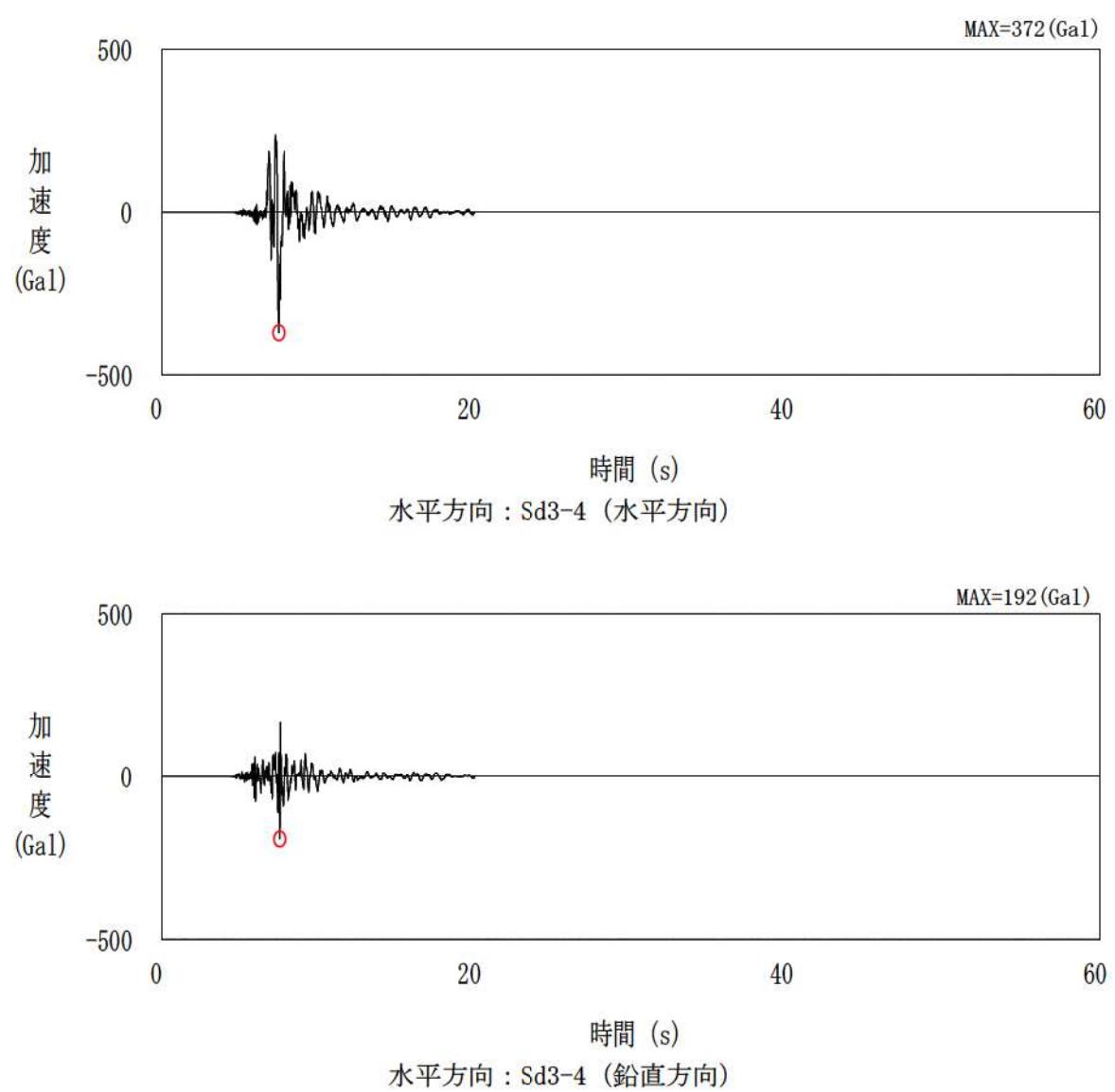
第1.4.17図 弾性設計用地震動Sd3-1の加速度時刻歴波形



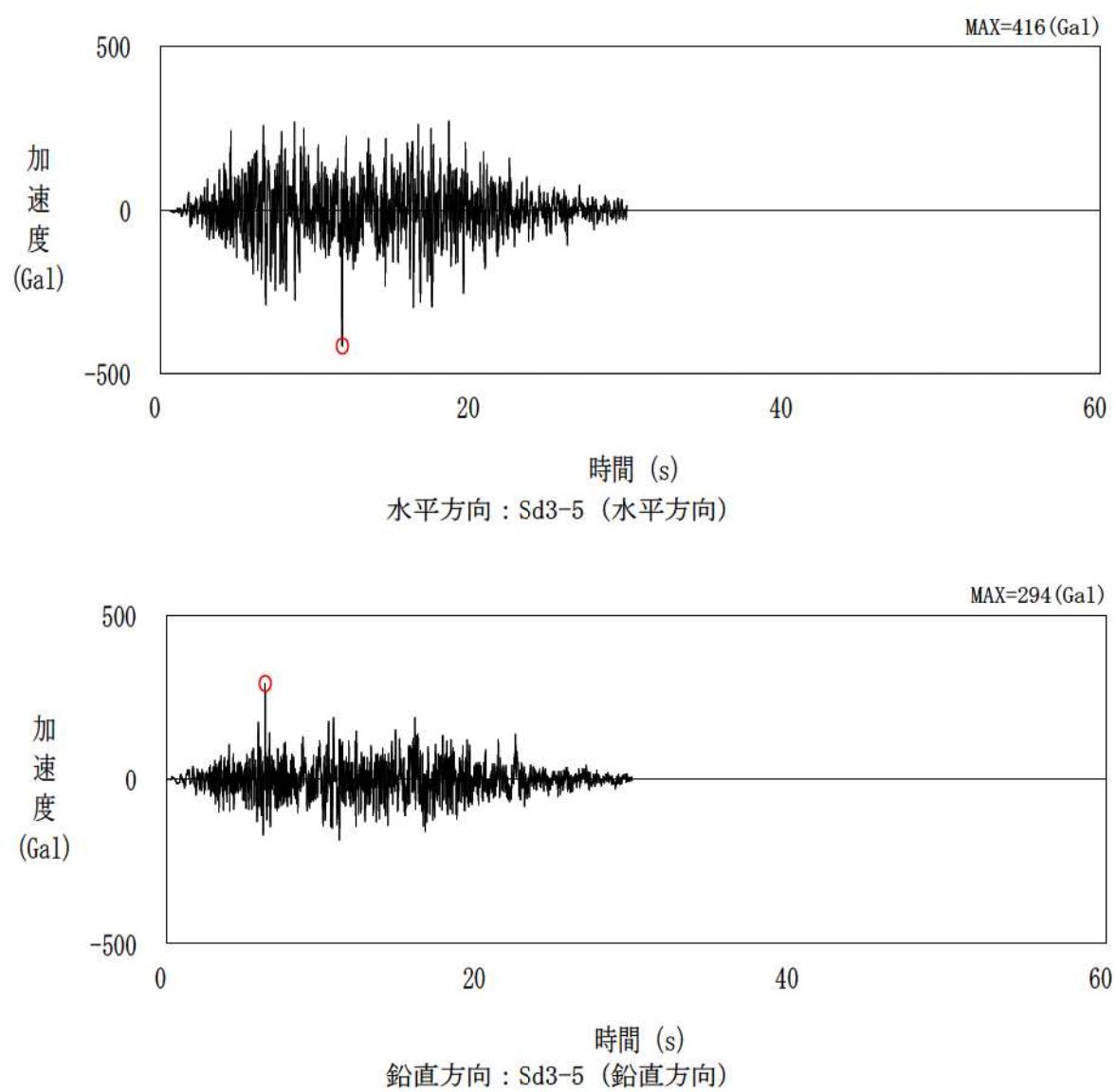
第1.4.18図 弾性設計用地震動Sd3-2の加速度時刻歴波形



第1.4.19図 弾性設計用地震動Sd3-3の加速度時刻歴波形

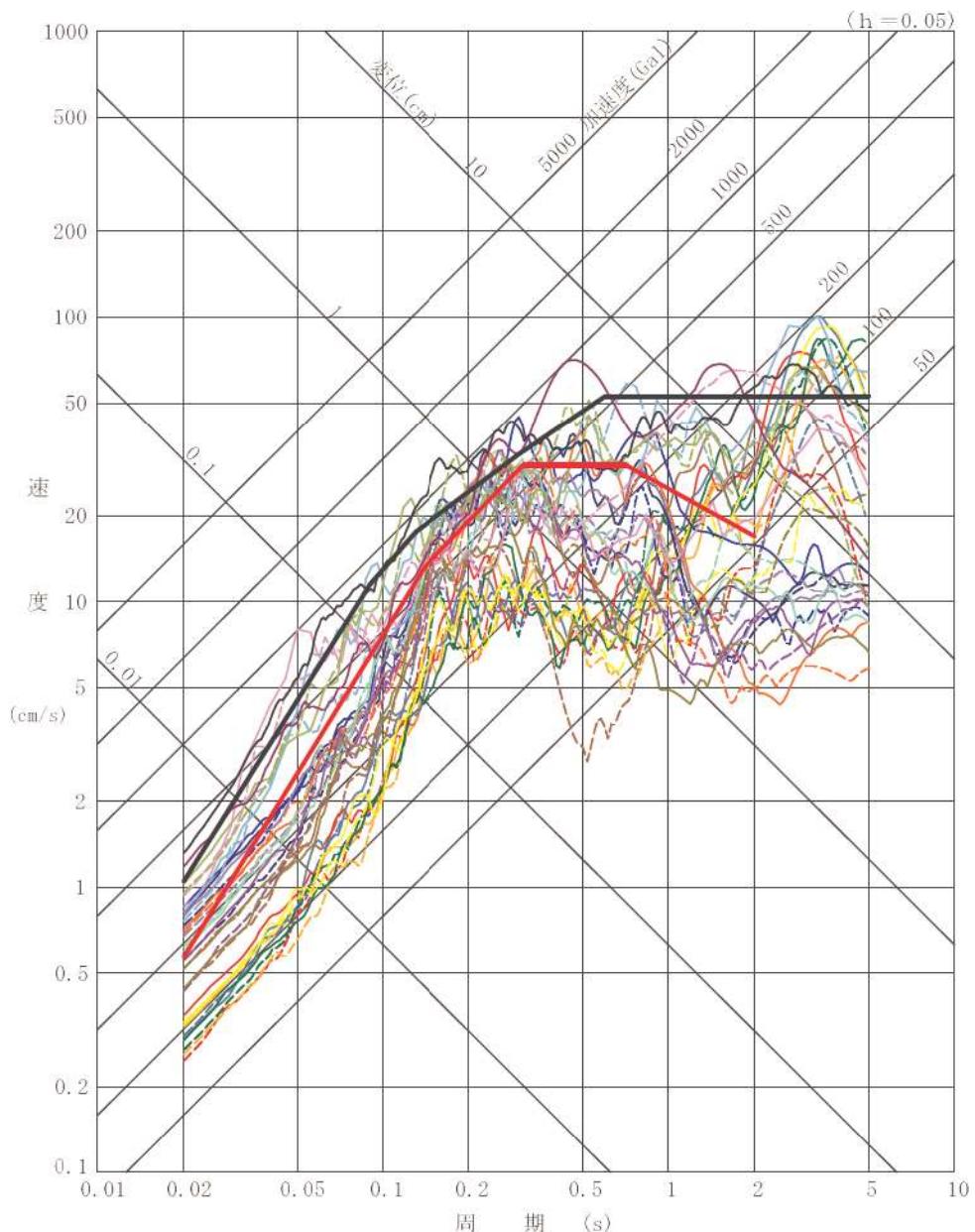


第1.4.20図 弾性設計用地震動Sd3-4の加速度時刻歴波形



第1.4.21図 弾性設計用地震動Sd3-5の加速度時刻歴波形

弹性設計用地震動 Sd1-H	弹性設計用地震動 Sd2-7 (NS 方向)	弹性設計用地震動 Sd2-13 (NS 方向)
弹性設計用地震動 Sd2-1 (NS 方向)	弹性設計用地震動 Sd2-7 (EW 方向)	弹性設計用地震動 Sd2-13 (EW 方向)
弹性設計用地震動 Sd2-1 (EW 方向)	弹性設計用地震動 Sd2-8 (NS 方向)	弹性設計用地震動 Sd3-1 (上下流方向)
弹性設計用地震動 Sd2-2 (NS 方向)	弹性设计用地震动 Sd2-8 (EW 方向)	弹性设计用地震动 Sd3-1 (ダム軸方向)
弹性設計用地震動 Sd2-2 (EW 方向)	弹性设计用地震动 Sd2-9 (NS 方向)	弹性设计用地震动 Sd3-2 (NS 方向)
弹性設計用地震動 Sd2-3 (NS 方向)	弹性设计用地震动 Sd2-9 (EW 方向)	弹性设计用地震动 Sd3-2 (EW 方向)
弹性設計用地震動 Sd2-3 (EW 方向)	弹性设计用地震动 Sd2-10 (NS 方向)	弹性设计用地震动 Sd3-3 (NS 方向)
弹性設計用地震動 Sd2-4 (NS 方向)	弹性设计用地震动 Sd2-10 (EW 方向)	弹性设计用地震动 Sd3-3 (EW 方向)
弹性設計用地震動 Sd2-4 (EW 方向)	弹性设计用地震动 Sd2-11 (NS 方向)	弹性设计用地震动 Sd3-4
弹性設計用地震動 Sd2-5 (NS 方向)	弹性设计用地震动 Sd2-11 (EW 方向)	弹性设计用地震动 Sd3-5
弹性設計用地震動 Sd2-5 (EW 方向)	弹性设计用地震动 Sd2-12 (NS 方向)	
弹性設計用地震動 Sd2-6 (NS 方向)	弹性设计用地震动 Sd2-12 (EW 方向)	
弹性設計用地震動 Sd2-6 (EW 方向)		



第1.4.22図 弹性設計用地震動と基準地震動S1の応答スペクトルの比較

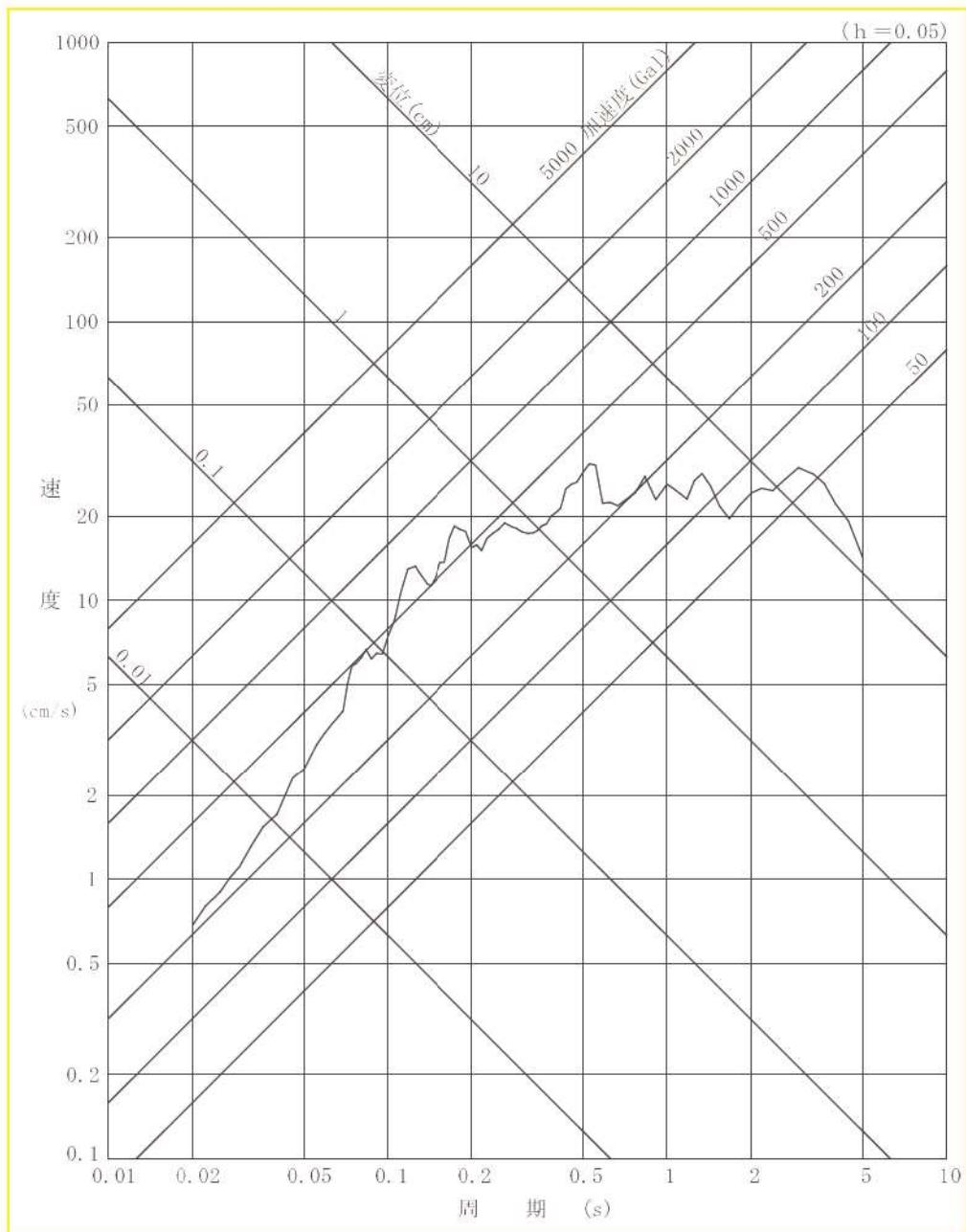
追而
(基準地震動の審査を踏まえて記載する)

第1.4.23図 弾性設計用地震動の応答スペクトル及び解放基盤表面における地震動の一様ハザードスペクトルの比較（水平方向）

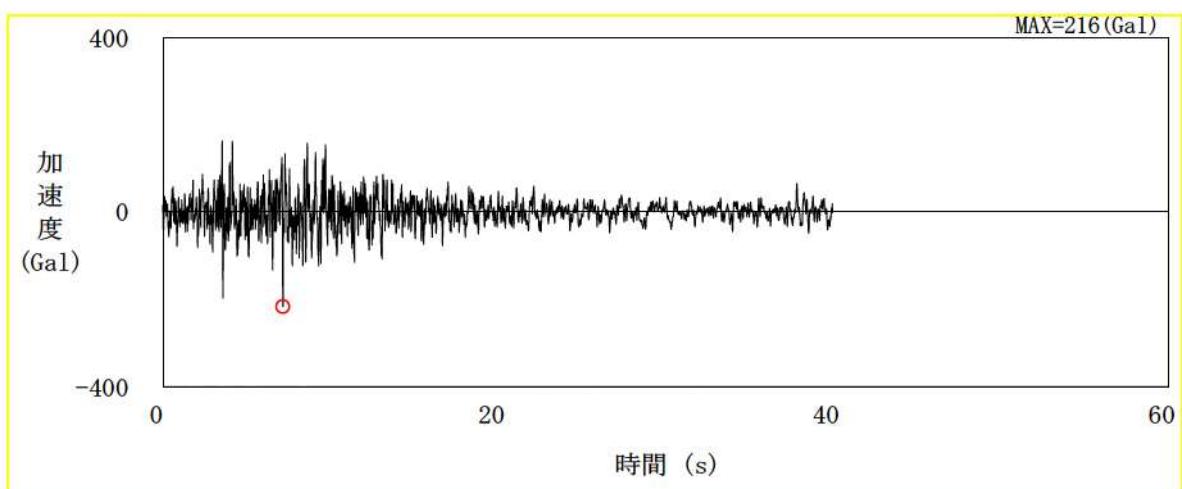
追而
(基準地震動の審査を踏まえて記載する)

第1.4.24図 弾性設計用地震動の応答スペクトル及び解放基盤表面における地震動の一様ハザードスペクトルの比較（鉛直方向）

——— 0.6×一関東評価用地震動（鉛直方向）



第1.4.25図 0.6×一関東評価用地震動（鉛直方向）の応答スペクトル



第1.4.26図 0.6×一関東評価用地震動（鉛直方向）の加速度時刻歴波形

1.13 参考文献

- (1) 「静的地震力の見直し（建築編）に関する調査報告書（概要）」
(社) 日本電気協会 電気技術基準調査委員会原子力発電耐震設計特別調査委員会建築部会

(3) 適合性説明

(地震による損傷の防止)

- 第四条** 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。
- 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。
 - 3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
 - 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
 - 5 炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

適合のための設計方針

1について

設計基準対象施設は、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じて設定した地震力に対しておおむね弾性範囲の設計を行う。

耐震重要度分類及び地震力については、「2について」に示すとおりである。

また、設計基準対象施設の設計においては、岩着構造の防潮堤設置により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水排水設備の機能に期待する施設においては、その機能を考慮した設計地下水位を設定し揚圧力の影響を考慮しない。地下水排水設備の機能に期待しない施設においては、地表面にて設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。

炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり設計する。

通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力を組み合わせた荷重条件に対して、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態にとどまる設計とする。

【説明資料（1.1:P4条-87）】

2について

設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて、以下のとおり、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力を算定する。

【説明資料（1.1(1)(2):P4条-87）】

(1) 耐震重要度分類

S クラス：地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設、これらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設及び地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいもの

【説明資料（2.1(1) : P4条-91）】

B クラス：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がS クラス施設と比べ小さい施設

【説明資料（2.1(2) : P4条-91）】

C クラス：S クラスに属する施設及びB クラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設

【説明資料（2.1(3) : P4条-91）】

(2) 地震力

上記(1)のS クラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）、B クラス及びC クラスの施設に適用する地震力は以下のとおり算定する。

なお、S クラスの施設については、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力を適用する。

a. 静的地震力

静的地震力は、S クラス、B クラス及びC クラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数 C_i 及び震度に基づき算定する。

(a) 建物・構築物

水平地震力は、地震層せん断力係数 C_i に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。

S クラス 3.0

B クラス 1.5

C クラス 1.0

ここで、地震層せん断力係数 C_i は、標準せん断力係数 C_0 を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。

S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求めた鉛直震度より算定するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

(b) 機器・配管系

耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数 C_i に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度から求めるものとする。

なお、Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

【説明資料（3.1(1) : P4条-92）】

b. 弹性設計用地震動による地震力

弾性設計用地震動による地震力は、Sクラスの施設に適用する。

弾性設計用地震動は、添付資料六「5. 地震」に示す基準地震動に工学的判断から求められる係数0.6を乗じて設定する。

また、弾性設計用地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。

なお、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。

【説明資料（3.1(2) : P4条-93）】

3について

耐震重要施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）については、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造、地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切な地震動、すなわち添付書類六「5. 地震」に示す基準地震動による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。

【説明資料（1.1(4) : P4条-87）】

また、屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。

【説明資料（1.1(6) : P4条-88）】

基準地震動による地震力は、基準地震動を用いて、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。

【説明資料（1.1(5) : P4条-87）】

なお、耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。

【説明資料（1.1(9) : P4条-88）】

耐震重要施設は、液状化、搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状の影響を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。

【説明資料（1.1(12)：P4条-88）】

4について

耐震重要施設については、基準地震動による地震力によって生じるおそれがある周辺の斜面の崩壊に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。

【説明資料（7.(4)：P4条-105）】

5について

炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり設計する。通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組み合わせた荷重条件により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさない設計とする。

なお、燃料の機械設計においては、燃料中心最高温度、燃料要素内圧、燃料被覆管応力、燃料被覆管に生じる円周方向引張歪の変化量及び累積疲労サイクルに対する設計方針を満足するように燃料要素の設計を行うが、上記の設計方針を満足させるための設計に当たっては、これらのうち燃料被覆管への地震力の影響を考慮すべき項目として、燃料被覆管応力及び累積疲労サイクルを評価項目とする。評価においては、内外圧力差による応力、ペレットの接触圧による応力、熱応力、地震による応力及び水力振動による応力を考慮し、設計疲労曲線としては、Langer and O' Donnell の曲線を使用する。

【説明資料（1.1(13)：P4条-88）】

1.3 気象等

該当なし

1.4 設備等

該当なし

1.5 手順等

該当なし

第4条：地震による損傷の防止

<目 次>

第2部

1. 耐震設計の基本方針
 - 1.1 基本方針
 - 1.2 適用規格
2. 耐震設計上の重要度分類
 - 2.1 重要度分類の基本方針
 - 2.2 耐震重要度分類
3. 設計用地震力
 - 3.1 地震力の算定法
 - 3.2 設計用地震力
4. 荷重の組合せと許容限界
 - 4.1 基本方針
5. 地震応答解析の方針
 - 5.1 建物・構築物
 - 5.2 機器・配管系
 - 5.3 屋外重要土木構造物
 - 5.4 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに
これらが設置された建物・構築物
6. 設計用減衰定数
7. 耐震重要施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響
8. 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価方針
9. 構造計画と配置計画

(別添)

- 別添一 設計用地震力
- 別添二 動的機能維持の評価
- 別添三 弾性設計用地震動・静的地震力による評価
- 別添四 上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について
- 別添五 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針
- 別添六 屋外重要土木構造物等の耐震評価における断面選定の考え方
- 別添七 主要建屋の構造概要について
- 別添八 入力地震動について

第2部

1. 耐震設計の基本方針

泊発電所3号炉の設計基準対象施設の耐震設計方針について説明する。

1.1 基本方針

発電用原子炉施設の耐震設計は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号）」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）」に適合するよう以下の項目に従って行う。

- (1) 地震により生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。
- (2) 地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類（以下「耐震重要度分類」という。）し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられるように設計する。
- (3) 建物・構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及び他の土木構造物）については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。
- (4) Sクラスの施設（(6)に記載のもののうち、津波防護機能を有する施設（以下「津波防護施設」という。）、浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）及び敷地における津波監視機能を有する設備（以下「津波監視設備」という。）を除く。）について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。
- (5) Sクラスの施設（(6)に記載のもののうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。

建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有するように、機器・配管系については、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能を保持できるように設計する。

また、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。

なお、基準地震動及び弹性設計用地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。

- (6) 屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物は、基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できる設計とする。

屋外重要土木構造物は、構造部材の曲げについては限界層間変形角等又は許容応力度、構造部材のせん断についてはせん断耐力又は許容応力度を許容限界とする。なお、限界層間変形角及びせん断耐力等の許容限界に対しては妥当な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については各施設の機能要求等を踏まえた設定とする。

津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備が設置された建物・構築物については、(5)に示す基準地震動に対する設計方針を適用する。

基準地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。

また、重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物についても同様の設計方針とする。

- (7) Bクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弹性状態にとどまる範囲で耐えられるよう設計する。

また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弹性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとし、Sクラス施設と同様に許容限界の範囲内にとどまることを確認する。

- (8) Cクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弹性状態にとどまる範囲で耐えられるよう設計する。

- (9) 耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属するもの（資機材等含む）の波及的影響によって、その安全機能を損なわない設計とする。

- (10) 設計基準対象施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。

- (11) 設計基準対象施設の設計においては、岩着構造の防潮堤設置により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水排水設備の機能に期待する施設においては、その機能を考慮した設計地下水位を設定し揚圧力の影響を考慮しない。地下水排水設備の機能に期待しない施設においては、地表面にて設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。

- (12) 耐震重要施設は、液状化、搖り込み沈下等の周辺地盤の変状の影響を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。

- (13) 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり設計する。

弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるように設計する。基準地震動による地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないように設計する。

1.2 適用規格

適用する規格としては、既往工認で適用実績がある規格のほか、最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示した上で適用可能とする。

既往工認で実績のある適用規格を以下に示す。

- ・「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987」（社）日本電気協会
- ・「原子力発電所耐震設計技術指針重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984」（社）日本電気協会
- ・「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版」（社）日本電気協会
(以降、「JEAG4601」と記載しているものは上記3指針を指す。)
- ・建築基準法・同施行令
- ・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計法－（（社）日本建築学会、1999改定）
- ・原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説
（（社）日本建築学会、2005制定）
- ・鋼構造設計規準－許容応力度設計法－（（社）日本建築学会、2005改定）
- ・鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計と保有水平耐力－
（（社）日本建築学会、2001 改定）
- ・建築耐震設計における保有耐力と変形性能（（社）日本建築学会、1990改定）
- ・建築基礎構造設計指針（（社）日本建築学会、2001改定）
- ・各種合成構造設計指針・同解説（（社）日本建築学会、2010）
- ・発電用原子力設備規格 設計・建設規格（（社）日本機械学会、2005/2007）
- ・発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格
（（社）日本機械学会、2003）
- ・コンクリート標準示方書〔構造性能照査編〕（（社）土木学会、2002年制定）
- ・道路橋示方書（I 共通編・IV下部構造編）・同解説
（（社）日本道路協会、平成14年3月）
- ・道路橋示方書（V耐震設計編）・同解説（（社）日本道路協会、平成14年3月）
- ・水道施設耐震工法指針・解説（（社）日本水道協会、1997年版）
- ・地盤工学会基準（JGS1521-2003）地盤の平板載荷試験方法
- ・地盤工学会基準（JGS3521-2004）剛体載荷板による岩盤の平板載荷試験方法

ただし、JEAG4601に記載されているA_sクラスを含むAクラスの施設をSクラスの施設とした上で、基準地震動S₂、S₁をそれぞれ基準地震動、弾性設計用地震動と読み替える。なお、A

クラスの施設をSクラスと読み替える際には基準地震動及び弾性設計用地震動を適用するものとする。

また、「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」(昭和55年通商産業省告示第501号、最終改正平成15年7月29日経済産業省告示第277号)に関する内容については、「発電用原子力設備規格設計・建設規格(2005年版(2007年追補版を含む))〈第I編 軽水炉規格〉JSME S NC1-2005/2007」((社)日本機械学会)に従うものとする。

2. 耐震設計上の重要度分類

2.1 重要度分類の基本方針

設計基準対象施設の耐震設計上の重要度を次のように分類する。

(1) S クラスの施設

地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するため必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設、これらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設及び地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きい施設

(2) B クラスの施設

安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響が S クラスの施設と比べ小さい施設

(3) C クラスの施設

S クラスに属する施設及びB クラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設

2.2 耐震重要度分類

耐震重要度分類について第1部第1.4.1表に示す。なお、同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。

3. 設計用地震力

3.1 地震力の算定法

耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。

(1) 静的地震力

静的地震力は、Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて、以下の地震層せん断力係数 C_i 及び震度に基づき算定する。

a. 建物・構築物

水平地震力は、地震層せん断力係数 C_i に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。

Sクラス 3.0

Bクラス 1.5

Cクラス 1.0

ここで、地震層せん断力係数 C_i は、標準せん断力係数 C_0 を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。

また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 C_i に乘じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、Sクラス、Bクラス及びCクラスのいずれにおいても1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数 C_0 は1.0以上とする。

Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。

b. 機器・配管系

静的地震力は、上記a.に示す地震層せん断力係数 C_i に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記a.の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度から求めるものとする。

Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

c. 土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）

土木構造物の静的地震力は、JEAG4601の規定を参考に、Cクラスの建物・構築物に適用される静的地震力を考慮する。

上記a.、b.及びc.の標準せん断力係数 C_0 等の割増係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設、公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。

(2) 動的地震力

動的地震力は、Sクラスの施設、屋外重要土木構造物及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用する。Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）については、基準地震動及び弾性設計用地震動から定める入力地震動を適用する。

基準地震動は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定した。

また、弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らないよう基準地震動に係数を乗じて設定する。

ここで、係数は工学的判断として、発電用原子炉施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が0.5程度であるという知見を踏まえ、さらに、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和56年7月20日 原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂）」における基準地震動 S_1 の応答スペクトルをおおむね下回らないよう配慮した値とする。具体的には、基準地震動に係数0.6を乗じた地震動を弾性設計用地震動として設定する。

また、建物・構築物及び機器・配管系ともに係数0.6を採用することで、弾性設計用地震動に対する設計に一貫性をとる。

Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動から定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。

屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、基準地震動による地震力を適用する。

動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。

3.2 設計用地震力

設計用地震力については別添一に示す。

4. 荷重の組合せと許容限界

4.1 基本方針

耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。

(1) 耐震設計上考慮する状態

地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。

a. 建物・構築物

以下の(a)～(c)の状態を考慮する。

(a) 運転時の状態

発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常の自然条件下におかれている状態。

ただし、運転状態には通常運転時、運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。

(b) 設計基準事故時の状態

発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態。

(c) 設計用自然条件

設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（風、積雪等）。

b. 機器・配管系

以下の(a)～(d)の状態を考慮する。

(a) 通常運転時の状態

発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機、燃料取替等が計画的又は頻繁に行われた場合であって、運転条件が所定の制限値以内にある運転状態。

(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態

通常運転時に予想される機械又は器具の单一の故障若しくはその誤作動又は運転員の单一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。

(c) 設計基準事故時の状態

発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。

(d) 設計用自然条件

設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（風、積雪等）。

c. 土木構造物

以下の(a)～(c)の状態を考慮する。

(a) 運転時の状態

発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常の自然条件下におかれている状態。

ただし、運転状態には通常運転時、運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。

(b) 設計基準事故時の状態

発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態。

(c) 設計用自然条件

設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（風、積雪等）。

(2) 荷重の種類

a. 建物・構築物

以下の(a)～(d)の荷重とする。

(a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件による荷重

(b) 運転時の状態で施設に作用する荷重

(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重

(d) 地震力、風荷重、積雪荷重等

ただし、運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、**地震時土圧**、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。

b. 機器・配管系

以下の(a)～(d)の荷重とする。

(a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重

(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重

(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重

(d) 地震力、風荷重、積雪荷重等

c. 土木構造物

以下の(a)～(d)の荷重とする。

(a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件による荷重

(b) 運転時の状態で施設に作用する荷重

(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重

(d) 地震力、風荷重、積雪荷重等

ただし、運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、**地震時土圧**、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。

(3) 荷重の組合せ

(2)に定めた**地震力**と他の荷重との組合せは以下による。

a. 建物・構築物 (d. に記載のものを除く。)

(a) S クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時（通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時）の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。

(b) S クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び設計基準事故時の

状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。

(c) B クラス及びC クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。

b. 機器・配管系 (d. に記載のものを除く。)

(a) S クラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力を組み合わせる。

(b) S クラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力を組み合わせる。

(c) S クラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、一旦事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力を組み合わせる。

(d) B クラス及びC クラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と動的地震力又は静的地震力を組み合わせる。

(e) 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能の確認においては、通常運転時の状態で燃料被覆管に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって燃料被覆管に作用する荷重と地震力を組み合わせる。

c. 土木構造物

(a) 屋外重要土木構造物については、常時作用している荷重及び運転時（通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時）の状態で施設に作用する荷重と地震力を組み合わせる。

(b) その他の土木構造物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と静的地震力を組み合わせる。

d. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物

(a) 津波防護施設並びに津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。

(b) 浸水防止設備及び津波監視設備については、常時作用している荷重及び運転時の状態で設備に作用する荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。

上記d. (a) 及び(b)について、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動による地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。ま

た、津波以外による荷重については、「(2)荷重の種類」に準じるものとする。

e. 荷重の組合せ上の留意事項

- (a) 動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力を適切に組み合わせて算定するものとする。
- (b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しい場合には、その妥当性を示した上で、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。
- (c) 複数の荷重が同時に作用し、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがある場合には、その妥当性を示した上で、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。
- (d) 耐震重要度分類の上位のクラスに属する施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震重要度分類に応じた地震力と常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重と組み合わせる。

第1部第1.4.1表に対象となる建物・構築物及びその支持機能が維持されていることを検討すべき地震動等について記載する。

- (e) 地震と組み合わせる自然現象として、風及び積雪を考慮し、風荷重及び積雪荷重については、施設の設置場所、構造等を考慮して、地震荷重と組み合わせる。
- (f) 基準地震動Ss3-3は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた場合の影響については、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動（以下「一関東評価用地震動（鉛直方向）」という。）による地震力を用いた場合においても、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して、許容限界の範囲内に収まることを確認する。影響評価に当たっては、一関東評価用地震動（鉛直方向）に加えて、弾性設計用地震動に対応するものとして、一関東評価用地震動（鉛直方向）に対して係数0.6を乗じた地震動（以下「 $0.6 \times$ 一関東評価用地震動（鉛直方向）」）についても、施設に与える影響を確認する。

(4) 許容限界

各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は以下のとおりとし、JEAG4601等の安全上適切と認められる規格及び基準、試験等で妥当性が確認されている値を用いる。

a. 建物・構築物（d. に記載のものを除く。）

(a) Sクラスの建物・構築物

i. 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界

建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

ii. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

建物・構築物が構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分

な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を持つさせることとする（評価項目はせん断ひずみ、応力等）。

なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。

(b) B クラス及びC クラスの建物・構築物

上記(a)イによる許容応力度を許容限界とする。

(c) 耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物

上記(a)ロの項を適用するほか、耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物が、変形等に対して、その支持機能を損なわないものとする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。

(d) 建物・構築物の保有水平耐力

建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類に応じた妥当な安全余裕を有していることを確認する。

b. 機器・配管系 (d. に記載のものを除く。)

(a) S クラスの機器・配管系

イ. 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとする（評価項目は応力等）。ただし、1次冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ（原子炉格納容器バウンダリを構成する設備、非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。）に対しては、下記(a)ロに示す許容限界を適用する。

ロ. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼすことがないように応力、荷重等を制限する。

また、地震時又は地震後に動的機能が要求される機器等については、基準地震動による応答に対して、実証試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。動的機能維持の評価については別添一2に示す。

(b) B クラス及びC クラスの機器・配管系

応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとする。

(c) 燃料集合体

地震時に作用する荷重に対して、燃料集合体の1次冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損を生ずることにより制御棒の挿入が阻害されることは確認する。

(d) 燃料被覆管

炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能についての許容限界は、以下の

とおりとする。

- イ. 弹性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界応答が全体的におおむね弹性状態にとどまることとする。
 - ロ. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないことをとする。
- c. 土木構造物
- (a) 屋外重要土木構造物
- イ. 静的地震力との組合せに対する許容限界安全上適切と認められる規格及び基準による許容値を許容限界とする。
 - ロ. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界構造部材の曲げについては限界層間変形角等又は許容応力度、構造部材のせん断についてはせん断耐力又は許容応力度を許容限界とする。
なお、限界層間変形角及びせん断耐力等の許容限界に対しては妥当な安全余裕をもたせることとし、それぞれの安全余裕については各施設の機能要求等を踏まえ設定する。
- (b) 他の土木構造物
- 安全上適切と認められる規格及び基準による許容値を許容限界とする。
- d. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物
- 津波防護施設並びに津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、基準地震動による地震力に対して、当該施設及び建物・構築物が構造物全体として変形能力（終局耐力時の変形）及び安定性について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能（津波防護機能、浸水防止機能及び津波監視機能）が保持できるものとする（評価項目はせん断ひずみ、応力等）。
- 浸水防止設備及び津波監視設備については、基準地震動による地震力に対して、その設備に要求される機能（浸水防止機能及び津波監視機能）が保持できるものとする。
- e. 基礎地盤の支持性能
- (a) S クラスの建物・構築物及びS クラスの機器・配管系 ((b)に記載のもののうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。) の基礎地盤
- イ. 弹性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界接地圧に対して、安全上適切と認められる規格、基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。
 - ロ. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界接地圧が、安全上適切と認められる規格、基準等による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。

- (b) 屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物の基礎地盤
- イ. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界
接地圧が、安全上適切と認められる規格、基準等による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。
- (c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物、Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びにその他の土木構造物の基礎地盤
上記(a)イ.による許容支持力度を許容限界とする。

5. 地震応答解析の方針

5.1 建物・構築物

(1) 入力地震動

基準地震動の策定位置について、敷地に広く分布する神恵内層は、S波速度が700m/s以上であることから、この神恵内層（原子炉建屋基礎底面付近）の標高0mを解放基盤表面として設定する。

建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動及び弾性設計用地震動を基に、対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮した上で、必要に応じ二次元FEM解析又は一次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。

地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物位置と炉心位置での地質・速度構造の違いにも留意する。

また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。弾性設計用地震動及び静的地震力による評価については別添-3に示す。

また、Bクラスの建物・構築物のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものを用いる。

入力地震動の考え方については別添-8に示す。

(2) 解析方法及び解析モデル

動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。また、原則として、建物・構築物の地震応答解析及び床応答曲線の策定は、線形解析及び非線形解析に適用可能な時刻歴応答解析法による。

建物・構築物の地震応答解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。

動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、基礎側面と地盤の接触状況、地盤の剛性等を考慮して定める。

各入力地震動が接地率に与える影響を踏まえて、地盤ばねには、基礎浮上りによる非線形性又は誘発上下動を考慮できる浮上り非線形性を考慮するものとする。設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用いる。

地震応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。

建物・構築物の動的解析において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で実施した液状化強度試験結果に基づき、保守性を考慮して設定する。

また、材料のばらつきによる変動のうち建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影

響として考慮すべき要因を選定した上で、選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。

建物・構築物の三次元応答性状及び機器・配管系への影響については、建物・構築物の三次元FEMモデルによる解析等に基づき、施設の重要性、建屋規模及び構造特性を考慮して評価する。三次元応答性状等の評価は、時刻歴応答解析法又は線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。

5.2 機器・配管系

(1) 入力地震動又は入力地震力

機器・配管系の地震応答解析における入力地震動又は入力地震力は、基準地震動及び弹性設計用地震動若しくは当該機器・配管系の設置床における設計用床応答曲線又は時刻歴応答波とする。弹性設計用地震動による評価については別添一-3に示す。

また、Bクラスの機器・配管系のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弹性設計用地震動を基に作成した設計用床応答曲線の応答加速度に2分の1を乗じたものを用いる。

(2) 解析方法及び解析モデル

動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。

また、評価に当たっては、建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきを適切に考慮する。

機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。

配管系については、熱的条件及び口径から高温配管又は低温配管に分類し、その仕様に応じて適切なモデルに置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法（定ピッチスパン法含む）又は時刻歴応答解析法により応答を求める。

スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突、すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性、地盤物性のばらつき等への配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。

また、応答解析モデルは設備の三次元的な広がり及び当該設備の対称性を踏まえ応答を適切に評価できる場合は一次元モデルや二次元モデルを用い、三次元的な応答性状を把握する必要がある場合は三次元的な配置をモデル化する等、その応答を適切に評価できるモデルを用いることとし、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。

なお、剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を算定する。

5.3 屋外重要土木構造物

(1) 入力地震動

屋外重要土木構造物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動を基に、対象構造物の地盤条件を適切に考慮した上で、必要に応じ二次元FEM解析又は一次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意し、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。

また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。静的地震力による評価については別添一-3に示す。

入力地震動の考え方については別添一-8に示す。

(2) 解析方法及び解析モデル

動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、各構造物に応じた適切な解析条件を設定する。地震応答解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。

地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で実施した液状化強度試験結果に基づき、保守性を考慮して設定する。

なお、地震応答解析では、水平地震動と鉛直地震動の同時加振とするが、構造物の応答特性により水平2方向の同時性を考慮する場合は、水平2方向の組合せについて適切に評価する。

(3) 評価対象断面

屋外重要土木構造物の評価対象断面については、構造物の形状・配置等により、耐震上の弱軸、強軸が明確である場合、構造の安定性に支配的である弱軸方向を対象とする。また、評価対象断面位置については、構造物の配置や荷重条件等を考慮し、耐震評価上最も厳しくなると考えられる位置を評価対象とする。

屋外重要土木構造物の耐震評価における評価断面選定の考え方を別添一-6に示す。

5.4 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物

(1) 入力地震動

津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動を基に、構築物の地盤条件等を考慮し設定する。なお、敷地内の詳細な地盤条件を考慮する場合に、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意する。

(2) 解析方法及び解析モデル

動的解析による地震力の算定については、5.1(2)、5.2(2)及び5.3(2)によるものとする。

6. 設計用減衰定数

応答解析に用いる減衰定数は、JEAG4601に記載されている減衰定数を設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性が確認された値も用いる。

なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性について検討する。

地盤と屋外重要土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴及び同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。

7. 耐震重要施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響

耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設(以下「下位クラス施設」という。)の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。

波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。

なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間等を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設及び設備を選定し評価する。

波及的影響評価に当たっては、以下(1)～(4)を基に、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。なお、原子力発電所の地震被害情報を基に、以下(1)～(4)以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。

(1) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下又は相対変位による影響

a. 不等沈下

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う不等沈下による、耐震重要施設の安全機能への影響

b. 相対変位

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による、耐震重要施設の安全機能への影響

(2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による、耐震重要施設の安全機能への影響

(3) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒、落下等による、耐震重要施設の安全機能への影響

(4) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響

耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う施設の設置地盤及び周辺地盤の液状化による影響を考慮した建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒、落下等による、耐震重要施設の安全機能への影響及び周辺斜面の崩壊による耐震重要施設の安全機能への影響

なお、上記(1)～(4)の検討に当たっては、地震に起因する溢水及び火災の観点からも波及的影響がないことを確認する。

上記の観点で抽出した下位クラス施設について、抽出した過程と結果を別添一4に示す。

8. 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価方針

水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せについて、従来の設計手法における水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた耐震計算に対して、施設の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性があるものを抽出し、施設が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。

評価に当たっては、施設の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を受ける部位を抽出し、その部位について水平2方向及び鉛直方向の荷重や応力を算出し、施設が有する耐震性への影響を確認する。なお、本方針の詳細を別添一5に示す。

(1) 建物・構築物

- ・建物・構築物における耐震評価上の構成部位を整理し、各建物において、該当する耐震評価上の構成部位を網羅的に確認する。
- ・建物・構築物における耐震評価上の構成部位について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響が想定される応答特性を整理する。
- ・整理した耐震評価上の構成部位について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響が想定される応答特性のうち、荷重の組合せによる応答特性を検討する。水平2方向及び鉛直方向地震力に対し、荷重の組合せによる応答特性により、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。
- ・三次元的な応答特性が想定される部位として抽出された部位について、三次元FEMモデルを用いた精査を実施し、水平2方向及び鉛直方向地震力により、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。
- ・上記で抽出されなかった部位についても、局所応答の観点から、三次元FEMモデルによる精査を実施し、水平2方向及び鉛直方向地震力により、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。
- ・評価対象として抽出した耐震評価上の構成部位について、構造部材の発生応力等を適切に組み合わせることで、各部位の設計上の許容値に対する評価を実施し、各部位が有する耐震性への影響を評価する。

(2) 機器・配管系

- ・基準地震動で評価を行う各設備を代表的な機種ごとに分類し、構造上の特徴から水平2方向の地震力が重複する観点又は応答軸方向以外の振動モード（ねじれ振動等）が生じる観点にて検討を行い、水平2方向の地震力による影響の可能性がある設備を抽出する。
- ・抽出された設備に対して、水平2方向及び鉛直方向に地震力が入力された場合の荷重や応力等を求め、従来の設計手法による設計上の配慮を踏まえて影響を検討する。

(3) 屋外重要土木構造物

- ・屋外重要土木構造物について、各構造物の構造上の特徴を踏まえ、構造形式ごとに大別する。
- ・従来設計手法における評価対象断面に対して直交する荷重を抽出する。

- ・屋外重要土木構造物は、おおむね地中に埋設された構造であり、周辺の埋戻土からの土圧が耐震上支配的な荷重となることから、評価対象断面に対して直交方向に作用する土圧により水平2方向及び鉛直方向の地震力による影響程度が決定される。したがって、埋戻土による土圧が直接作用する部材について影響検討を行う。
 - ・影響検討に当たっては、構造形式等の観点から水平2方向及び鉛直方向の地震力による影響が大きい構造として抽出した評価対象構造物に対して、評価対象断面（弱軸方向）の地震応答解析に基づく構造部材の照査において、評価対象断面に直交する断面の地震応答解析に基づく地震時荷重を適切に組み合わせることで、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる構造部材の発生応力等を算出し、耐震性への影響を確認する。
- (4) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物
- ・津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物について、各構造物の構造上の特徴を踏まえ、構造形式ごとに8.(1), 8.(2)及び8.(3)により影響を検討する。

9. 構造計画と配置計画

設計基準対象施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。

建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。主要建屋の平面図・断面図を別添一7に示す。

機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。

配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据付け状態になるよう配置する。

また、建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。

下位クラス施設は原則、耐震重要施設に対して離隔をとり配置するか、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して耐震性を保持するか若しくは、**下位クラス施設の波及的影響を想定しても耐震重要施設の有する機能を保持する設計とする。**

設計用地震力

1. 静的地震力

静的地震力は、以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。

種別	耐震 クラス	地震層せん断力係数 及び水平震度	鉛直震度
建物・構築物	S	$3.0C_i$ ^(注1)	$1.0C_v$ ^(注2) (0.240)
	B	$1.5 C_i$ ^(注1)	—
	C	$1.0 C_i$ ^(注1)	—
機器・配管系	S	$3.6 C_i$ ^(注1)	$1.2 C_v$ ^(注2) (0.288)
	B	$1.8 C_i$ ^(注1)	—
	C	$1.2 C_i$ ^(注1)	—
土木構造物	C	$1.0 C_i$ ^(注1)	—

(注1) 地震層せん断力係数 C_i は、標準せん断力係数を 0.2 以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値で次式に基づく。

$$C_i = R_t \cdot A_i \cdot C_0$$

R_t : 振動特性係数 0.8

A_i : C_i の分布係数

C_0 : 標準せん断力係数 0.2

(注2) 鉛直震度 C_v は、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定とする。また次式より求めた値を表に記載した。

$$C_v = 0.3 \cdot R_v$$

R_v : 振動特性係数 0.8

2. 動的地震力

動的地震力は、以下の入力地震動に基づき算定する。

種別	耐震 クラス	入力地震動	
		水平地震動	鉛直地震動
建物・構築物	S	弹性設計用地震動	弹性設計用地震動
		基準地震動	基準地震動
	B	弹性設計用地震動 $\times 1/2$ (注)	弹性設計用地震動 $\times 1/2$ (注)
津波防護施設 浸水防止設備 津波監視設備	S	基準地震動	基準地震動
機器・配管系	S	弹性設計用地震動	弹性設計用地震動
		基準地震動	基準地震動
	B	弹性設計用地震動 $\times 1/2$ (注)	弹性設計用地震動 $\times 1/2$ (注)
土木 構造物	屋外重要 土木 構造物	C	基準地震動

(注) 水平及び鉛直方向の地震動に対して共振のおそれのある施設に適用する。

3. 設計用地震力

設計用地震力は、1. 及び2.に基づき以下のとおり設定する。

種別	耐震 クラス	設計用地震力		備 考
		水 平	鉛 直	
建物・構築物	S	地震層せん断力係数 $3.0C_i$ に基づく地震力	静的震度 $1.0C_v$ に基づく地震力	荷重の組合せは、水平方向及び鉛直方向が静的地震力の場合は同時に不利な方向に作用するものとする。 水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合は組合せ係数法による。
		弾性設計用地震動 に基づく地震力	弾性設計用地震動 に基づく地震力	
		基準地震動 に基づく地震力	基準地震動 に基づく地震力	
	B	地震層せん断力係数 $1.5C_i$ に基づく地震力	—	静的地震力とする。
		弾性設計用地震動 $\times 1/2$ <small>(注1)</small> に基づく地震力	弾性設計用地震動 $\times 1/2$ <small>(注1)</small> に基づく地震力	荷重の組合せは、組合せ係数法による。
	C	地震層せん断力係数 $1.0C_i$ に基づく地震力	—	静的地震力とする。
津波防護施設 浸水防止設備 津波監視設備	S	基準地震動 に基づく地震力	基準地震動 に基づく地震力	荷重の組み合わせは、組合せ係数又は二乗和平方根(SRSS)法による、若しくは鉛直地震力は水平地震力と同時に作用するものとする。

種別	耐震 クラス	設計用地震力		備 考
		水 平	鉛 直	
機器・配管系	S	静的震度 $3.6C_i$ に基づく地震力	静的震度 $1.2C_v$ に基づく地震力	(注2) (注3) 荷重の組合せは、水平方向及び鉛直方向が静的地震力の場合は同時に不利な方向に作用するものとする。水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合は二乗和平方根(SRSS)法による。
		弹性設計用地震動 に基づく地震力	弹性設計用地震動 に基づく地震力	
		基準地震動 に基づく地震力	基準地震動 に基づく地震力	(注3) 荷重の組合せは、二乗和平方根(SRSS)法による。
	B	静的震度 $1.8C_i$ に基づく地震力	—	(注3) (注4) 荷重の組み合わせは、水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合は二乗和平方根(SRSS)法による。
		弹性設計用地震動 $\times 1/2$ (注1) に基づく地震力	弹性設計用地震動 $\times 1/2$ (注1) に基づく地震力	
	C	静的震度 $1.2C_i$ に基づく地震力	—	静的地震力とする。

種別	耐震 クラス	設計用地震力		備 考	
		水 平	鉛 直		
土木構造物	屋外重要 土木 構造物	C	静的震度 1.0C _i に基づく地震力	—	静的地震力とする。
			基準地震動 に基づく地震力	基準地震動 に基づく地震力	設計用地震力は動的 地震力とする。 鉛直地震力は、水平地 震力と同時に作用す るものとする。
	その他の 土木 構造物	C	静的震度 1.0C _i に基づく地震力	—	静的地震力とする。

(注1) 水平及び鉛直方向の地震動に対して共振のおそれのある施設に適用する。

(注2) 水平における動的と静的の大きい方の地震力と、鉛直における動的と静的の大きい方の地震力をを、絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。

(注3) 絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。

(注4) 水平における動的と静的の大きい方の地震力と、鉛直における動的地震力とを絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。

動的機能維持の評価

動的機能維持に関する評価は、以下に示す機能確認済加速度との比較により実施する。

動的機能維持の評価手順を第3-1図に示す。

1. JEAG4601の適用性確認

Sクラス設備並びに常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に対して、動的機能維持の要求の有無を確認し、要求がある設備については、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版（以下「JEAG4601」という。）」に規定の適用範囲内であるかを確認する。適用範囲から外れ、新たな検討又は加振試験が必要な設備については、動的機能維持のための検討を実施する。

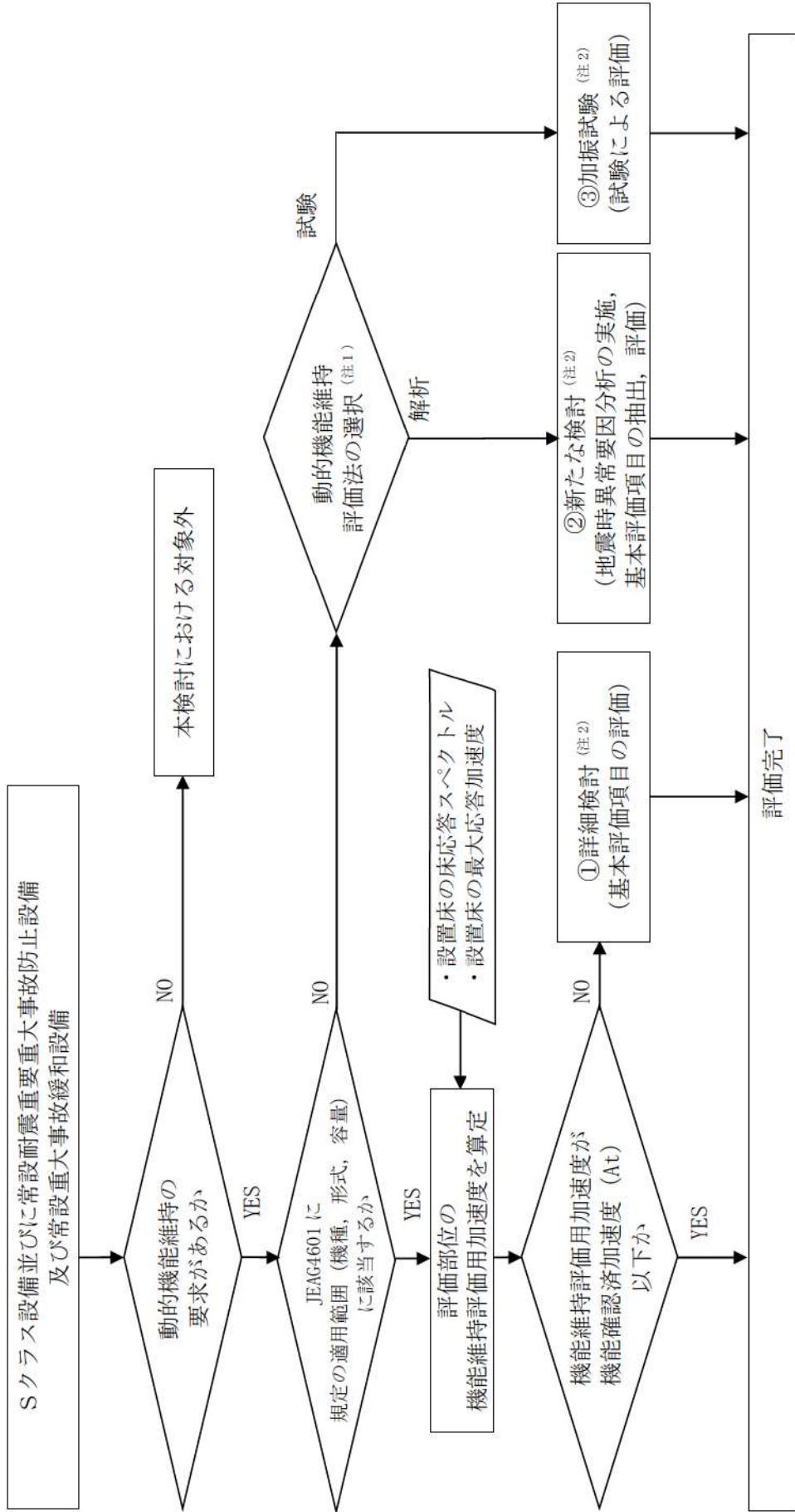
2. 機能確認済加速度との比較

JEAG4601に定められた適用範囲に該当する設備については、基準地震動による評価対象設備の応答加速度を求め、その加速度が機能確認済加速度以下であることを確認する。なお、機能確認済加速度とは、立形ポンプ、横形ポンプ、ポンプ駆動用タービン等、機種ごとに試験あるいは解析により動的機能維持が確認された加速度である。

制御棒挿入性の評価においては、安全評価解析条件である制御棒クラスタ落下開始から全ストロークの85%挿入までの時間を評価基準値として用いる。

3. 詳細評価

基準地震動による応答加速度が機能確認済加速度を上回る設備については、JEAG4601等を参考に、動的機能維持を確認する上で評価が必要となる項目を抽出し、対象部位ごとの構造強度評価又は動的機能維持評価を行い、発生値が評価基準値を満足していることを確認する。



第3-1図 動的機能維持の評価手順

弾性設計用地震動・静的地震力による評価

1. 建物・構築物

弾性設計用地震動及び静的地震力による評価は、建物・構築物が、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して評価結果がおおむね弹性状態であること及び地震時の最大接地圧が基礎地盤の短期許容支持力度に対して安全余裕を有していることを確認する。また、建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して安全余裕を有していることを確認する。

2. 機器・配管系

評価対象設備が弾性設計用地震動及び静的地震力に対しておおむね弹性状態にあることを確認するため、以下の手順で評価を実施する。

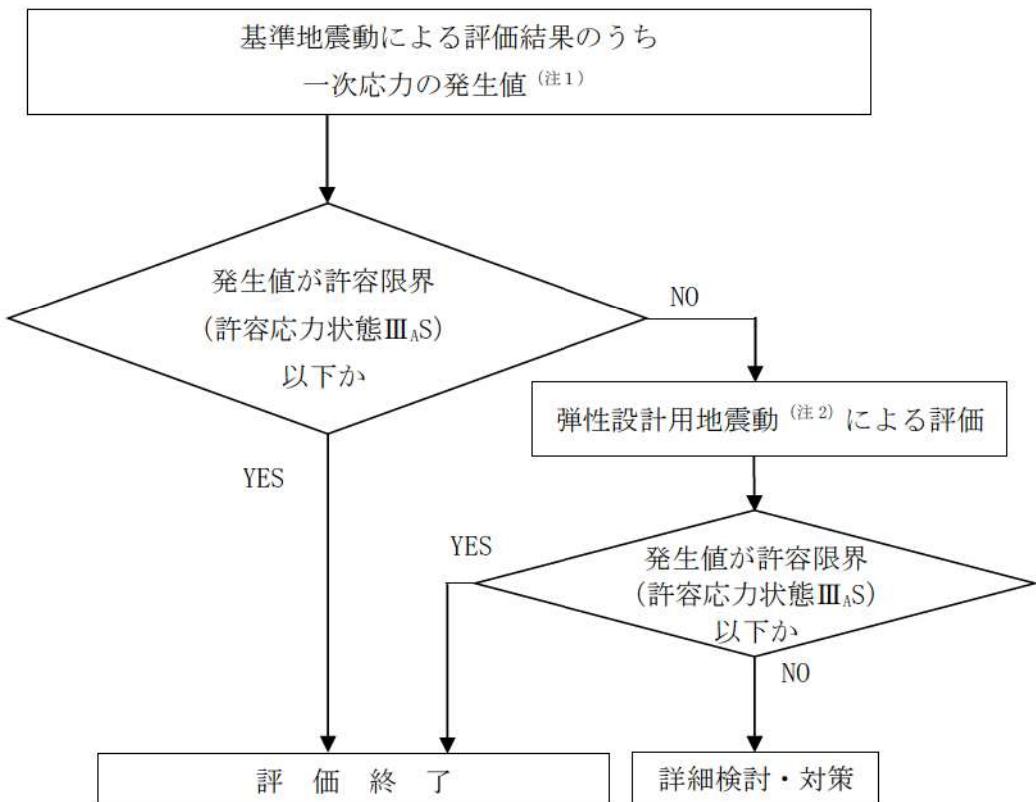
(1) 基準地震動による発生値と許容限界 (III_{AS}) の比較

評価対象設備の基準地震動による発生値が弾性設計用の許容限界（許容応力状態 III_{AS} ）以下であることを確認する。

弾性設計用地震動は基準地震動の係数倍にて定義していること及び基準地震動による地震力が静的震度 $3.6C_i$ よりも大きいことを確認していることから、基準地震動による発生値が、弾性設計用地震動の許容限界（許容応力状態 III_{AS} ）以下であれば、弾性設計用地震動及び静的地震力による発生値についても、許容限界（許容応力状態 III_{AS} ）以下となる。

ただし、基準地震動評価では考慮しない事故時荷重（LOCA時荷重等）を考慮する必要がある評価ケースは、弾性設計用地震動と組み合わせるべき事故時荷重を考慮した評価を行い、発生値に考慮する。

なお、座屈の評価はJEAG4601に規定される評価式を用いるため、評価式中の許容限界を IV_{AS} から III_{AS} とし、評価を行う。評価手順を第3-1図に示す。



(注1) 弾性設計用地震動評価において、基準地震動評価では考慮していない事故時荷重（LOCA時荷重等）を考慮する必要がある評価ケースは、評価を行い、発生値に考慮する。

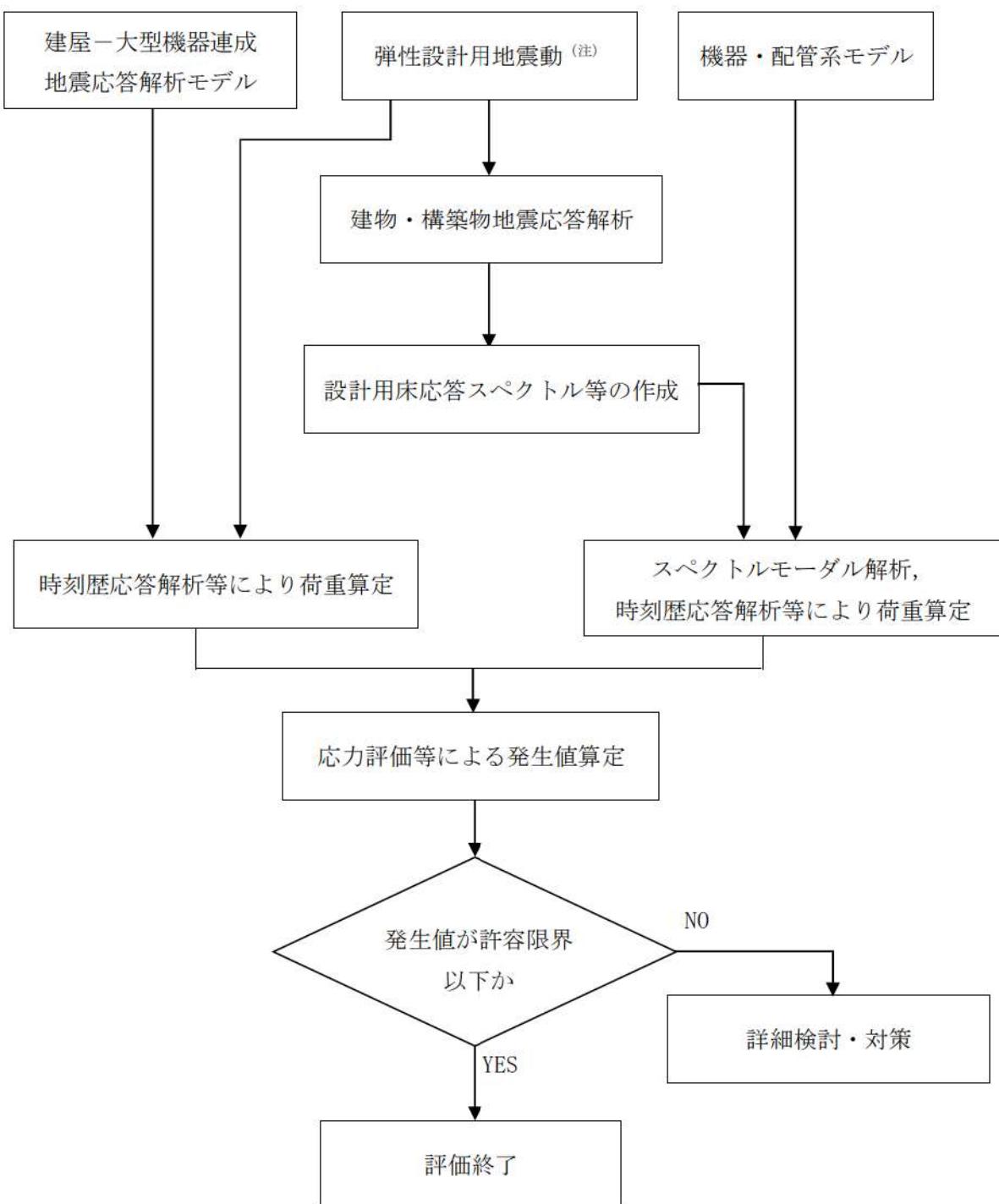
(注2) 静的地震力についても考慮する。

第3-1図 機器・配管系の弾性設計用地震動及び静的地震力に対する評価手順

(2) 弾性設計用地震動による評価

弾性設計用地震動による発生値を基準地震動による評価と同様に解析等により算定し、その算定した発生値が許容限界（許容応力状態III_{AS}）以下であることを確認する。評価手順を第3-2図に示す。その際、弾性設計用地震動による地震力と静的震度3.6C_i、1.2C_vを比較し、静的震度の方が大きい場合は、静的震度についても考慮する。具体的には以下の比較を実施する。

- ・弾性設計用地震動による水平地震力（S_d_h）と3.6C_iの比較
- ・弾性設計用地震動による鉛直地震力（S_d_v）と1.2C_vの比較



(注) 静的地震力についても考慮する。

第3-2図 機器・配管系の弾性設計用地震動に対する評価手順

なお、弹性設計用地震動による評価において、一次+二次応力評価の省略を可とするが、その理由について以下に示す。

一次+二次応力評価については、JEAG4601に規定されている許容応力状態IV_{AS}とIII_{AS}の許容値は同一となる。許容値が同じであれば、弹性設計用地震動より大きな地震動である基準地震動で評価した結果の方が厳しいことは明らかであることから、基準地震動の評価を実施することで、弹性設計用地震動による評価は省略した。

ただし、支持構造物（ボルト以外）のうち、「支圧」に対しては、許容応力状態IV_{AS}とIII_{AS}で許容値が異なるケースが存在するため、個別確認を実施する。

(3) 静的地震力による評価

建設時の申請において確認済み。静的地震力は建設時工認から変更がないことから、あらためて評価することは不要である。

3. 屋外重要土木構造物

従前より屋外重要土木構造物として取扱われている構造物については、既工認において、Asクラス又はAクラスの動的地震力（基準地震動S₁, S₂）に対して、許容応力度法による耐震評価を実施している。

したがって、今回工認においては、現在の基準により設定される荷重条件や、許容限界等の諸条件が、既工認における諸条件と同等又は安全側である場合には、静的地震力に対する耐震評価が既工認にて満足されることを確認する。

荷重条件等の諸条件が既工認における諸条件よりも厳しい場合、又は今回工認において新たに屋外重要土木構造物として取扱うものについては、静的地震力による耐震評価を実施する。

上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について

1. 概要

本資料は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の耐震設計を行うに際して、波及的影響を考慮した設計の基本的な考え方を説明するものである。

本資料の適用範囲は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設である。

2. 基本方針

設計基準対象施設のうち耐震重要度分類のSクラスに属する施設、その間接支持構造物及び屋外重要土木構造物（以下「Sクラス施設等」という。）、重大事故等対処施設のうち常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びにこれらが設置される常設重大事故等対処施設（以下「重要SA施設」という。）は、下位クラス施設の波及的影響によって、それぞれその安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。

ここで、Sクラス施設等と重要SA施設を合わせて「上位クラス施設」と定義し、Sクラス施設等の安全機能と重要SA施設の重大事故等に対処するために必要な機能を合わせて「上位クラス施設の有する機能」と定義する。また、上位クラス施設に対する波及的影響の検討対象とする「下位クラス施設」とは、上位クラス施設以外の発電所内にある施設（資機材等含む）をいう。

3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針

3.1 設置許可基準規則に例示された事項に基づく事例の検討

Sクラス施設等の設計においては、「**設置許可基準規則の解釈別記2**」（以下「別記2」という。）に記載の以下の4つの観点で実施する。

重要SA施設の設計においては、別記2における「耐震重要施設」を「重要SA施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。

- ① 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響
- ② 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響
- ③ 建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響
- ④ 建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響

3.2 地震被害事例に基づく事象の検討

上記の別記2に例示された事項の他に考慮すべき事項が抜け落ちているものがないかを確認する観点で、原子力施設情報公開ライブラリー(NUCIA)に登録された以下の地震を対象に被害情報を確認する。

（対象とした情報）

- ・宮城県沖地震（女川原子力発電所：平成17年8月）
 - ・能登半島地震（志賀原子力発電所：平成19年3月）
 - ・新潟県中越沖地震（柏崎刈羽原子力発電所：平成19年7月）
 - ・駿河湾地震（浜岡原子力発電所：平成21年8月）
 - ・東北地方太平洋沖地震（福島第二原子力発電所，女川原子力発電所，東海第二発電所，福島第一原子力発電所：平成23年3月^(注)）
- (注) NUCIA最終報告となっているものを対象とした。

その結果、これらの地震の被害要因のうち、3.1の検討事象に整理できないものとして、津波や警報発信等の設備損傷以外の要因が挙げられた。

津波については、別途「津波による損傷の防止」への適合性評価を実施する。

津波の影響評価では、基準地震動に伴う津波を超える高さの津波を基準津波として設定して、施設の安全機能への影響評価を実施することから、基準地震動に伴う津波による影響については、これらの適合性評価に包絡されるため、ここでは検討の対象外とする。

また、警報発信等については、設備損傷以外の要因による不適合事象であることから、波及的影響の観点で考慮すべき事象に当たらないと判断した。

以上のことから、原子力発電所の地震被害情報から確認された損傷要因を踏まえても、3.1で整理した波及的影響の具体的な検討事象に追加考慮すべき事項がないことを確認した。

以上の3.1項①～④の具体的な設計方法を以下に示す。

3.3 不等沈下又は相対変位の観点による設計

建屋外に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記2①「設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響」の観点で、上位クラス施設の有する機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。

(1) 地盤の不等沈下による影響

下位クラス施設が設置される地盤の不等沈下により、上位クラス施設の有する機能を損なわないよう、以下のとおり設計する。

離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設の不等沈下を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設の間に波及的影響を防止するために、衝突に対する強度を有する障壁を設置する。

下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には、下位クラス施設を上位クラス施設と同等の支持性能を持つ地盤に、同等の基礎を設けて設置する。支持性能が十分でない地盤に下位クラス施設を設置する場合は、基礎の補強や周辺の地盤改良等を行った上で、同等の支持性能を確保する。

上記の方針で設計しない場合は、下位クラス施設が設置される地盤の不等沈下を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する。

以上の設計方針のうち、不等沈下を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。

(2) 建屋間の相対変位による影響

下位クラス施設と上位クラス施設との相対変位により、上位クラス施設の有する機能を損なわないよう、以下のとおり設計する。

離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設と上位クラス施設との相対変位を想定しても、下位クラス施設が上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設との間に波及的影響を防止するために、衝突に対する強度を有する障壁を設置する。

下位クラス施設と上位クラス施設との相対変位により、下位クラス施設が上位クラス施設に衝突する位置にある場合には、衝突部分の接触状況の確認、建屋全体評価又は局部評価を実施し、衝突に伴い、上位クラス施設の有する機能が損なわれるおそれのないよう設計する。

以上の設計方針のうち、建屋全体評価又は局部評価を実施して設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。

3.4 接続部の観点による設計

建屋内及び建屋外に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記2

②「耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響」の観点で、上位クラス施設の有する機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。

上位クラス施設と下位クラス施設との接続部には、原則、上位クラスの隔離弁等を設置することにより分離し、事故時等に隔離されるよう設計する。隔離されない接続部以降の下位クラス施設については、下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、内部流体の内包機能、機器の動的機能、構造強度等を確保するよう設計する。又は、これらが維持されなくなる可能性がある場合は、下位クラス施設の損傷と隔離によるプロセス変化により、上位クラス施設の内部流体の温度、圧力に影響を与えて、系統としての機能が設計の想定範囲内に維持されるよう設計する。

以上の設計方針のうち、内部流体の内包機能、機器の動的機能、構造強度を確保するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。

3.5 損傷、転倒、落下等の観点による建屋内施設の設計

建屋内に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記2③「建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響」の観点で、上位クラス施設の有する機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。

離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設の損傷、転倒、落下等を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設の間に波及的影響を防止するために衝突に対する強度を有する障壁を設置する。下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には、下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、損傷、転倒、落下等に至らないよう構造強度設計を行う。

上記の方針で設計しない場合は、下位クラス施設の損傷、転倒、落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する。

以上の設計方針のうち、構造強度設計を行う、又は下位クラス施設の損傷、転倒、落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。

3.6 損傷、転倒、落下等の観点による建屋外施設の設計

建屋外に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記2④「建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響」の観点で、上位クラス施設の有する機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。

離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設の損傷、転倒、落下等を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設の間に波及的影響を防止するために衝突に対する強度を有する障壁を設置する。下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には、下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、損傷、転倒、落下等に至らないよう構造強度設計を行う。

上記の方針で設計しない場合は、下位クラス施設の損傷、転倒、落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する。

以上の設計方針のうち、構造強度設計を行う、又は下位クラス施設の損傷、転倒、落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。

4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設

「3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針」に基づき、構造強度等を確保するよう設計するものとして選定した下位クラス施設を以下に示す。

4.1 不等沈下又は相対変位の観点

(1) 地盤の不等沈下による影響

下位クラス施設の不等沈下を想定しても上位クラス施設に衝突しない十分な離隔距離をとって配置されている（上位クラス施設と下位クラス施設の離隔距離 > 下位クラス施設高さ）こと、又は十分な離隔距離がない場合でも下位クラス施設が堅固な岩盤に支持されていることから、不等沈下の観点で波及的影響を及ぼす下位クラス施設はない。

(2) 建屋間の相対変位による影響

a. タービン建屋

下位クラス施設であるタービン建屋は、上位クラス施設である原子炉建屋に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う相対変位により衝突して、原子炉建屋に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

b. 電気建屋

下位クラス施設である電気建屋は、上位クラス施設である原子炉建屋及び原子炉補助建屋に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う相対変位により衝突して、原子炉建屋及び原子炉補助建屋に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

c. 出入管理建屋

下位クラス施設である出入管理建屋は、上位クラス施設である原子炉補助建屋に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う相対変位により衝突して、原子炉補助建屋に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

d. 循環水ポンプ建屋

下位クラス施設である循環水ポンプ建屋は、上位クラス施設である3号炉取水ピットスクリーン室防水壁に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う相対変位により衝突して、3号炉取水ピットスクリーン室防水壁に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の相対変位により、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設を第4-1表に示す。

第4-1表 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設（相対変位）

波及的影響を受けるおそれのある 上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする 下位クラス施設
原子炉建屋	タービン建屋
原子炉建屋 原子炉補助建屋	電気建屋
原子炉補助建屋	出入管理建屋
3号炉取水ピットスクリーン室防水壁 ^(注2)	循環水ポンプ建屋

(注1) 詳細設計の段階で変更の可能性あり。

(注2) 津波防護施設等は5条耐津波設計方針で審査中であり、配置や構造等が変更となる可能性がある。

4.2 接続部の観点

(1) 接続部における相互影響

a. 化学体積制御設備配管

上位クラス施設である化学体積制御設備配管と系統上接続されている下位クラス施設の化学体積制御設備配管の損傷により、上位クラス施設の化学体積制御設備配管の内部流体の内包機能等の喪失の可能性が否定できない。このため、上位クラス施設の化学体積制御設備配管と系統上接続する下位クラス施設の化学体積制御設備配管を波及的影響の設計対象とした。

b. 原子炉補機冷却水設備配管

上位クラス施設である原子炉補機冷却水設備配管と系統上接続されている下位クラス施設の原子炉補機冷却水設備配管の損傷により、上位クラス施設の原子炉補機冷却水設備配管の内部流体の内包機能等の喪失の可能性が否定できない。このため、上位クラス施設の原子炉補機冷却水設備配管と系統上接続する下位クラス施設の原子炉補機冷却水設備配管を波及的影響の設計対象とした。

c. 原子炉補機冷却海水設備配管

上位クラス施設である原子炉補機冷却海水設備配管と系統上接続されている下位クラス施設の原子炉補機冷却海水設備配管の損傷により、上位クラス施設の原子炉補機冷却海水設備配管の内部流体の内包機能等の喪失の可能性が否定できない。このため、上位クラス施設の原子炉補機冷却海水設備配管と系統上接続する下位クラス施設の原子炉補機冷却海水設備配管を波及的影響の設計対象とした。

d. 燃料取替用水設備配管

上位クラス施設である燃料取替用水設備配管と系統上接続されている下位クラス施設の燃料取替用水設備配管の損傷により、上位クラス施設の燃料取替用水設備配管の内部流体の内包機能等の喪失の可能性が否定できない。このため、上位クラス施設の燃料取替用水設備配管と系統上接続する下位クラス施設の燃料取替用水設備配管を波及的影響の設計対象とした。

e. 1次冷却材ポンプモータ

下位クラス施設である1次冷却材ポンプモータは、上位クラス施設である1次冷却材ポンプに固定されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び転倒により1次冷却材ポンプの動的機能に波及的影響を及ぼすおそれがある。このため、1次冷却材ポンプモータを波及的影響の設計対象とした。

f. 水消火配管

上位クラス施設である中央制御室非常用循環フィルタユニット及びアニュラス空気浄化フィルタユニットと系統上接続されている下位クラス施設の水消火配管の損傷により、上位クラス施設の中央制御室非常用循環フィルタユニット及びアニュラス空気浄化フィルタユニットの機能喪失の可能性が否定できない。このため、上位クラス施設の中央制御室非常用循環フィルタユニット及びアニュラス空気浄化フィルタユニットと系統上接続する下位クラス施設の水消火配管を波及的影響の設計対象とした。

g. 空調用冷水配管

上位クラス施設である中央制御室給気ユニットと系統上接続されている下位クラス施設の空調用冷水配管の損傷により、上位クラス施設の中央制御室給気ユニットの機能喪失の可能性が否定できない。このため、上位クラス施設の中央制御室給気ユニットと系統上接続する下位クラス施設の空調用冷水配管を波及的影響の設計対象とした。

h. 蒸気加熱コイル

上位クラス施設である中央制御室換気空調ダクトと系統上接続されている下位クラス施設の蒸気加熱コイルの損傷により、上位クラス施設の中央制御室換気空調ダクトの機能喪失の可能性が否定できない。このため、上位クラス施設の中央制御室換気空調ダクトと系統上接続する下位クラス施設の蒸気加熱コイルを波及的影響の設計対象とした。

i. 加湿器

上位クラス施設である中央制御室換気空調ダクトと系統上接続されている下位クラス施設の加湿器の損傷により、上位クラス施設の中央制御室換気空調ダクトの機能喪失の可能性が否定できない。このため、上位クラス施設の中央制御室換気空調ダクトと系統上接続する下位クラス施設の加湿器を波及的影響の設計対象とした。

ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設との接続部の観点により、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設を第4-2表に示す。

第4-2表 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設（接続部）

波及的影響を受けるおそれのある 上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする 下位クラス施設
化学体積制御設備配管	化学体積制御設備配管
原子炉補機冷却水設備配管	原子炉補機冷却水設備配管
原子炉補機冷却海水設備配管	原子炉補機冷却海水設備配管
燃料取替用水設備配管	燃料取替用水設備配管
1次冷却材ポンプ	1次冷却材ポンプモータ
中央制御室非常用循環フィルタユニット アニュラス空気浄化フィルタユニット	水消火配管
中央制御室給気ユニット	空調用冷水配管
中央制御室換気空調ダクト	蒸気加熱コイル
中央制御室換気空調ダクト	加湿器

(注1) 詳細設計の段階で変更の可能性あり。

(注2) 津波防護施設等は5条耐津波設計方針で審査中であり、配置や構造等が変更となる可能性がある。

4.3 建屋内施設の損傷、転倒、落下等の観点

(1) 施設の損傷、転倒、落下等による影響

a. 格納容器ポーラクレーン

下位クラス施設である格納容器ポーラクレーンは、上位クラス施設である原子炉容器、蒸気発生器等の上部に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により衝突して、原子炉容器、蒸気発生器等に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

b. 使用済燃料ピットクレーン

下位クラス施設である使用済燃料ピットクレーンは、上位クラス施設である使用済燃料ピット、使用済燃料ラック等の上部に設置されることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により衝突して、使用済燃料ピット、使用済燃料ラック等に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

c. 耐火隔壁

下位クラス施設である耐火隔壁は、上位クラス施設であるほう酸ポンプ、ほう酸フィルタ等に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び転倒により衝突して、ほう酸ポンプ、ほう酸フィルタ等に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

d. 中央制御室天井照明

下位クラス施設である中央制御室天井照明は、上位クラス施設である主盤の上部に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により衝突して、主盤に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

e. 1次系付帯コンソール

下位クラス施設である1次系付帯コンソールは、上位クラス施設である主盤に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び転倒により衝突して、主盤に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

f. 2次系付帯コンソール

下位クラス施設である2次系付帯コンソールは、上位クラス施設である主盤に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び転倒により衝突して、主盤に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

g. 大型表示盤

下位クラス施設である大型表示盤は、上位クラス施設である主盤並びに津波及び内部溢水事象監視盤に周辺に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により衝突して、主盤並びに津波及び内部溢水事象監視盤に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

h. 原子炉補機冷却海水ポンプ竜巻防護ネット

下位クラス施設である原子炉補機冷却海水ポンプ竜巻防護ネットは、上位クラス施設である原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却海水設備配管の上部に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により衝突して、原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却海水設備配管に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

i. 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ竜巻防護ネット

下位クラス施設である原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ竜巻防護ネットは、上位クラス施設である原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び原子炉補機冷却海水設備配管の上部に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により衝突して、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び原子炉補機冷却海水設備配管に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

j. 原子炉補機冷却海水ポンプ用天井クレーン

下位クラス施設である原子炉補機冷却海水ポンプ用天井クレーンは、上位クラス施設である原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ等の上部が走行範囲となっていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により衝突して、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ等に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

k. 循環水ポンプ建屋

下位クラス施設である循環水ポンプ建屋は、上位クラス施設である原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ等の上部に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び落下により衝突して、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ等に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

l. 弁配管点検用モノレール

下位クラス施設である弁配管点検用モノレールは、上位クラス施設である原子炉補機冷却海水設備配管の上部に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び落下により衝突して、原子炉補機冷却海水設備配管に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

m. 燃料取扱棟（鉄骨部）

下位クラス施設である燃料取扱棟（鉄骨部）は、上位クラス施設である使用済燃料ピット、使用済燃料ラック等の上部に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び落下により衝突して、使用済燃料ピット、使用済燃料ラック等に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

n. 使用済燃料ピット水中照明分電盤

下位クラス施設である使用済燃料ピット水中照明分電盤は、上位クラス施設である使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット水位（AM用）に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷、転倒、落下等により衝突して、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット水位（AM用）に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

o. A-補助建屋排気ファン

下位クラス施設であるA-補助建屋排気ファンは、上位クラス施設であるSA用代替電源中継接続盤1に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷、転倒、落下等により衝突して、SA用代替電源中継接続盤1に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

p. 補助建屋排気系統ダクト

下位クラス施設である補助建屋排気系統ダクトは、上位クラス施設である使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット水位（AM用）の上部に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び落下により衝突して、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット水位（AM用）に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

q. 構内LANー全社LANネットワークラック

下位クラス施設である構内LANー全社LANネットワークラックは、上位クラス施設である津波及び内部溢水事象監視盤に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び転倒により衝突して、津波及び内部溢水事象監視盤に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

r. パースクリーン

下位クラス施設であるパースクリーンは、上位クラス施設である潮位計に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び転倒により衝突して、潮位計に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の損傷、転倒、落下等により波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設を第4-3表に示す。

第4-3表 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設
(建屋内施設の損傷、転倒、落下等) (1/2)

波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設
原子炉容器 原子炉容器支持構造物 蒸気発生器 制御棒駆動装置 機器搬入口 格納容器再循環ユニット 原子炉格納容器内水素処理装置 格納容器水素イグナイタ 主蒸気設備配管 主給水設備配管 原子炉補機冷却設備配管 制御用空気設備配管 格納容器スプレイ設備配管 格納容器再循環系ダクト 加圧器圧力 加圧器水位 格納容器内温度 蒸気発生器水位（広域） 蒸気発生器水位（狭域） 格納容器高レンジエリアモニタ（低レンジ） 格納容器高レンジエリアモニタ（高レンジ） 原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置 格納容器水素イグナイタ温度監視装置 C, D-格納容器再循環ユニット補機冷却水逃がし弁 真空逃がし弁 格納容器減圧ライン格納容器内側隔離弁	格納容器ポーラクレーン
使用済燃料ピット 使用済燃料ラック 破損燃料保管容器ラック 使用済燃料ピット監視カメラ 使用済燃料ピット温度（AM用） 使用済燃料ピット水位（AM用）	使用済燃料ピットクレーン
ほう酸ポンプ ほう酸フィルタ 化学体積制御設備配管	耐火隔壁

(注1) 詳細設計の段階で変更の可能性あり。

(注2) 津波防護施設等は5条耐津波設計方針で審査中であり、配置や構造等が変更となる可能性がある。

第4-3表 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設

(建屋内施設の損傷、転倒、落下等) (2/2)

波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設
主盤	中央制御室天井照明
主盤	1次系付帯コンソール
主盤	2次系付帯コンソール
主盤 津波及び内部溢水事象監視盤 ^(注2)	大型表示盤
原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水設備配管	原子炉補機冷却海水ポンプ竜巻防護ネット
原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ 原子炉補機冷却海水設備配管	原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ竜巻防護ネット
原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ 原子炉補機冷却海水設備配管	原子炉補機冷却海水ポンプ用天井クレーン
原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ 原子炉補機冷却海水設備配管	循環水ポンプ建屋
原子炉補機冷却海水設備配管	弁配管点検用モノレール
使用済燃料ピット 使用済燃料ラック 破損燃料保管容器ラック 使用済燃料ピット監視カメラ 使用済燃料ピット温度 (AM用) 使用済燃料ピット水位 (AM用)	燃料取扱棟 (鉄骨部)
使用済燃料ピット温度 (AM用) 使用済燃料ピット水位 (AM用)	使用済燃料ピット水中照明分電盤
SA用代替電源中継接続盤1	A-補助建屋排気ファン
使用済燃料ピット温度 (AM用) 使用済燃料ピット水位 (AM用)	補助建屋排気系統ダクト
津波及び内部溢水事象監視盤 ^(注2)	構内 LAN-全社 LAN ネットワークラック
潮位計 ^(注2)	バースクリーン

(注1) 詳細設計の段階で変更の可能性あり。

(注2) 津波防護施設等は5条耐津波設計方針で審査中であり、配置や構造等が変更となる可能性がある。

4.4 建屋外施設の損傷、転倒、落下等の観点

(1) 施設の損傷、転倒、落下等による影響

a. L型擁壁（A）

下位クラス施設であるL型擁壁（A）は、上位クラス施設である取水口の護岸コンクリート上に設置しており、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び落下により衝突して、貯留堰に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。また、落下により原子炉補機冷却海水系の通水機能に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

b. 衝突防止工

下位クラス施設である衝突防止工は、上位クラス施設である取水口及び貯留堰との離隔が十分でなく、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により衝突して、取水口及び貯留堰に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

c. タービン建屋

下位クラス施設であるタービン建屋は、上位クラス施設である原子炉建屋に隣接し、またディーゼル発電機建屋の周辺に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び転倒により衝突して、原子炉建屋及びディーゼル発電機建屋に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

d. 電気建屋

下位クラス施設である電気建屋は、上位クラス施設である原子炉建屋及び原子炉補助建屋に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び転倒により衝突して、原子炉建屋及び原子炉補助建屋に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

e. 出入管理建屋

下位クラス施設である出入管理建屋は、上位クラス施設である原子炉補助建屋に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び転倒により衝突して、原子炉補助建屋に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

f. 固体廃棄物貯蔵庫

下位クラス施設である固体廃棄物貯蔵庫は、上位クラス施設である空調上屋及び燃料タンク（SA）室の周辺に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び転倒により衝突して、空調上屋及び燃料タンク（SA）室に對して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

g. 避雷針

下位クラス施設である避雷針は、上位クラス施設である代替給電用接続盤、代替非常用発電機等の周辺に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷、転倒、落下等により衝突して、代替給電用接続盤、代替非常用発電機等に對して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

h. 周辺斜面①（原子炉建屋等背後斜面）

下位クラス施設である周辺斜面①（原子炉建屋等背後斜面）は、上位クラス施設である原子炉建屋、原子炉補助建屋等の周辺に位置しており、上位クラス施設の設計に適用する地震動により斜面が崩壊して、原子炉建屋、原子炉補助建屋等に對して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

i. 3号炉バックフィルコンクリート

下位クラス施設である3号炉バックフィルコンクリートは、上位クラス施設である原子炉建屋、原子炉補助建屋等の周辺に位置しており、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により衝突して、原子炉建屋、原子炉補助建屋等に對して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

j. 周辺斜面②（B1、B2—燃料油貯油槽タンク室背後斜面）

下位クラス施設である周辺斜面②（B1、B2—燃料油貯油槽タンク室背後斜面）は、上位クラス施設であるB1、B2—燃料油貯油槽タンク室及びB1、B2—ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレーナーの周辺に位置しており、上位クラス施設の設計に適用する地震動により斜面が崩壊して、B1、B2—燃料油貯油槽タンク室及びB1、B2—ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレーナーに對して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

k. 分解ヤード

下位クラス施設である分解ヤードは、上位クラス施設である取水ピットポンプ室及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室との離隔が十分でなく、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により衝突して、取水ピットポンプ室及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

l. 周辺斜面③（防潮堤背後斜面（堀株側））

下位クラス施設である周辺斜面③（防潮堤背後斜面（堀株側））は、上位クラス施設である防潮堤の周辺に位置しており、上位クラス施設の設計に適用する地震動により斜面が崩壊して、防潮堤に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

m. 周辺斜面④（堀株側盛土斜面）

下位クラス施設である周辺斜面④（堀株側盛土斜面）は、上位クラス施設である防潮堤の周辺に位置しており、上位クラス施設の設計に適用する地震動により斜面が崩壊して、防潮堤に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

n. 周辺斜面⑤（防潮堤背後斜面（茶津側））

下位クラス施設である周辺斜面⑤（防潮堤背後斜面（茶津側））は、上位クラス施設である防潮堤の周辺に位置しており、上位クラス施設の設計に適用する地震動により斜面が崩壊して、防潮堤に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

o. 構内排水設備（集水柵）

下位クラス施設である構内排水設備（集水柵）は、上位クラス施設である防潮堤との離隔が十分でなく、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により衝突して、防潮堤に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

p. 構内排水設備（排水管）

下位クラス施設である構内排水設備（排水管）は、上位クラス施設である防潮堤との離隔が十分でなく、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により衝突して、防潮堤に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

q. 循環水ポンプ建屋

下位クラス施設である循環水ポンプ建屋は、上位クラス施設である3号炉取水ピットスクリーン室防水壁、取水ピットスクリーン室等に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び転倒により衝突して、3号炉取水ピットスクリーン室防水壁、取水ピットスクリーン室等に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

r. 海水淡水化設備建屋

下位クラス施設である海水淡水化設備建屋は、上位クラス施設である3号炉取水ピットスクリーン室防水壁、3号炉放水ピット流路縮小工等の周辺に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び転倒により衝突して、3号炉取水ピットスクリーン室防水壁、3号炉放水ピット流路縮小工等に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

s. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（無線アンテナ）

下位クラス施設である統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（無線アンテナ）は、上位クラス施設である津波監視カメラの周辺に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷、転倒、落下等により衝突して、津波監視カメラに対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

t. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（衛星アンテナ）

下位クラス施設である統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（衛星アンテナ）は、上位クラス施設である津波監視カメラ用電路の上部に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷、転倒、落下等により衝突して、津波監視カメラ用電路に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

u. 定検機材倉庫

下位クラス施設である定検機材倉庫は、上位クラス施設である緊急時対策所及び空調上屋の周辺に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び転倒により衝突して、緊急時対策所及び空調上屋に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

v. 原子炉建屋棧橋

下位クラス施設である原子炉建屋棧橋は、上位クラス施設である原子炉建屋に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う水平変位、

損傷及び落下により衝突して、原子炉建屋に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

w. 原子炉補助建屋棧橋

下位クラス施設である原子炉補助建屋棧橋は、上位クラス施設である原子炉補助建屋に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う水平変位、損傷及び落下により衝突して、原子炉補助建屋に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。

ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の損傷、転倒、落下等により波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設を第4-4表に示す。